SOMPO JAPAN
HIMAWARI
LIFE

ディスクロージャー誌

損保ジャパンひまわり生命の現状

平成20年度決算のご報告

Report 2009

損保ジャパンひまわり生命

SOMPO JAPAN
HIMAWARI
LIFE

損保ジャパングループの目指す企業像

「リスクと資産形成に関する総合サービスグループ」という新しい事業像を確立し、自由化時代に適した自由な発想とチャレンジングな姿勢で、お客様･代理店･マーケットに評価され続け、株主価値を向上し続ける、確固たる存在感のある企業

損保ジャパングループの経営理念

損保ジャパングループの生命保険会社として、当社はグループの経営理念を共有します。

損保ジャパングループは、

●個人のくらしと企業活動に関わるリスクに、卓越した「解」を提供することを誇りとします
●お客様の期待を絶えず上回るサービスの提供を通して、株主価値を創造し、社員とともに成長します
●先進的な戦略と積極的な行動により、日本を代表する、高いプレゼンスのある企業グループでありつづけます

損保ジャパンひまわり生命

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「損保ジャパンひまわり生命の現状（平成20年度決算のご報告）」を作成いたしました。
2008年度の成果や取り組みなどを掲載しています。
本誌が、損保ジャパンひまわり生命をご理解いただくうえで、皆様のお役にたてれば幸いです。

会社概要（2009年3月末日現在）

設　　立：1981年（昭和56年）7月
営業開始：1982年（昭和57年）4月
資本金：172億5千万円
総資産：1兆730億円
保険料等収入：2,414億円
本社所在地：〒163-0435
東京都新宿区西新宿2−1−1　新宿三井ビル35階
TEL:03-3348-7011
URL:http://www.himawari-life.com/
代表取締役社長：松﨑　敏夫
従業員数：1,393名
株　　主：株式会社損害保険ジャパン（100%）

Contents

トップメッセージと経営方針
ご挨拶 …… 1

経営について

損保ジャパングループの概要
損保ジャパングループ …… 3
損保ジャパングループの事業戦略 …… 4

財務の健全性について
格付け …… 5
ソルベンシー・マージン比率 …… 6
実質資産負債差額 …… 6
基礎利益 …… 7
逆ざやの状況 …… 7
エンベディッド・バリュー …… 8
責任準備金の積立状況 …… 9

主要業績の推移
直近事業年度における事業の概況 …… 10
損益の状況 …… 10
主要業績の推移 …… 11
収支の状況 …… 13
資産・負債の状況 …… 15
平成20年度の一般勘定資産の運用状況 …… 17

お客様から「信頼される」生命保険会社を目指して
保険金支払体制と支払件数 …… 19
内部統制の整備と日本版SOX法対応 …… 20
コンプライアンス体制 …… 21
反社会的勢力対応態勢 …… 24
リスク管理体制 …… 25
お客様情報の取扱方針 …… 28

商品・サービス体制について

お客様から「選ばれる」生命保険会社を目指して
お客様の声への対応 …… 30
「お客様満足度調査」の実施 …… 33
カスタマーセンターのご案内 …… 34
お客様サービスプロセス改革（PT−SEED）の取り組み …… 35
CSRについて …… 35
販売チャネルのご案内 …… 37
情報開示 …… 38
カラダNAVI（健康応援サービス）のご案内 …… 39
商品ラインナップ …… 40
お申し込みに際するお客様への情報提供 …… 42
営業社員・代理店教育・研修の概略 …… 44

生命保険契約者保護機構
生命保険契約者保護機構とは …… 45

データファイル
コーポレート・データ …… 51
業績データ …… 65
用語集 …… 115

トップメッセージと経営方針

ご挨拶

平素より損保ジャパンひまわり生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、2008年度の弊社の活動状況等を取りまとめた「Report 2009 損保ジャパンひまわり生命の現状」を作成いたしました。弊社をより深くご理解いただくための一助となれば幸いです。

2008年度の事業概況

2008年度は、米国サブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱により、わが国におきましても日経平均株価がバブル経済崩壊後の最安値を記録するとともに、国内景気も輸出産業を中心に急速な後退局面に入りました。

このような環境下にありましたが、2008年度は新医療保険「健康のお守り」の発売などにより新契約件数で対前年度比197.4%、新契約年換算保険料も120.6%の結果となり、保有契約件数と保有契約高も対前年度比それぞれ105.9%、104.7%と堅調に推移いたしました。

これもひとえにお客様をはじめとして当社をご支援いただいた数多くの皆様のおかげであり、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

さて、2008年度、当社におきましては、販売基盤の強化、新商品・サービスの提供、コンプライアンス態勢の一層の強化などさまざまな経営課題に対して真摯に取り組んでまいりました。

まず、販売基盤強化につきましては、従来、代理店販売部門の研修・教育機能の大部分を損保ジャパン社に委託しておりましたが、その多くを当社が直接対応することにしました。これにより生保の専門性を有した当社社員によるきめ細かな支援を行う態勢を整えました。

次に商品開発面では、2008年8月、お客様の声を徹底的に取り入れて開発した新医療保険「健康のお守り」を発売しました。医療保険としては7年ぶりの大幅改定であり、2種類あった主契約を1本化したほか、特約数も31種類から8種類にするなど、シンプルな保障内容としました。また、「先進医療特約」など最新の医療保障ニーズに対応できるオプション保障も用意した結果、発売8カ月で15万件を超えるヒット商品となりました。

お客様サービス面に関しましては、「お客様目線に立ったサービスプロセスの改革」を実現することを目的として、全社プロジェクト「PT−SEED」を展開中です。より一層質の高いサービスのご提供を目指し、お客様との接点である募集から契約管理、保険金支払に至るまでのプロセスの見直しに着手いたしました。

また、2008年4月には苦情対応の国際規格である「ISO10002」への適合宣言を行い、全社に寄せられるお客様の声に対して会社全体で取り組み、サービス品質の向上につなげていく「お客様目線」での継続的な取り組みを行っております。

続きまして、コンプライアンスです。2008年度から全国各地に「募集管理オフィサー」を配置しました。募集管理オフィサーは全国の営業店を定期的に巡回して、保険募集に関する個別指導を行うなど、適切な保険募集態勢の整備を図っており、当社社員のコンプライアンスマイ

ンドの一層の向上に努めております。コンプライアンスはお客様から信頼され、当社が成長し続けていくための必須条件であり、今後とも経営の最重要課題のひとつとして取り組んでまいります。

2009年度の経営方針

今年度は2007年度にスタートした中期経営計画「program“SEED” ～次の種～」の最終年度となります。中期経営計画では、「お客様目線の経営」「成長戦略」「強固な財務･経営基盤」の3点を柱として、保障性商品を中心とした収入保険料の拡大による企業価値の増大を目指しております。

2008年度は新契約件数、保有契約件数等で増加に転じることができたものの、収入保険料は残念ながら前年度実績を下回りました。したがいまして、2009年度は販売基盤強化を経営方針の柱とし、収入保険料を増収に転じさせることを目指しております。そのためには、「健康のお守り」の勢いを持続させるとともに、5月にリニューアルした収入保障保険「家族のお守り」の販売を契機として、死亡保障商品の販売基盤強化を図っていく所存です。

なお、2009年度は「業務効率化」「生産性向上」の取り組みを強化するとともに、経営資源の効率的活用を推進し、より一層強固な経営基盤の構築を図ってまいります。

おわりに

当社の親会社である損保ジャパン社は、2009年3月、日本興亜損害保険株式会社と共同持株会社設立による経営統合に向けて基本合意しました。私ども損保ジャパンひまわり生命は、新たなグループの一員として「お客様第一」の理念を共有してサービス品質をさらに向上させるとともに、より一層の成長を遂げてまいる所存です。

そのために、コンプライアンスを大前提として、お客様の目線に立った創意工夫と努力を図り、社員全員が一丸となって社業に専念してまいります。

今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2009年7月

代表取締役社長 松崎 敏夫

損保ジャパングループの概要

損保ジャパングループ

（2009年7月1日現在）

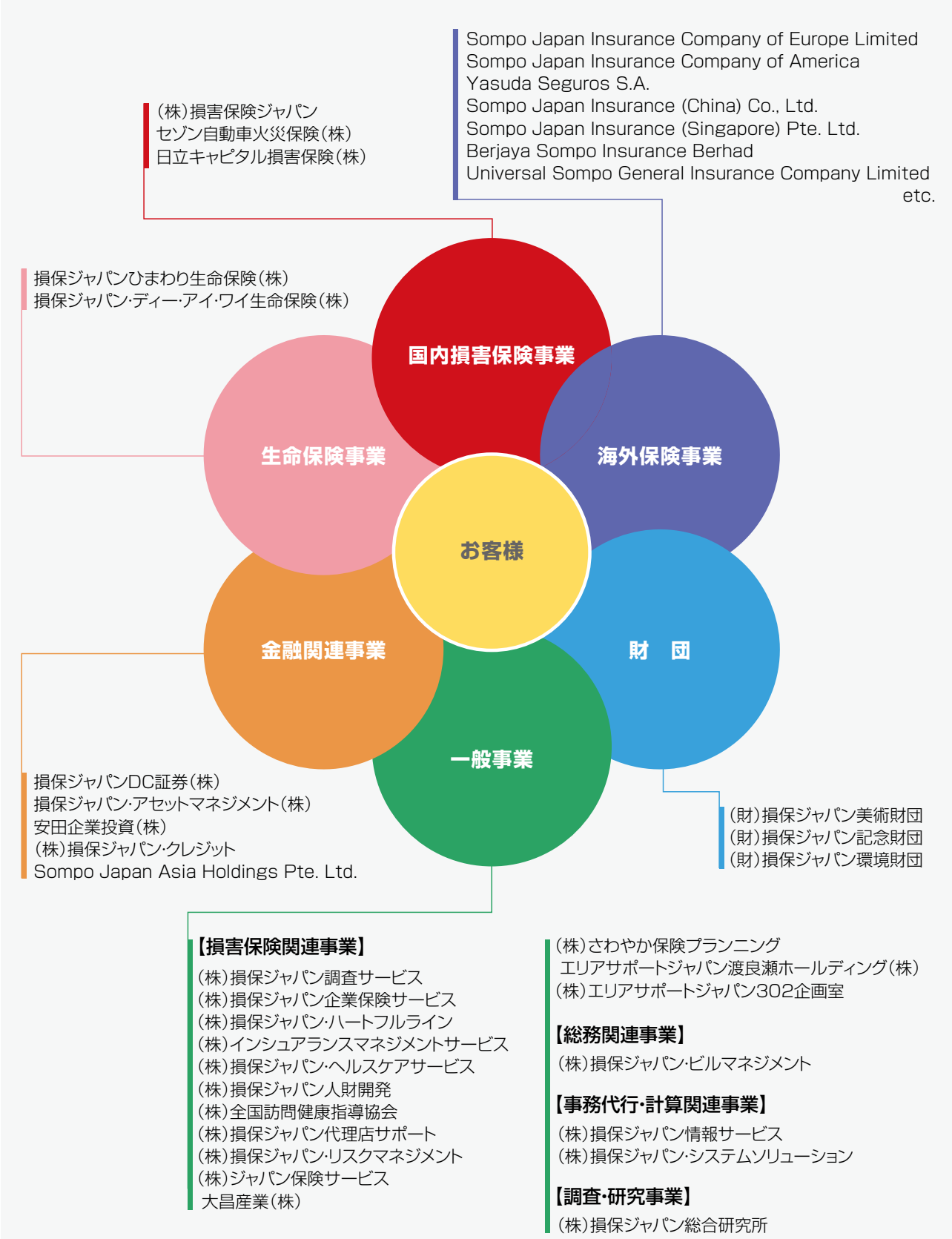

損保ジャパングループの事業戦略

損保ジャパンは、「自由な発想とチャレンジングな姿勢」を高め、従来の損害保険会社の事業領域の概念を大きく超え、「リスクと資産形成に関する総合サービスグループ」への飛躍を遂げることを通じて、より高いプレゼンスを目指し、邁進します。

経営の基本方針

損保ジャパングループは、「リスクと資産形成に関する総合サービスグループ」という企業像の実現を目指し、次の経営理念を掲げ積極的な事業展開を進めています。

損保ジャパングループは、

- ●個人のくらしと企業活動に関わるリスクに、卓越した「解」を提供することを誇りとします
- ●お客様の期待を絶えず上回るサービスの提供を通して、株主価値を創造し、社員とともに成長します
- ●先進的な戦略と積極的な行動により、日本を代表する、高いプレゼンスのある企業グループでありつづけます

中期的な事業戦略

(1)経営統合の効果の早期かつ最大限の発揮

損保ジャパンと日本興亜損害保険株式会社は、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合することに向けて合意しています。「お客様に最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献する新たなソリューション・サービスグループ」の創設に向けて、現時点で実現可能なものからスピード感を持って取り組み、機能・サービス等の標準化・共通化をはじめとした経営統合によるシナジー効果を早期かつ最大限に発揮することで、より一層の収益の拡大と効率化を追求し、持続的成長と企業価値の向上・社会への貢献を目指していきます。

(2)国内損害保険事業の収益性強化

コア事業である国内損害保険事業において、収益構造の改善に取り組むことが当社グループの持続的成長に向けて重要であるとの認識のもと、国内損害保険事業の収益拡大を目指し、マーケットシェアの拡大、損害率の改善を図るとともに、事業運営の効率化やコスト削減などによる事業費対策に徹底的に取り組んでいきます。

(3)お客様接点における品質向上

お客様から選ばれ続ける保険会社となるために、損保ジャパンの戦略の柱である「リテールビジネスモデル革新プロジェクト【PT−R】」を通じて、ビジネスモデルの効率化により収益性を高めること、お客様の利便性を高め高品質なサービスを提供することの2つを両立させていきます。

(4)成長分野への経営資源シフト

バランスの良い事業ポートフォリオの早期構築と持続的成長の実現に向けて、今後高い成長が見込まれる生命保険事業(第三分野含む)、海外保険事業、確定拠出年金・アセットマネジメント事業、ヘルスケア事業などへ経営資源を投入していきます。

(5)資本効率の向上

統合リスク管理のもと、財務健全性を重視した資本政策を遂行し高格付を維持するとともに、資本効率の向上、および株主還元の拡充に努め、企業価値の増大を目指していきます。

事業戦略の全体像

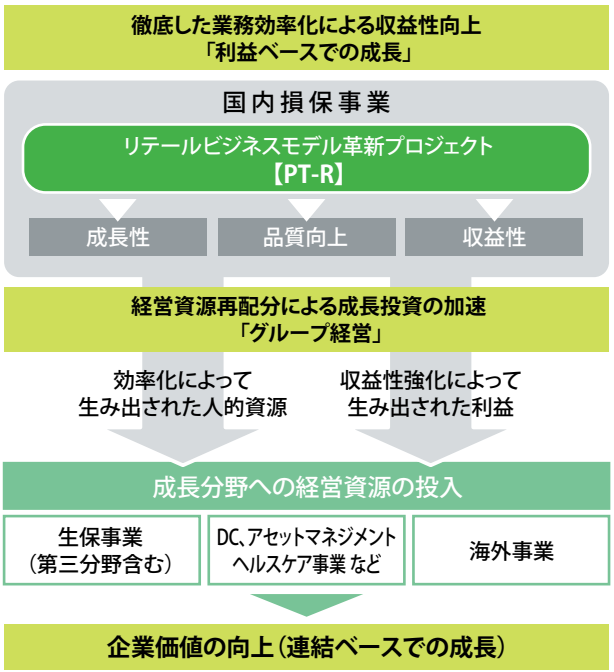

株主還元の方向性

株主還元の方針として、配当実額の安定的な増加を図ることを掲げています。なお、純資産配当率(Dividend on Equity:DOE)を2%とすることを目指しています。

2009年(平成21年)3月期の株主配当金は、この株主還元方針に基づき、1株につき20円としました。

今後も、株主価値の増大に努めると同時に、一層の株主還元の充実を図っていきます。

財務の健全性について

格付け

当社は世界を代表する格付け機関である、ムーディーズ社およびスタンダード&プアーズ社から高い格付けを取得しています。（2009年7月1日現在）

Aa3	ムーディーズ 保険財務格付け
AA-	スタンダード&プアーズ 保険財務力格付け

○保険財務格付けは、保険契約に基づいた債務を遅延なく履行する保険会社の能力について意見を表したもの。
○保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って保険金を支払う能力に関する保険会社の財務内容について意見を表したもの。

Aa1
Aa2
Aa3「Aa」の最下位

〈ムーディーズ社による格付けの定義〉（保険財務格付け）

Aaa	支払能力がきわめて優れている保険会社に対する格付け。
Aa	支払能力が優れている保険会社に対する格付け。
A	支払能力が良好である保険会社に対する格付け。
Baa	支払能力が適切である保険会社に対する格付け。
Ba	支払能力に疑問がある保険会社に対する格付け。
B	支払能力が弱い保険会社に対する格付け。
Caa	支払能力がかなり弱い保険会社に対する格付け。
Ca	支払能力がきわめて弱い保険会社に対する格付け。
C	支払能力が最低の保険会社に対する格付け。

〈スタンダード＆プアーズ社による格付けの定義〉（保険財務力格付け）

AAA	保険契約債務を履行する能力は極めて強い。スタンダード＆プアーズの最上位の保険財務力格付け。
AA	保険契約債務を履行する能力は非常に強い。最上位の格付け（「AAA」）との差は小さい。
A	保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。
BBB	保険契約債務を履行する能力は良好だが、上位の格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響を受けやすい。
BB	保険契約債務を履行する能力は限界的である。強みもあるが、事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が不十分となる可能性がある。
B	保険契約債務を履行する能力は弱い。事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が損なわれる可能性が高い。
CCC	保険契約債務を履行する能力は非常に弱い。債務の履行は良好な事業環境に依存している。
CC	保険契約債務を履行する能力は極めて弱い。債務をすべては履行できない可能性が高い。

AA＋
AA
「AA」の最下位 AA－

注：ムーディーズ社の格付け定義はムーディーズジャパン株式会社のホームページから転載し、一部を抜粋しています。スタンダード＆プアーズ社の格付け定義はスタンダード＆プアーズのホームページから転載し、CC未満の格付けについては省略しています。格付けは将来変更される可能性があります。（2009年7月1日現在）

ソルベンシー・マージン比率

2008年度末におけるソルベンシー・マージン比率は、前年度同水準の2,385.0%となりました。

2,385.0%
2008年度末

○ソルベンシー・マージン比率とは、大震災、株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」があるかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%を上回っていれば、安定的な経営を維持する上での一つの基準を満たしていることを示します。

（単位：百万円）

項　目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	144,526	149,939
リスクの合計額（B）	12,069	12,573
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	**2,394.8%**	**2,385.0%**

（詳細はP.77をご参照ください。）

実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標の一つとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。
当社の2008年度末の実質資産負債差額は1,496億円となり、2007年度末実績1,478億円に対して18億円の増加となりました。

1,496億円
2008年度末

財務の健全性について

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標の一つであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入などの臨時損益を控除した損益として計算されます。当社の2008年度の基礎利益は、保険料等収入の減少や事業費の増加などにより125億円となり、2007年度実績193億円に対して68億円の減少となりました。

125億円
2008年度

逆ざやの状況

2008年度の逆ざや額は57億円となり、前年度実績60億円に比べ3億円減少しました。
当社では、この逆ざや額を年間トータル収益でカバーし、基礎利益を125億円確保しています。
このように、当社の年間トータル収益は逆ざや額を大きく上回っており、会社の収益力は逆ざやをカバーするのに十分な水準にあると言えます。

〈逆ざや額の算出方法〉

逆ざや額 ［57億円］ ＝ （基礎利益上の運用収支等の利回り ※1 ［1.87%］ － 平均予定利率 ※2 ［2.49%］） × 一般勘定責任準備金 ※3 ［9,345億円］

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。
（期始責任準備金＋期末責任準備金－予定利息）×1/2

エンベディッド・バリュー

エンベディッド・バリューの概要

当社は、経営状況をよりご理解いただくことを目的として、エンベディッド・バリュー（以下「EV」）を公表しています。
EVとは、「企業の純資産価値」と「保有契約からもたらされる将来利益の現在価値」を合計したものです。
EVは、欧州やカナダでは損益計算書等の会計情報を補完し、生命保険会社の価値・業績を評価する指標として使用されています。当社でも、このEVを経営管理上重要な「社内評価指標」と位置づけています。

2008年度末のEV

2008年度末のEVは2,445億円で、その内訳は、純資産価値が625億円、保有契約価値が1,820億円です。
2007年度末と比較して19億円の減少となりました。

〈過去3年間のEV〉

（単位：億円）

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
純資産価値（注1）	444	560	625
保有契約価値（注2）	1,978	1,904	1,820
年度末EV	2,422	2,464	2,445
うち新契約価値（注3）	169	22	68

（注1）純資産価値＝純資産の部（除く評価・換算差額等合計）＋ 負債中の内部留保（価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額）＋ 一般貸倒引当金（税引後）－ 負債中の内部留保に係る税効果額
（注2）保有契約価値＝将来の税引後利益の現在価値 － 資本コストの現在価値
「資本コスト」は、前提とするソルベンシー・マージン比率を維持していくために必要な資本等の額に対して割引率と運用利回りの差から生じる利息差です。
（注3）「うち新契約価値」は、年度末EV総額のうちの新契約分の数値を表しています。

〈EV推移〉

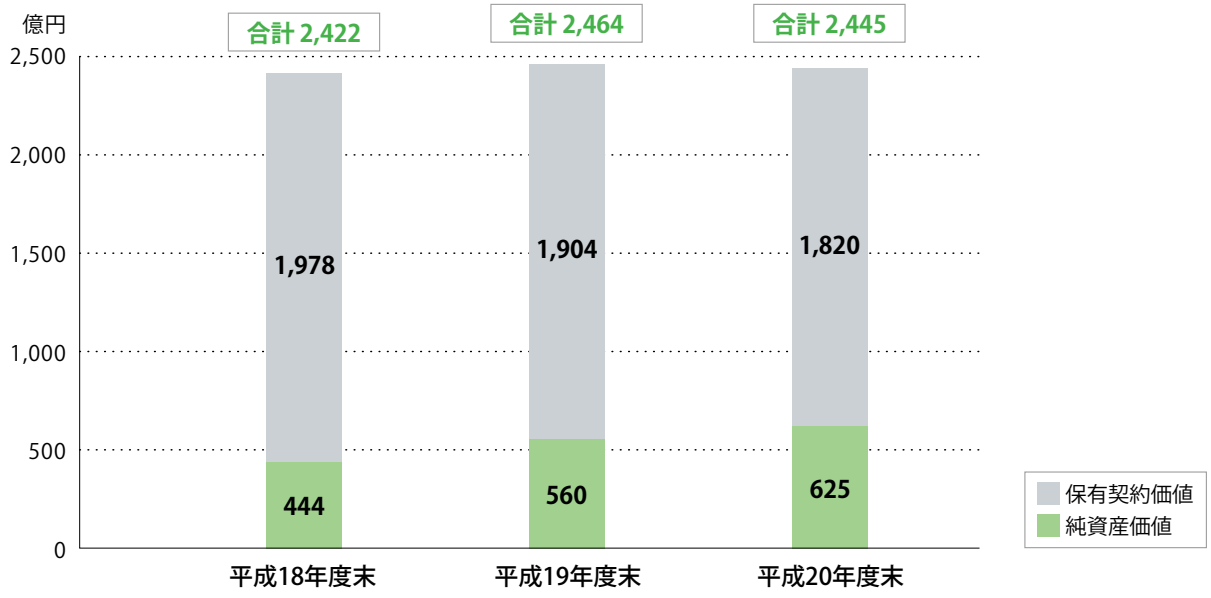

財務の健全性について

2007年度末から2008年度末への変動要因

2007年度末から2008年度末へのEVの変動要因は下表のとおりです。
主な変動要因としては、2008年度に獲得した契約の新契約価値による増加、前提条件変動の影響、想定と実績の差による減少があげられます。

（単位：億円）

	変動要因	影響額
変動要因	新契約価値	68
	前年度末保有契約価値からの割引のリリース	133
	資産運用前提以外の前提条件変動による影響	−119
	資産運用前提の変動による影響	−29
	想定と実績の差	−72
合計		−19

その他

- 保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるミリマン・インク（Milliman,Inc.）から、意見書を受領しています。
（意見書およびEVに関する詳細については当社ホームページにてご参照いただけます。）
- EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。これらの理由により、EVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金･年金･給付金等の支払いに備え、責任準備金の積立が義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立を実施しています。また、2007年度より、第三分野保険に対しては、将来の給付金等の支払い率の上昇を見込んだストレステストを実施し、その結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられました。なお、2008年度の当社のストレステストでは、責任準備金の積立水準に問題はないという結果となり、責任準備金の積増しを実施していません。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2008年度の新契約高は前年度比97.2%の1兆5,704億円と減少しましたが、保有契約高は前年度末比104.7%の9兆5,293億円と伸展しました（契約高は個人保険と個人年金保険の合計）。

保険料等収入は逓増定期保険の解約増加などにより、前年度比95.3%の2,414億円となりました。
総資産は当年度中に370億円増加し、当年度末には1兆730億円となりました。

〈主要業績の状況〉

	平成19年度（末）	平成20年度（末）	前年度（末）比
新契約高	1兆6,148億円	1兆5,704億円	97.2%
保有契約高	9兆990億円	9兆5,293億円	104.7%
保険料等収入	2,532億円	2,414億円	95.3%
総資産	1兆359億円	1兆730億円	103.6%

〈保有契約の過去5年度分の推移〉

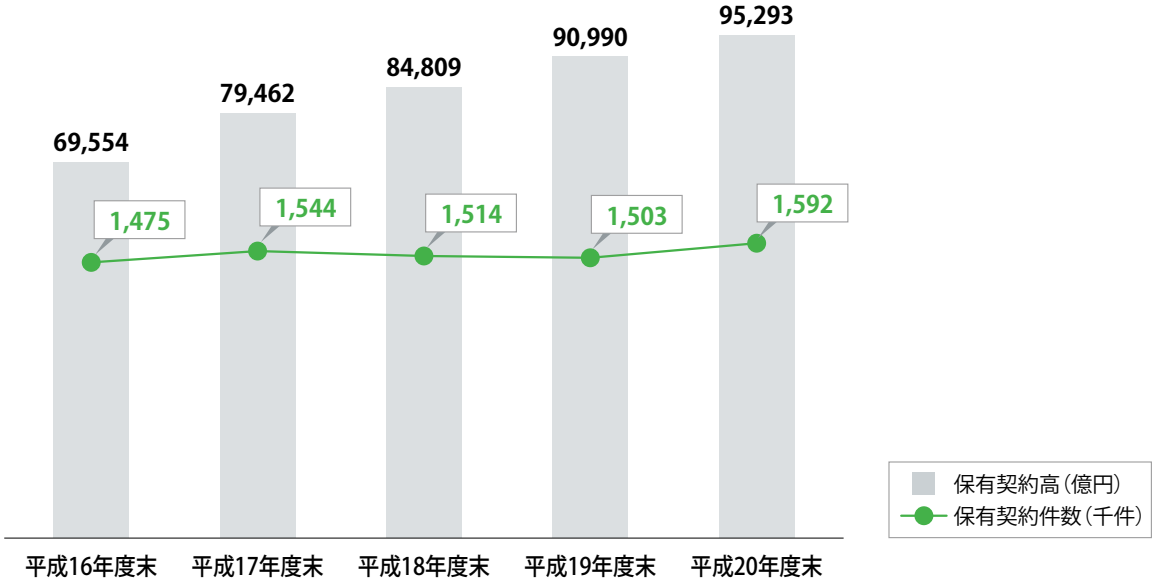

（注）保有契約高および保有契約件数は個人保険と個人年金保険の合計

損益の状況

2008年度の経常利益は111億円となり、前年度実績192億円に比べ81億円減少しました。
当期純利益は58億円となり、前年度実績105億円に比べ47億円減少しました。

基礎利益は125億円となり、前年度実績193億円に比べ68億円の減少となりました。

主要業績の推移

（単位:百万円）

	平成16年度（末）	平成17年度（末）	平成18年度（末）	平成19年度（末）	平成20年度（末）
総資産	698,593	814,238	949,933	1,035,988	1,073,052
有価証券残高	644,126	749,814	884,443	960,980	993,085
責任準備金残高	664,989	778,301	879,690	954,945	987,198
経常収益	239,219	270,355	281,304	270,735	260,182
保険料	225,150	252,285	262,368	249,359	236,671
資産運用収益	11,364	14,734	15,577	17,415	18,655
保険金等支払金	88,918	98,281	111,052	125,454	159,576
うち解約返戻金	48,103	53,395	67,101	78,406	109,171
経常利益	2,465	4,388	14,674	19,232	11,115
当期純利益	9	1,418	7,722	10,578	5,867
ソルベンシー・マージン比率	1,659.9%	1,618.1%	2,136.1%	2,394.8%	2,385.0%
新契約高	1,364,894	1,768,564	1,383,512	1,614,880	1,570,446
保有契約高	6,955,469	7,946,221	8,480,949	9,099,013	9,529,382

（注）新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

〈総資産の推移〉

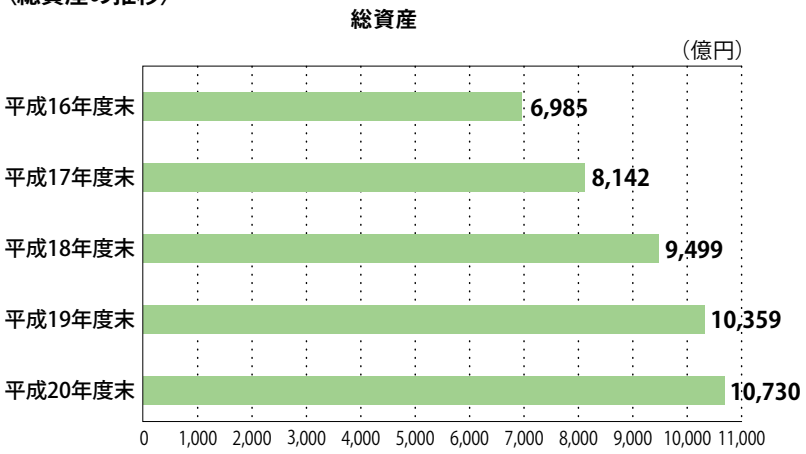

2008年度中に総資産が370億円増加し、順調に拡大しています。

〈保険料の推移〉

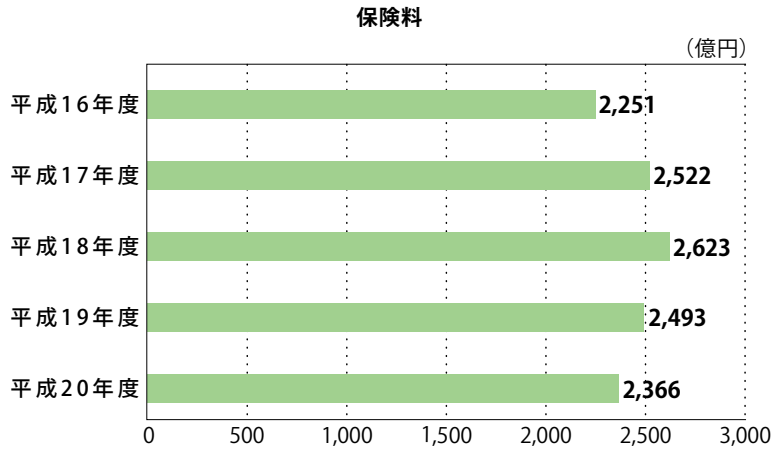

保険料は、一般事業会社の売上高に相当します。2008年度は、対前年度比5.1%の減少となりました。

〈ソルベンシー・マージン比率の推移〉

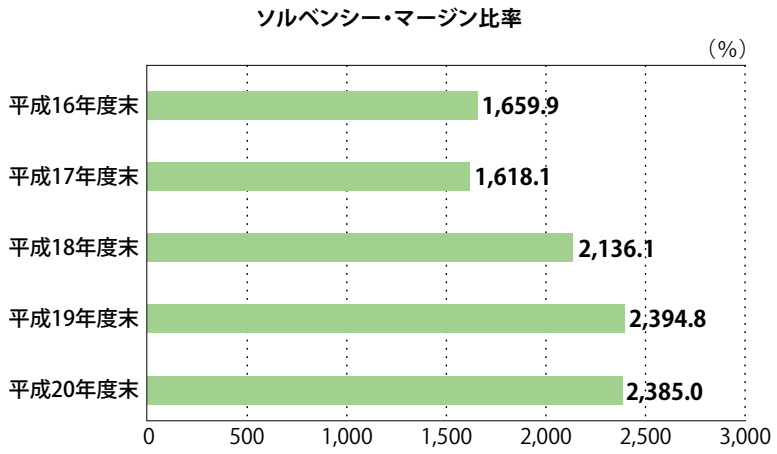

2008年度末のソルベンシー･マージン比率は、2,385.0%となり、引き続き高水準を維持しています。

〈保有契約高の推移〉

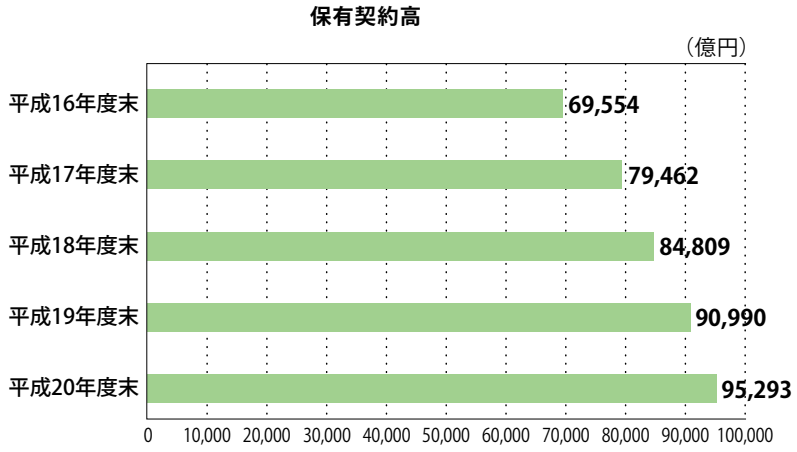

保有契約高は、個々の被保険者様に対して当社が保障する金額の総合計額です。
毎年着実に増加し、2008年度末は前年度末比4.7%増となりました。
（注）保有契約高は個人保険･個人年金保険の契約高の合計です。

主要業績の推移

収支の状況

〈損益計算書（抜粋）〉

（単位：百万円）

科　目		平成20年度		平成19年度
		金　額	増減額	金　額
経常収益	①	260,182	△10,552	270,735
保険料等収入		241,458	△11,777	253,235
保険料	②	236,671	△12,688	249,359
再保険収入		4,786	911	3,875
資産運用収益	③	18,655	1,240	17,415
うち利息及び配当金等収入		17,546	1,005	16,541
うち有価証券売却益		736	△69	806
その他経常収益		68	△15	84
経常費用	④	249,067	△2,435	251,502
保険金等支払金	⑤	159,576	34,121	125,454
保険金		21,583	777	20,806
年金		829	138	691
給付金		21,188	2,132	19,055
解約返戻金		109,171	30,764	78,406
その他返戻金		1,786	203	1,583
再保険料		5,016	106	4,910
責任準備金等繰入額	⑥	33,040	△44,230	77,270
資産運用費用	⑦	4,624	2,355	2,269
うち支払利息		16	△20	36
うち有価証券売却損		116	△48	164
うち有価証券評価損		1,296	1,296	—
事業費	⑧	50,541	5,238	45,302
その他経常費用		1,284	79	1,204
経常利益	⑨	11,115	△8,117	19,232
特別利益		230	13	216
特別損失		32	△817	849
契約者配当準備金繰入額	⑩	1,782	△3	1,785
税引前当期純利益		9,530	△7,283	16,813
法人税及び住民税		5,108	△2,767	7,875
法人税等調整額		△1,444	195	△1,640
法人税等合計		3,663	△2,571	6,235
当期純利益	⑪	5,867	△4,711	10,578

①経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

②保険料	ご契約者様から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。

*法人契約などの解約増加に伴う減少が主な要因となり、前年度比5.1%減少しました。

③資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

*当社では、その94.1%を利息及び配当金等収入が占めています。

④経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。

⑤保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もこちらに計上します。

⑥責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金･給付金等の支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。損益計算書上は、(繰入額−戻入額)の差額で表示されます。

*前年度比で442億円減少していますが、収入保険料の減少と保険金等支払金の増加の影響によるものです。

⑦資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。

⑧事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

*前年度比52億円増加していますが、新契約の増加に伴う募集経費増および将来の成長に備えた先行投資による支出の増加などが主な要因となっています。

⑨経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。

⑩契約者配当準備金繰入額	ご契約者様に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。

*当社では、そのほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。

⑪当期純利益	税引前当期純利益から法人税等を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

主要業績の推移

資産・負債の状況

〈貸借対照表（抜粋）〉

（単位：百万円、%）

科　目		平成20年度末			平成19年度末
		金　額	増減額	構成比	金　額
（資産の部）					
現金及び預貯金		24,455	△2,054	2.3	26,510
有価証券	①	993,085	32,105	92.5	960,980
国債		523,145	50,272	48.8	472,872
地方債		70,419	△6,297	6.6	76,716
社債		297,689	△5,313	27.7	303,002
株式		3,456	△1,365	0.3	4,821
外国証券		98,374	△5,191	9.2	103,566
貸付金	②	15,869	2,305	1.5	13,564
有形固定資産		898	437	0.1	461
無形固定資産		1,884	1,831	0.2	52
代理店貸		265	△55	0.0	321
再保険貸		2,699	559	0.3	2,139
その他資産		21,808	60	2.0	21,747
うち未収金		15,098	△758	1.4	15,856
うち未収収益		3,064	△54	0.3	3,119
うち預託金		2,383	339	0.2	2,044
繰延税金資産	③	12,210	1,868	1.1	10,342
貸倒引当金		△124	7	△0.0	△132
資産の部合計	④	1,073,052	37,064	100.0	1,035,988
（負債の部）					
保険契約準備金		1,007,542	32,989	93.9	974,553
支払備金	⑤	18,076	786	1.7	17,289
責任準備金	⑥	987,198	32,253	92.0	954,945
契約者配当準備金		2,267	△51	0.2	2,319
代理店借		1,409	△33	0.1	1,443
再保険借		1,478	△24	0.1	1,503
その他負債		8,277	△966	0.8	9,243
退職給付引当金		430	196	0.0	233
役員退職慰労引当金		27	12	0.0	14
特別法上の準備金		693	△230	0.1	924
価格変動準備金		693	△230	0.1	924
負債の部合計		1,019,859	31,942	95.0	987,916
（純資産の部）					
資本金		17,250	―	1.6	17,250
資本剰余金		10,000	―	0.9	10,000
利益剰余金		25,967	5,867	2.4	20,100
その他有価証券評価差額金	⑦	△24	△745	△0.0	720
純資産の部合計		53,193	5,121	5.0	48,071
負債及び純資産の部合計		1,073,052	37,064	100.0	1,035,988

①有価証券	有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国･企業等が発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式等、海外の国･企業等が発行する有価証券への投資の総称です。

＊当社の一般勘定資産の資産運用ポートフォリオはALM（資産･負債の総合管理）の観点から、保険契約の特性を勘案して、為替リスクと株価変動リスクを排除しており、高格付けの円貨建債券を中心とした健全かつ効率的な運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保を図っています。

②貸付金	生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

＊当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

③繰延税金資産	税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

④資産の部合計

＊当年度中に総資産が370億円増加し、当年度末には1兆730億円となり、3.6%増と拡大を続けています。

⑤支払備金	支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金等のうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

⑥責任準備金	将来の保険金･年金･給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。 責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

＊当社は平準純保険料式による積み立てを行っています。

⑦その他有価証券評価差額金	生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社･関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

＊当社の一般勘定で保有している有価証券は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が84.8%、その他有価証券が15.2%です。

主要業績の推移

平成20年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2008年度の日本経済は、当初は足踏み状態で推移していたものの、6月以降は米国での金融不安が再燃、9月には大手金融機関の破綻を契機に世界的な金融危機にまで発展したことにより、企業業績や個人消費が大幅に落ち込み、マイナス成長を記録しました。

長期金利は、6月下旬まではインフレ懸念を背景に1.8%台まで上昇したものの、その後は世界的な金利低下の影響や日銀による二度の利下げもあり、一時は1.2%台を割り込む水準まで低下、3月末には1.3%台半ばの水準となりました。

日経平均株価は、6月までは1万4千円近辺で推移していましたが、金融危機後は下落基調が続き一時はバブル後最安値の7千円台前半まで下落しました。その後も低い水準で推移し、3月末は8,109円となりました。

当社の運用方針

将来の保険金等の確実なお支払いに備え、当社は保険契約の特性を勘案したALM運用を行っています。

具体的には、株価変動リスクを排除するとともに、信用リスクも抑えた運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保を図っています。信用リスクのヘッジ手段としては、クレジット･デフォルト･スワップ取引を一部利用しています。

上記の運用方針に基づき、当社の一般勘定は高格付けの円貨建債券の満期保有を中心とした資産運用ポートフォリオとなっています。

ALMの推進

資産と負債を総合的に管理していくことをALM（アセット･ライアビリティ･マネジメント）といいます。生命保険会社の負債は、将来の保険金等のお支払いに備えて積み立てられた責任準備金が大部分を占めており、金利が固定された長期間のものが多いという特徴があります。資産を運用する際に、そのような保険契約の特性を考慮することは、生命保険会社としての健全性を維持する上で重要であると考えられます。

当社では、ALM委員会を定期的に開催し、ALMの考えに基づいた資産運用を行っています。

運用実績の概況

資産配分

2008年度末の一般勘定資産は、前年度末に比べ395億円増加し1兆606億円（前年度末比103.9%）となりました。当年度末における主な資産構成は有価証券9,823億円（一般勘定占率92.6%）、現預金230億円（同2.2%）となっています。

〈一般勘定資産の構成　2008年度末〉

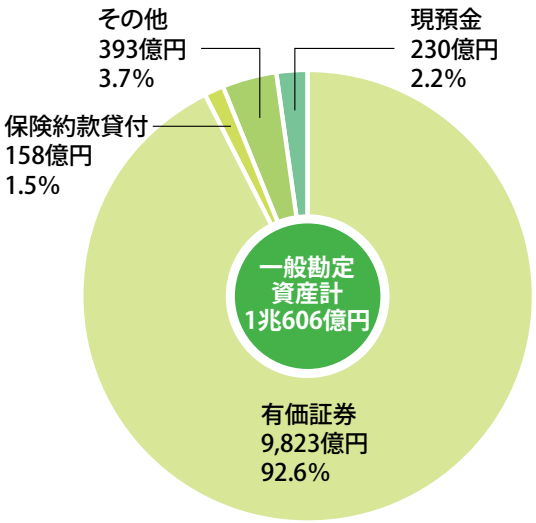

〈有価証券の構成　2008年度末〉

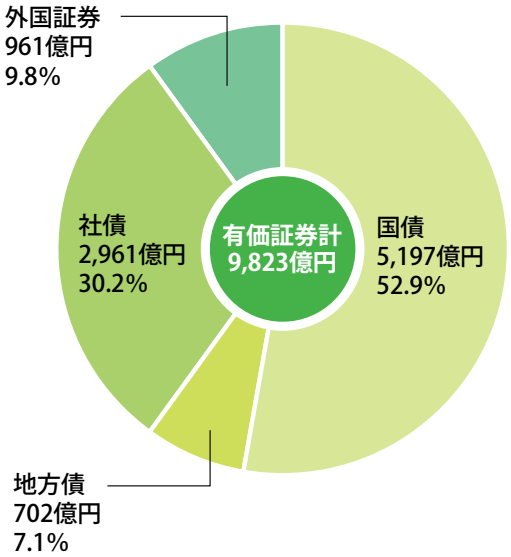

資産運用収支

資産運用収益は利息及び配当金等収入の増加などにより186億円となりました。一方、資産運用費用は有価証券評価損の計上などにより15億円となりました。その結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、前年度と同水準の171億円となりました。

〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉

●資産運用収益

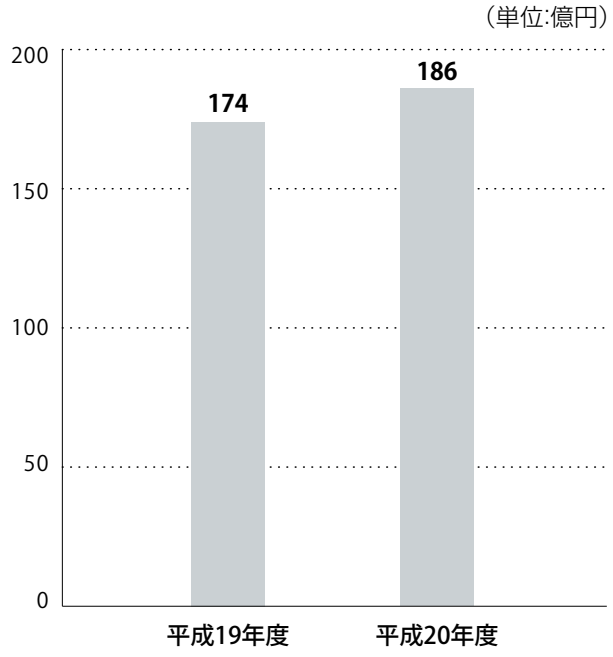

●資産運用費用

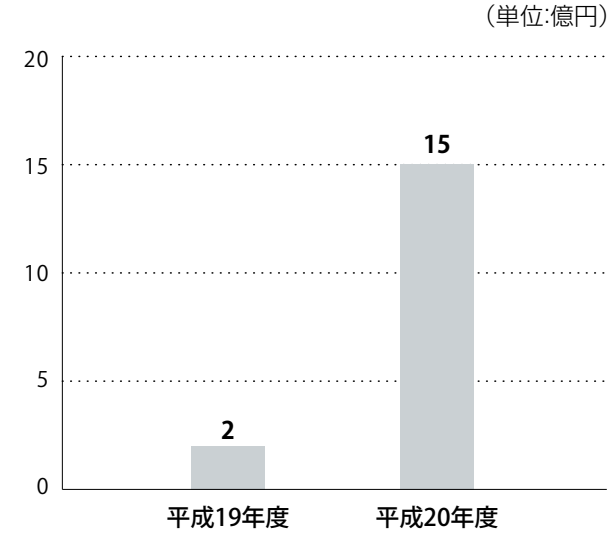

財務の健全性

当社が当年度末に保有する国内外の債券残高の96.9%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格3.1%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成　2008年度末〉

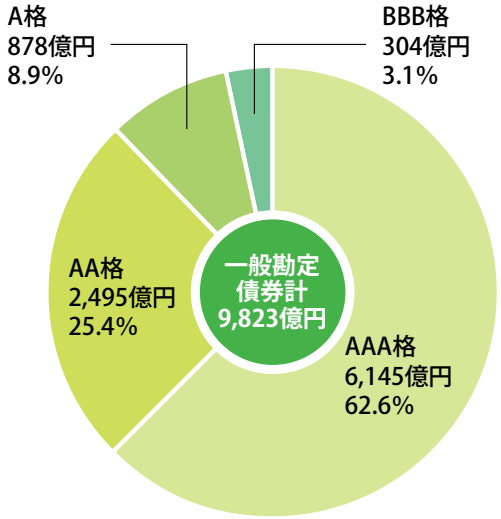

証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資の状況

証券化商品への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

お客様から「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金支払体制と支払件数

当社では、お客様から信頼いただける保険会社を目指し、迅速かつ適切な保険金のお支払いができる仕組みづくりに取り組んでいます。これまでの体制に加え、2008年9月に「保険金等支払審査会」を設置し、社外専門家による個別事案の検証強化およびお客様からの事案審査のご要望に対応しています。

〈2009年度保険金等支払管理体制〉

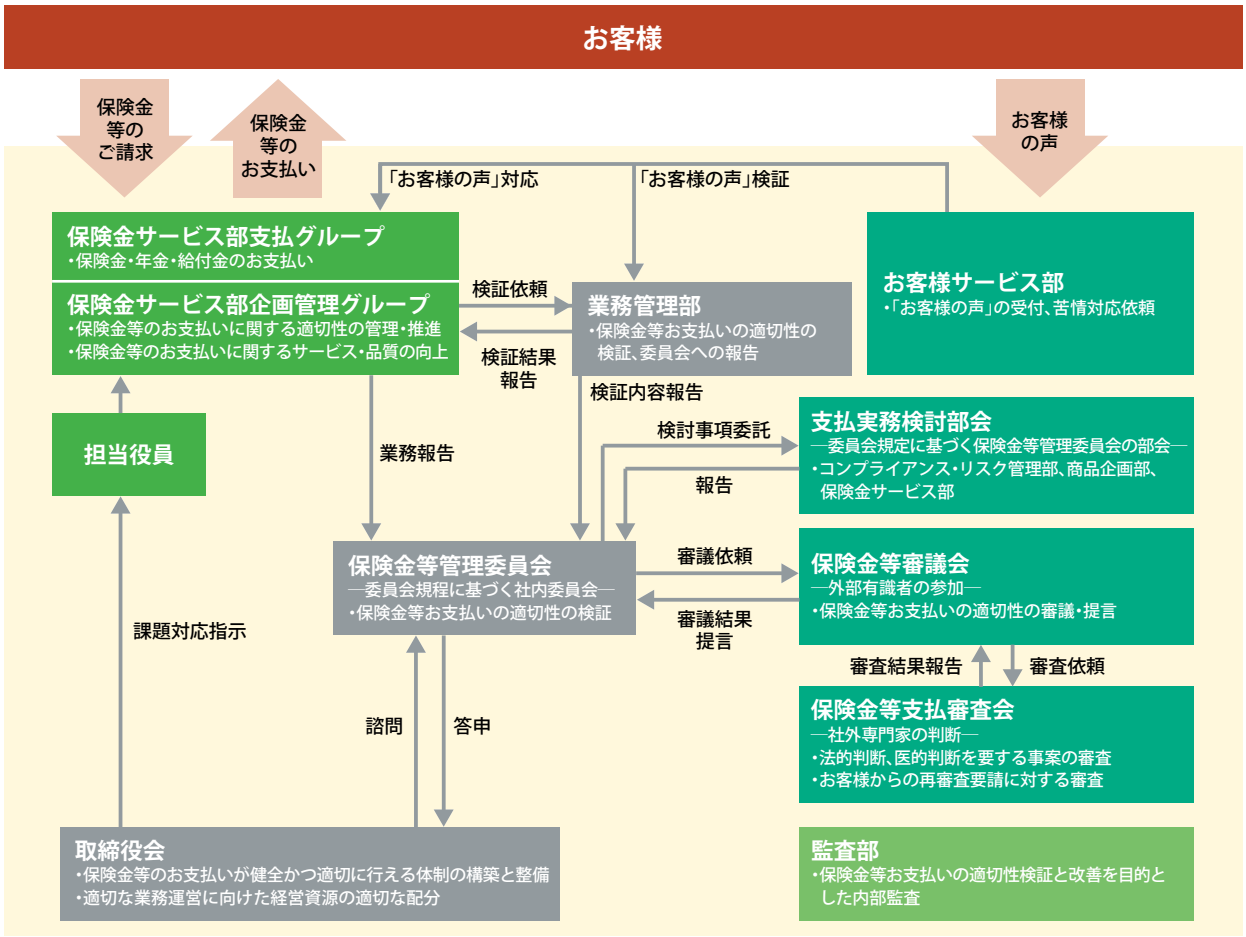

〈支払件数と金額〉

（単位:件、百万円）

		個人保険				団体保険			
		2007年度		2008年度		2007年度		2008年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金	2,468	13,951	2,662	14,635	27,219	4,760	26,956	4,644
	満期保険金	735	2,095	621	2,304	―	―	―	―
給付金	入院・手術給付金等	78,285	11,074	77,637	11,178	898	14	808	9
	生存給付金	84,354	7,966	85,564	9,999	―	―	―	―
年金		2,158	673	2,506	810	364	18	364	19
合計		168,000	35,761	168,990	38,927	28,481	4,792	28,128	4,674

内部統制の整備と日本版SOX法対応

当社では、取締役会において、以下のような内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っています。

内部統制システム構築に係る基本方針

取締役は、職務執行に際して法令および定款を誠実に遵守するとともに、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の質の向上を目指します。

1.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会が定める情報管理に関する規程に基づき、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を体系的に保存し、管理します。

2.損失の危険の管理に関する体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち経営に重大な影響を及ぼし得る以下のリスクについて、取締役会が定めるリスク管理に関する規程に基づき、リスクを把握して管理する体制およびこれらのリスクを統合し管理する体制を整備します。

・保険引受リスク　・資産運用リスク　・流動性リスク
・オペレーショナルリスク　・災害リスク

3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図ります。

また、当社は、使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織および職制に関する規程において組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲などを網羅的に定めるとともに、執行役員制を採用して執行責任を分掌させます。

4.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、取締役会が定める倫理行動規範等に基づき、取締役会の諮問機関として設置したコンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス推進計画を策定し、取締役および使用人に対する研修を実施するなど、法令等遵守態勢を整備します。またコンプライアンス上の問題が発生した際の報告･通報、情報収集、調査･分析および再発防止に関する体制についてコンプライアンス委員会を中心に整備します。

5.企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、「損保ジャパングループの経営理念」を遵守し、親会社から親会社以外の利害関係者に不当な不利益を強いるおそれのある指示･命令等があったときは、弁護士等と連携するなどして事態の適正化を図り、当該不当な不利益が生じることのないように努めます。

6.監査役が補助者を求めた場合における取扱い

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会が定める監査役補助者に関する規程に基づき、使用人の中から監査役補助者を選任します。

7.監査役補助者の取締役からの独立性確保のための体制

当社は、監査役補助者の選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、取締役会が定める監査役補助者に関する規程に基づき、監査役の意見を聴き、またはその同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立性を確保します。

また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等からの指示を受けません。

8.監査役への報告に関する体制

当社は、監査役会の同意を得て、取締役および執行役員その他の使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図ります。

取締役および執行役員その他の使用人は、上記の定めに基づく報告を確実に行うとともに、監査役から当該定めのない事項について報告を求められたときは、速やかに対応するものとします。

また、監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告します。

9.その他監査役監査の実効性確保のための体制

当社は、監査役が本社および営業部門に立ち入って監査を行う場合やその他監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力することとします。

また、監査役に経営協議会その他重要な会議への出席を求め、取締役および執行役員その他の使用人との十分な意見交換を求めるものとします。

日本版SOX法対応

2006年6月14日に公布された金融商品取引法のうち、いわゆる日本版SOX法は2008年度から適用となりました。当社は損保ジャパンの連結ベースでの重要な事業拠点であり、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、財務報告に係る内部統制を整備、運用および評価しています。

コンプライアンス体制

当社は、お客様・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進体制の強化に努めています。

コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社が法令等を遵守した業務の遂行を確保するための態勢の整備に関する基本的な事項を定めた「コンプライアンス規程」、当社および当社役職員の企業倫理に基づく行動の基本方針としての「倫理行動規範」および保険販売等におけるコンプライアンスの一層の徹底のための「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

この方針のもと、役員および本社関連部門で構成されるコンプライアンス委員会を中心に、年度毎の重点課題として「コンプライアンス基本方針」およびこれに基づいた「コンプライアンス・プログラム」（推進計画）を策定し、各部の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、各部門長（部長・支社長）をコンプライアンス責任者に任命して、各部門のコンプライアンス推進の責任者とし、また本社各部においてはコンプライアンス責任者（部長）を補佐する役割としてコンプライアンスアドバイザーを任命し、コンプライアンス推進統括部門であるコンプライアンス・リスク管理部と保険募集に関するコンプライアンス担当部門の業務管理部およびコンプライアンス担当部門である本社各部が連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また2008年度から営業店への指導や法令等遵守の状況をモニタリングする募集管理オフィサーを配置し、営業店における適正な募集管理をさらに強化しています。

これらのコンプライアンス推進の取り組みは、定期的に取締役会に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。

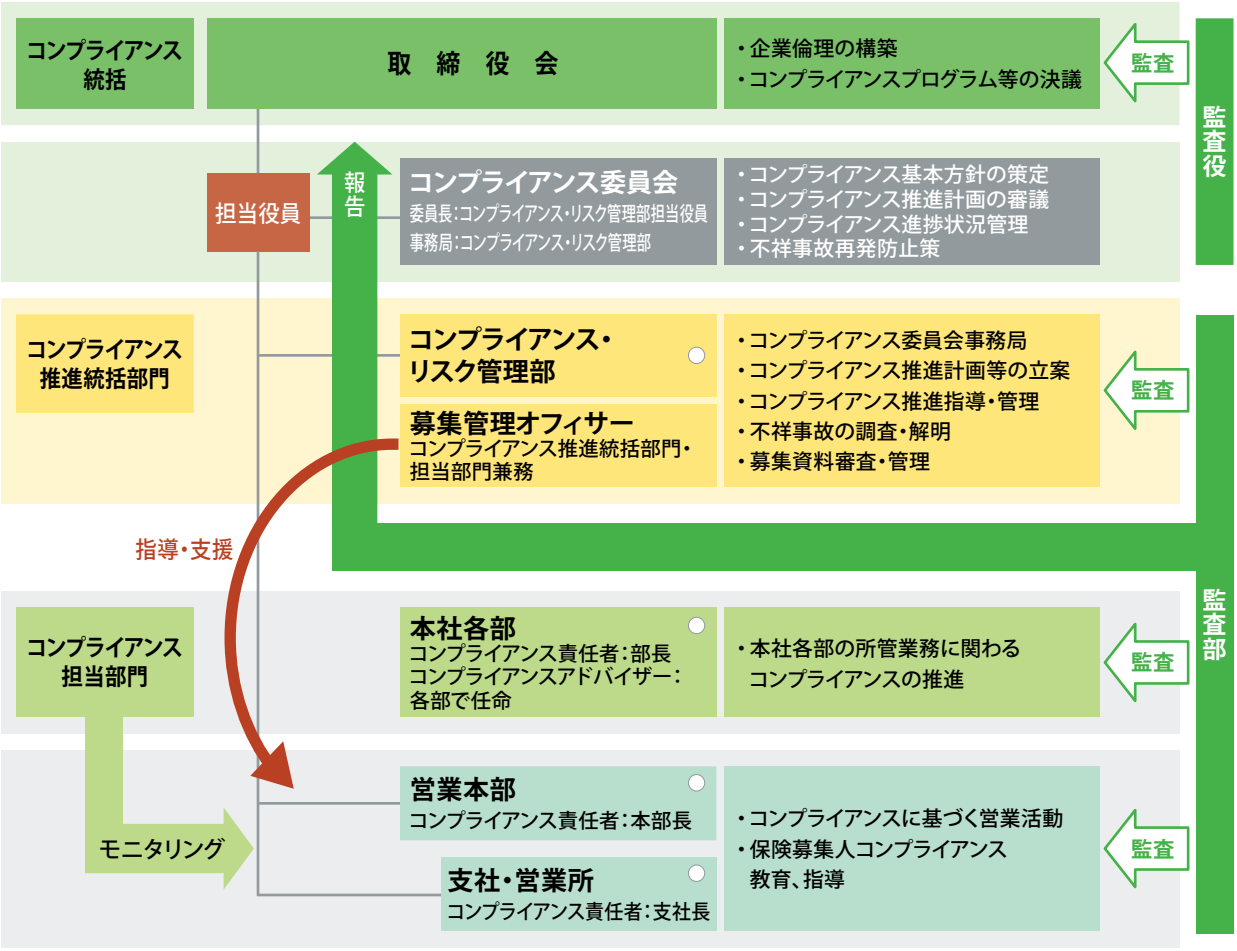

○コンプライアンス責任者を配置

コンプライアンス推進の具体的取り組み

コンプライアンスの定着･徹底を図るため、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を配布して倫理行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンス研修を定期的に行うものとし、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図るとともに、定期的に「コンプライアンス･テスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に携わる代理店および保険募集人の意識向上を図るため「エージェント業務ハンドブック コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンス･ガイダンス」等のツールを作成し、研修･指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.23参照)を制定し、その周知･徹底を図っています。

さらに、保険販売等に関して法令、各種ルール、勧誘方針等を確実に遵守した適正な営業活動を行うための指針として「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成とコンプライアンス徹底に向けた着実な取り組みを進めています。「勧誘方針」「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」は、この2009年4月1日付で、保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定めることなどにより、適切な保険販売を行う旨をより明確に規定する改定を実施しました。

そして、コンプライアンスの取り組みに関する情報や、法令上の疑義が生じた際の情報等がコンプライアンス責任者より速やかにコンプライアンス･リスク管理部に集約されるように規程･仕組みを構築しています。

また、何らかの理由でコンプライアンス責任者から報告できない事案や、コンプライアンス上の疑義･疑問を全社員から直接受け付ける窓口として「企業倫理相談窓口(通称:ヘルプライン)」を設置し、運営しています。

このヘルプラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報･相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。

コンプライアンス体制

損保ジャパンひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

■保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することはもちろん、保険制度が健全に運営されるよう努めて参ります。

■販売等にあたっては、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘活動を行って参ります。特に、70歳以上のご高齢者に対する保険販売に際しては、十分な理解をいただくために必要な場合にはご家族へのご相談、商品説明・申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客様に十分に理解いただいたうえで加入いただくことに努めます。

■保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努めます。

お客様の保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

■ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・勧誘活動を行って参ります。

■特に、市場リスクを伴う変額保険等の投資性商品については、お客様の投資経験、投資目的、財産の状況等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。

■お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。

お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

■販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。

■お客様と直接対面しない勧誘・販売等（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

■社内研修等により、商品説明や勧誘方針の適正確保に努めて参ります。

■お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の保険商品の販売・勧誘に反映して参ります。当社の販売・勧誘について、お気づきの点がございましたら、最寄の店舗までご連絡ください。

本人確認に関するお客様へのお願い

2003年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」が施行され、2004年12月30日からは「金融機関等による顧客等の本人確認等および預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に名称変更してきましたが、2008年3月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に変わりました。（注）
この法律は、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネーローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
つきましては、写真付証明書等の提示をお願いすることがございますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

（注）本法律はマネーローンダリング防止のため、「本人確認法」と金融機関による「疑わしい取引の届出制度」の準拠法である「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」が一本化された法律で、本人確認義務を負う事業者が拡大されました（当社のような保険会社は従前からこの義務を負っています）。

反社会的勢力対応態勢

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体等、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化･多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。
当社は従来から反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応してきており、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し公開しています。
そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1.目的

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当請求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めます。

2.取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる取組基本方針に基づき対応します。

〈1〉取引を含めた関係遮断
反社会的勢力からの不当要求等に対しては毅然と対応するとともに、別に定める統括管理部署が反社会的勢力にかかる情報を一元管理することにより、反社会的勢力との関係遮断を確保するための社内体制の整備を行います。
〈2〉裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力に対して不祥事故等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。
〈3〉外部専門機関との連携
反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と密接に連携します。
〈4〉組織としての対応
反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。
〈5〉有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力から不当請求等がなされた場合は、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

3.対応態勢の整備

当社は、反社会的勢力に対する対応態勢の整備として、次の観点から責任部署を定め、対応態勢の整備を行います。

(1)関係遮断のための各種業務上取引に関する基準の整備
(2)反社会的勢力に対応するためのデータベースの整備
(3)対応態勢を整備し、維持･向上させるための取り組みの継続
(4)社内規程･対応マニュアルの整備と継続的な研修活動の実施
(5)有事対応態勢の構築

4.改廃

この方針の重要な改定または廃止は、取締役会の決議によります。

5.所管

この方針は、コンプライアンス･リスク管理部が所管します。

リスク管理体制

生命保険会社を取り巻く環境は、金融の自由化·国際化の進展や、近年のIT技術の革新的な進歩による電子商取引の拡大等に伴い急速に変化しており、想定される経営上のリスクも年々多様化、複雑化しています。このため、社会性·公共性を有する生命保険会社にとって、さまざまなリスクを的確に把握し、適切にコントロールしていくことは、経営上、極めて重要なことです。
当社では、従来にも増して経営の健全性を長期にわたり維持し、「お客様に信頼され、選ばれる生命保険会社」となるべく、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

リスク管理基本方針

当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として「リスク管理基本規程」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題として位置づけたうえで、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしています。
「リスク管理基本規程」では、取締役会は、リスク管理にかかわる組織と役職員の権限·責任における利益相反関係が生じる可能性とその予防に留意し、相互牽制体制を確立して、適切な管理が行われるよう努めることとしています。
さらに、取締役は、高い企業倫理の涵養とリスク管理を重視する企業風土を醸成し、取締役および全社員は、リスク管理に関する理解と認識を深め、積極的かつ継続的なリスク管理態勢の構築に取り組むこととしています。また、適切な業務運営が行われるよう規程、ルール等を整備し遵守することとしています。

統合的リスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針のもと、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは分離した統合リスク管理部門としてのコンプライアンス·リスク管理部を設置しています。このような体制のもと、業務遂行に伴うリスクのうち経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理するため、リスク管理に関するさまざまな取り組みを行っています（下図参照）。

ストレステスト

当社ではストレステスト（将来の不利益を想定した場合の財務の健全性への影響に関する分析）の一つとして、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクに関する統合的なリスク量が財務体力の範囲内に収まっていることを確認する「統合リスク量管理」を実施していま

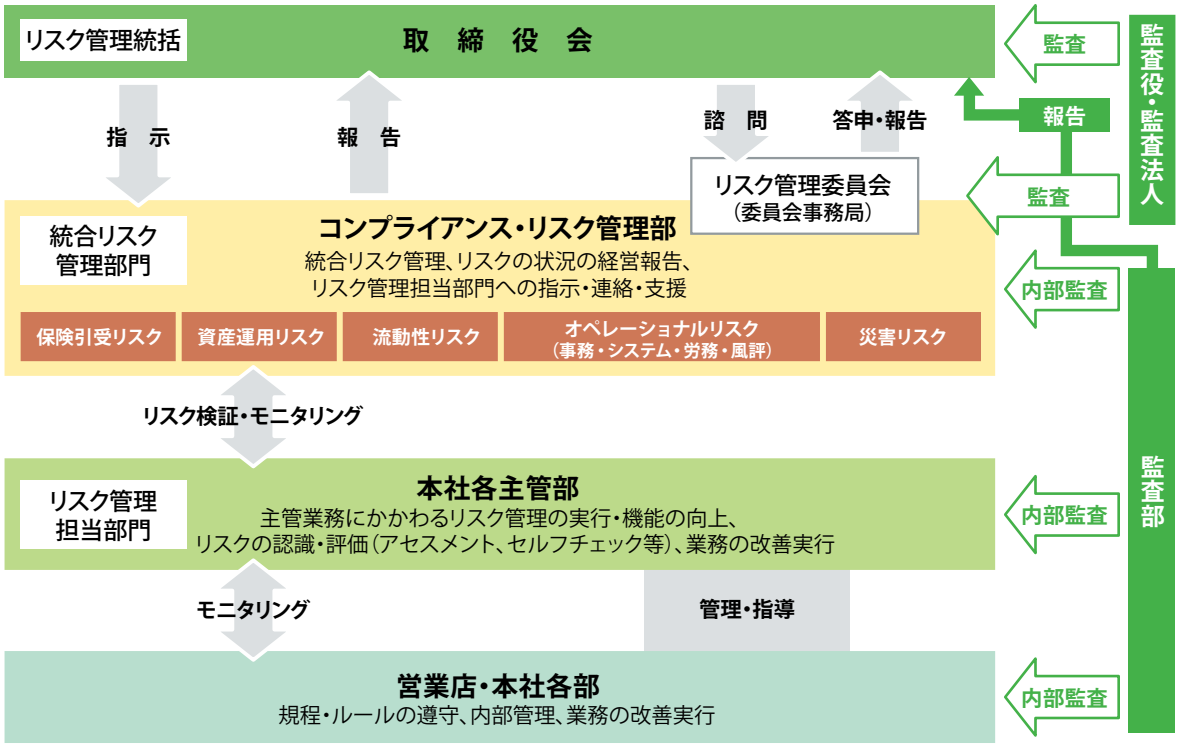

す。リスク量は、原則として過去の統計から100年に1回の確率で起こり得るシナリオに基づくバリュー・アット・リスク（VaR）手法と、大規模災害のもとで保険金等支払いが集積するなどの仮想のストレスシナリオによる影響度分析手法との双方を活用して計測しています。
「統合リスク量管理」は、会計上の損失が生じる場合として認識するリスク量に対する管理のほか、資産や負債の潜在的な経済価値が変動する場合として認識するリスク量に対する管理の二種類を実施しています。
また「統合リスク量管理」の計量化手法では把握できないリスクを捉える観点からも、その他各種のストレステストを実施しています。

「統合リスク量管理」を含む各種の主要なストレステストの実施結果は、定期的あるいは局面に応じて、リスク管理委員会などを通じて取締役会に報告されており、当社を取り巻くリスクが会社の財務内容に与える影響を的確に把握できるようにしています。そして、健全な財務状況を維持していくため、これらのリスクを適切にコントロールできるように努めています。

1.保険引受リスク管理	保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。 当社では、新保険商品の発売、保険商品・引受基準・成績評価基準などの改廃等の際は、リスク検証による事前検証、モニタリングによる事後評価を実施しており、的確な保険引受リスク管理が行えるような体制をとっています。 ○再保険について 再保険とは、引受保険金額の一部について他の再保険会社に保険を付することをいいます。当社では、保険引受リスクの特性に応じて適切な再保険方式を選択するとともに、経営体力や再保険コスト等を総合的に勘案して再保険金額を決定するなど、効率的・効果的な危険分散を行う方針のもとに再保険を活用しています。 なお、再保険カバーの入手にあたっては、主要格付機関による格付けをもとに信用力を重視した再保険会社の選定を行っています。

2.資産運用リスク管理 **・市場リスク管理** **・信用リスク管理**	資産運用リスクとは、主として、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価格が変動することにより損失を被るリスクをいいます。資産運用リスクには、負債特性に応じた資産管理ができずに流動性確保のため不利な条件で売却せざるを得なくなったり、そのために予定利率が確保できなくなったりするリスクも含まれます。 当社では、資産運用リスク（一般勘定）のうち、市場リスクについてはALM（資産・負債の総合管理）の観点から負債である保険契約の特性を勘案し円貨建債券を中心とした運用を行うこととしています。また、信用リスクについては格付け等を用いて個別発行体ごとの保有制限を設けています。 当社が保有する債券について、発行体の倒産等の理由によるデフォルトリスクを回避するために、デリバティブ取引の一種であるクレジット・デフォルト・スワップを活用しています。 また、資産運用リスクの代表的な計測方法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて、市場リスク量、信用リスク量の計測を行い、資産運用リスクの管理を実施しています。 なお、当社では、不動産投資・一般貸付は行っていません。 資産の自己査定については、自己査定基準と自己査定体制を整備し、厳正に実施しており、自己査定の結果に基づいて厳格な償却・引当を行っています。

3.流動性リスク管理	流動性リスクとは、次のリスクをいいます。 ①以下の状況により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い不利な価格での取引きを余儀なくされることにより損失を被るリスク ・保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少 ・大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加 ・巨大災害での資金流出 ②市場の混乱等により市場において取引きができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引きを余儀なくされることにより損失を被るリスク 当社では、流動性リスクに対応するため、定期的に資金繰り予測を行い、流動性を有する資産を確保しています。また、資金繰りの逼迫度に応じて取るべき対応策を定めた関連規程を制定して適切な管理に努めています。

4.オペレーショナルリスク管理 ・事務リスク管理 ・システムリスク管理 ・労務リスク管理 ・風評リスク管理	オペレーショナルリスクは次の4つに分類して管理しています。 ①事務リスク管理 事務リスクとは、社員および保険募集人等当社の業務に従事している者が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。 当社では、事務処理上のミスや不正を防止する観点から事務マニュアルの整備をすすめ、事務処理の適正化によって事務リスクの極小化に努めています。 さらに、事務処理上のミスや不正を原因として発生した事象の報告体制を整備し迅速な対応を行うとともに、原因分析および再発防止を行うことで事務の改善に取り組む態勢としています。 ②システムリスク管理 システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。 当社では、セキュリティポリシー等コンピュータシステムの安全対策のための規程等の整備をすすめ、災害時等の万一の場合に備えたコンティンジェンシープランを整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等システムリスクへの対策に努めています。 ③労務リスク管理 労務リスクとは、雇用、健康もしくは安全に関する法令もしくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払い、労働災害または差別行為により損失を被るリスクをいいます。当社では、適正な労務管理を通じて、労務リスクの発生防止に努めています。 ④風評リスク管理 風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図りその発生の防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。

5.災害リスク管理	災害リスクとは、大地震等の広域大規模災害や当社が入居しているビルでの火災、あるいは犯罪行為等により、役職員（その家族を含む）が被害に遭うリスク、および社会インフラやシステムに障害が発生し、業務が正常に遂行できなくなることにより損失を被るリスクをいいます。 当社では、大規模災害に対する危機管理計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等災害リスクへの対策に努めています。

お客様情報の取扱方針

当社では、保険募集活動の際や契約締結時および維持管理に伴う関連サービスをご提供させていただくため、必要な範囲内でお客様ご本人あるいはご家族等に関する情報を収集し、お預かりしています。個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」やその他の法令・金融庁ガイドライン等や社団法人生命保険協会の指針を遵守して、お客様の情報を適正にお取り扱いするとともに正確性・機密性の保持に努めています。
また、お客様情報の保護を重要な経営課題の一つとして認識し、より万全な体制になるようさまざまな取り組みを行っています。

お客様情報の適正なお取り扱いに関する具体的な取り組み

〈基本方針〉

●お客様情報の適正なお取り扱いに関する基本方針として「個人情報保護宣言」を制定し、当社ホームページ等で公開しています。詳細は次ページ「個人情報保護宣言」をご参照ください。

〈社内規程・社内マニュアル等〉

●情報資産の適切な保護を実現するために「セキュリティポリシー」や、お客様情報の適正なお取り扱いを確保するために「個人情報保護規程」、さらに具体的な取り扱いを定めた「各種マニュアル」等を作成し、お客様情報の取り扱いをルール化しています。

〈役職員の教育〉

●お客様情報を取り扱うすべての役職員に対してお客様情報の重要性を認識させ、意識の向上のため社内教育の充実を図っています。
●すべての役職員は、社内規程や社内マニュアル等を遵守し、お客様情報のお取り扱いに関して秘密保持、情報漏えい防止に努めることを誓約する「誓約書」を提出しています。

〈点検・監査〉

●お客様情報が適切かつ安全に取り扱われていることを定期的な点検・監査により確認し、お客様情報のお取り扱いのルールの遵守に努めています。

〈お客様情報の取り扱いルール〉

●お客様データが記載された帳票を、業務時間外は施錠保管し、業務時間内に利用しない場合は所定の場所に保管しています。
●お客様データを役職員が持ち出しをする際は、十分な強度を持つ梱包を使用するなどの保護措置を取っています。
●お客様データを廃棄・消去する際は、記載内容が識別不能となるまでシュレッダーによって裁断する等適切な処置を行っています。

〈委託代理店への指導・監督〉

●代理店に対して、お客様情報の安全管理のために基本方針・取扱規定等の整備および安全管理に関する実施体制の整備等を指導し、お客様情報の管理を徹底しています。

〈個人情報保護宣言〉	
1. 個人情報の利用の目的	当社は、個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用し、目的外に利用することはしません。 (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い (2) 再保険契約の締結、再保険金の請求 (3) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理 (4) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 (5) 代理店委託・管理、社員採用等に関する業務 (6) その他保険に関連・付随する業務
2. 個人情報の第三者提供	当社は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。 (1) 法令に基づく場合 (2) 人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合 (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合 (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 (5) 個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合 ※団体保険に関する個人情報の取り扱いについては当社ホームページ〈http://www.himawari-life.com〉をご覧ください。
3. グループ会社との共同利用	当社は、当社および当社グループ会社が取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社（注）間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。 (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容 (2) データ管理責任者：当社 （注）共同利用する者の範囲は以下のとおりです。 ・株式会社損害保険ジャパン
4. 生命保険会社等との共同利用	当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社との間で、個人データを共同利用します。 〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉 ・契約内容登録制度 ・契約内容照会制度 ・医療保障保険契約内容登録制度 ・支払査定時照会制度 〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉 ・募集人登録情報照会制度 ・合格情報照会制度 ・退社者情報照会制度 ・変額保険販売資格者制度 ※上記各制度において共同利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的、個人データの管理責任者等の詳細については当社ホームページ〈http://www.himawari-life.com〉をご覧ください。
5. 機微（センシティブ）情報の取扱	人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族または性生活に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第12号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 当社は、これらの情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。
6. 保有個人データの開示・訂正・利用の停止等	ご本人から、当社の保有個人データにおけるご自身に関する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等または利用の停止等のご請求があった場合、請求者がご本人またはその代理人であることおよび所定の手数料の入金を確認させていただいた上で対応させていただきます。
7. 当社の取組方針	・当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。 ・当社は、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセス等が生じないよう、十分なセキュリティ対策を講じます。 ・当社が、外部に個人情報の取り扱いを委託する場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。 ・当社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように従業者への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組みます。また、この個人情報保護宣言の内容については適宜見直しを行い、改善してまいります。

お客様から「選ばれる」生命保険会社を目指して

お客様の声への対応

「お客様の声への対応」

当社は、「お客様から信頼され、選ばれる生命保険会社」の実現に向け、「お客様目線の会社」を掲げ、苦情を含むお客様の声を積極的に受け止め、お客様満足の向上に向けた継続的な取り組みを推進しています。

・2007年10月1日付で苦情の定義を「不満足の表明があり、当社に何らかの対応･回答を求めているもの」から、「不満足の表明があったもの」へ拡大し、広くお客様の声を収集しています。

・2008年2月、当社ホームページ上に「お客様の声」を新設し、お客様のご都合にあわせ、いつでもご意見をいただける態勢を整えました。

・2008年4月1日付で苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002(JISQ10002)」への適合を宣言し、お客様から寄せられた苦情や要望をさらなる業務改善につなげられるよう、社員全員で取り組んでいます。

※ISO10002とは…

苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順を規程している国際規格です。

ISO10002は2004年7月に「国際標準化機構(ISO)」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会」(JISC)により制定されています。

《苦情対応の基本理念》

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は、お客様からの苦情を真摯に受け止め、お客様第一をあらゆる業務の基点とし、積極的に企業活動に活かします。

《苦情対応方針》

1.お客様からの苦情を、感謝と誠意をもって積極的に受け止めます。

2.お客様からの苦情への対応は、すべての部門において最優先の課題として認識します。

3.お客様からの苦情に、迅速･適切かつ誠実に対応します。

4.お客様からの苦情を、商品･サービスや業務の品質向上へ積極的に活かします。

5.お客様からの苦情をもとに、対応態勢を「社外の目」で検証し、継続的に見直します。

《苦情対応態勢》

1.お客様への適切な対応と情報の一元管理

各営業店、カスタマーセンター、インターネット、各種アンケート等に寄せられた苦情をデータベース等へ集約し、苦情の一元管理を行っています。お客様サービス部では各拠点で適切な対応が行われているか、すべての事実について検証し、対応の指示･支援を行っています。

2.「お客様の声」を活かした経営

お客様サービス部では、苦情を含めたお客様の声全般について内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連部署と情報を共有し業務の改善につなげています。

3.お客様への情報開示

苦情の受付状況や概要を定期的に当社ホームページの「お客様の声」にて開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

業務改善への取り組み

〈業務改善に向けた取り組みのながれ〉

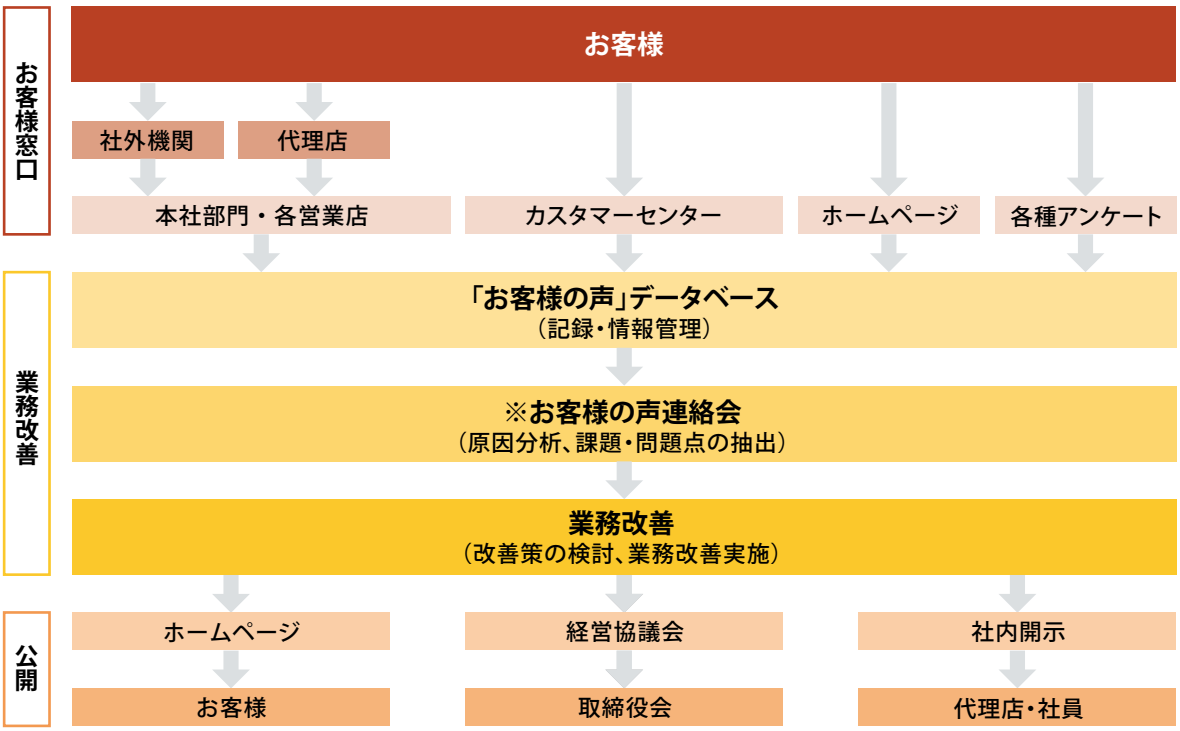

※「お客様の声連絡会」とは、お客様の声を分析・検証し業務改善施策に反映する本社全体の連絡会です。

〈お客様の声からの業務改善件数〉

年度	提案件数	改善済件数	改善率
2007年	89	39	43.8%
2008年	67	44	65.7%

〈「お客様の声」お申出分類別の件数〉

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合（%）
ご加入に関するもの	・保険証券に記載されている氏名・住所が相違している ・保険証券が届かない	1,582	35.0%
保険料のお支払いに関するもの	・クレジットカードで保険料を支払えるようにしてほしい ・連絡も無く突然失効の案内が来たが不満	509	11.2%
ご契約後の各種お手続き（内容変更など）に関するもの	・解約手続きがされていない（遅い） ・変更した住所が間違っている	907	20.0%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	・給付金の請求をしたが支払われないのは納得できない ・給付金の支払いまでに時間がかかり、途中連絡が少ない	590	13.0%
その他、社員の対応・マナーに関するもの	・担当者のフォローが足りない ・電話応対・マナーが悪い	937	20.7%
2008年度合計		4,525	100.0%

〈2008年度の主な業務改善事例〉

申出内容（ご要望・ご意見）	改善内容
契約者本人からの申し出でないと、変更手続きの受付ができないと言われたが、契約者は平日仕事のため、カスタマーセンター受付時間内には連絡することができない。土日も営業してほしい。	まず2008年1月、カスタマーセンターの平日受付時間を17：00～18：00までに延長しました。さらに平日連絡することができないお客様の利便性を高めるため、ご要望の多かったカスタマーセンターの土曜日営業を開始しました。（土曜受付は17：00まで） ※2008年10月実施

申出内容（ご要望・ご意見）	改善内容
手術給付金の請求に必要だと言われ、わざわざ医師（病院）の診断書を取り付け提出したが、「支払対象外」とのことで支払われなかった。自己負担した「診断書料金」はどうなるのか？返金してほしい。	当社所定の診断書原本で保険金・給付金等のご請求をいただいたにもかかわらず、お支払の対象とならなかった場合、一定の要件を満たす事案を対象に、診断書取得費用として一定額を当社が負担することで、お客様の負担を軽減し、よりご請求いただきやすい環境を整えました。 ※2008年8月実施

申出内容（ご要望・ご意見）	改善内容
「自動更新のお知らせ」が届いたが、内容がよくわからず、そのままにしておけば更新されないと思っていたが、今月また保険料が引き落とされ、継続しているようだ。勝手に自動更新しないでほしい。	自動更新制度の仕組みや、自動更新されない場合のお手続き方法について解説した「自動更新制度とご契約内容のご確認のお願い」を作成し、よりわかりやすいご案内に改訂しました。 ※2008年10月実施

申出内容（ご要望・ご意見）	改善内容
控除証明書の見方がわかりづらいし、同封されている「保障内容のお知らせ」もよくわからない。自分が入っている契約を見直すよい機会でもあるので、もっとわかりやすいお知らせを作ってほしい。	生命保険料控除について、契約者の皆様から「よくあるご質問」を当社ホームページに掲載しました。 また、生命保険料控除申告等についての解説チラシの作成、「保障内容のお知らせ」のレイアウト変更、各種お手続きの際によくある質問とその回答を掲載した「コミュニケーションブック」を作成し、『契約者総合案内』として送付しました。 ※2008年10月実施

申出内容（ご要望・ご意見）	改善内容
受取人は事故で意識不明状態のため、本人は給付金請求手続きをすることができない。加入している生命保険なのに請求できないのはおかしい。家族が代わりに請求できないのか？	被保険者が受取人となっている保険金・給付金請求について、ご本人が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定されたご親族が代理で請求手続きができる『指定代理請求制度（特約）』を創設しました。 ※2008年11月実施

「お客様満足度調査」の実施

当社では、お客様から信頼される会社を目指して、サービス品質の向上に努めています。その一環として、ご契約いただいているお客様の率直なご意見をお聞かせいただくため、2008年11月から12月にかけて「お客様満足度調査（お客様アンケート）」を実施しました。
皆様からいただいたご意見を真摯に受け止め、今後のサービス向上や業務改善など、各種品質向上に積極的に活かしてまいります。

実施概要

名称	お客様アンケート
調査期間	2008年11月27日～12月26日
調査目的	お客様の現在の満足度と期待の把握、今後の施策立案
調査内容	当社に対する総合満足度、ご契約時からアフターサービスまでの接点ごとの満足度やご意見などを幅広く収集
発送数	無作為抽出した個人のご契約者20,643名 性別・年齢・加入保険商品・加入経路等当社の全体構成に近くなるように抽出しました。
ご回答数	6,937名（回収率33.6%）
調査方法	郵送式（設問69問）

調査結果

〈1〉総合満足度
約7割のお客様から「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」とのご回答をいただきました。

〈総合満足度〉

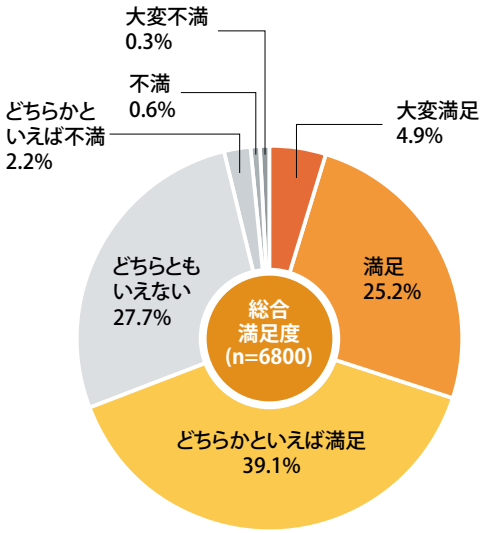

〈2〉項目別満足度
「新契約時の応対や手続き」「一番最近の請求手続き（保険金・給付金）」では比較的高い評価をいただきましたが、お客様との接点が薄くなりがちなアフターサービスやご契約者あての送付物などで多くの課題が確認されました。
お客様のご意見を真摯に受け止め、今後の経営に積極的に活かしてまいります。

〈項目別満足度〉

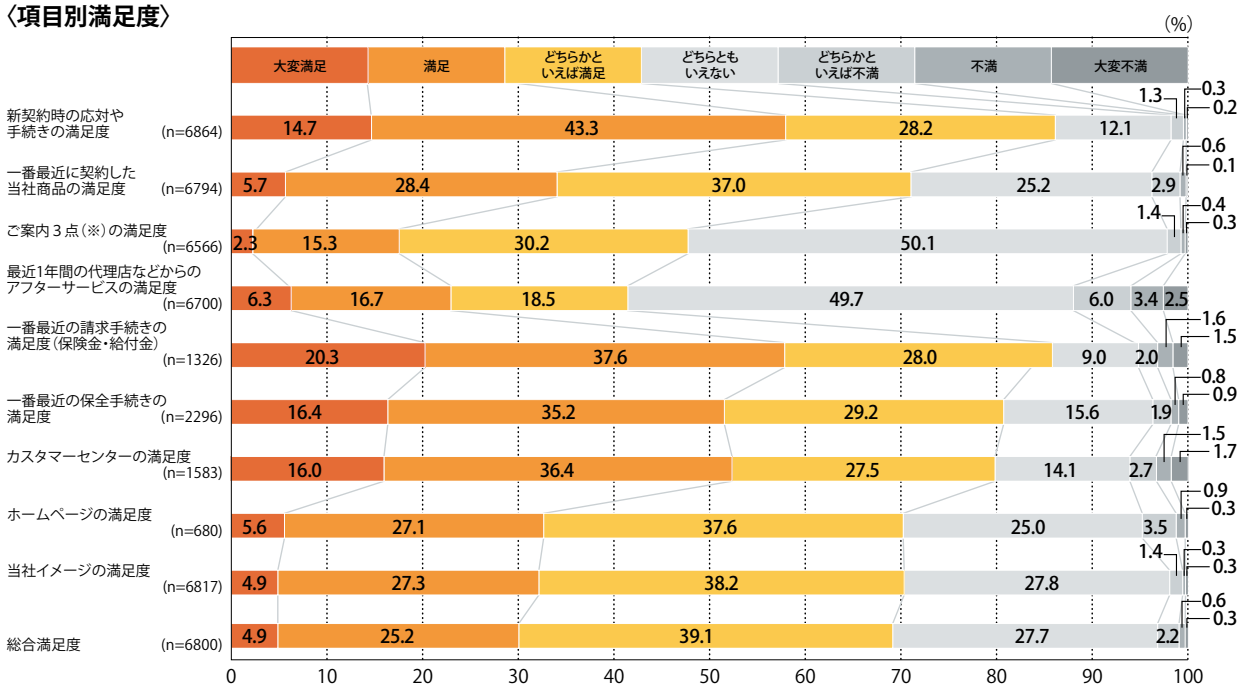

※ご案内3点…「保障内容のお知らせ」「コミュニケーションブック」「お手続きガイド」

カスタマーセンターのご案内

当社では、お客様の利便性向上、より質の高いサービス提供を目的にカスタマーセンターを開設し、各種お手続き・お問い合わせ・各種ご相談の総合窓口としています。また、ご契約いただいているお客様は、インターネットサービスをご利用いただくことにより、お手続きに必要な書類のご請求が可能です。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、研修および試験を通して専門知識を身に付けたオペレーターが、「親切・丁寧」で「わかりやすい」対応を「すばやく」「正確に」行うべく、誠意をもって対応させていただきます。

土曜日受付開始

以前よりお客様から寄せられていたご要望にお応えし、さらに多くのお客様に利用いただけるよう、2008年10月より、土曜日の受付を開始いたしました。
是非、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

ご契約者様向け ホームページコンテンツの改定

日頃カスタマーセンターに多数いただくご質問や手続きの案内などを掲載し、わかりやすいホームページに改定しました。
（一例）
・「よくあるご質問」ページ
　各種手続きに関する質問を約180問掲載しています。
・「こんなときはどうする?」ページ
　ライフイベントごとに必要となるお手続きについてご案内しています。
・「入院・手術や死亡の手続き」ページ
保険金・給付金のご請求手続き方法をご案内しているほか、チェックポイントとお手持ちの保険証券を照らし合わせていただくことで、保険金・給付金を受け取ることができるかお客様にご自身で確認することができます。

24時間自動音声による対応

さらなるサービス向上のため口座変更・保険証券再発行・控除証明書再発行・解約・住所変更のお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。
（控除証明書再発行は10月から3月の受付となります）

ISO9001の継続認証

2005年3月に、生命保険会社のコールセンター部門として国内で初めて認証を取得した「ISO9001:2000年版」を2009年においても認証継続しました。今後もさらなるサービス品質の向上と改善に努めてまいります。

カスタマーセンターでは以下のお手続き・お問い合わせを承ります。

- ●保険金・給付金のご請求
- ●ご住所の変更
- ●契約者変更、受取人変更、改姓
- ●保険証券の再発行
- ●保険料払込口座の変更
- ●保険料のお支払い
- ●ご契約内容の変更、照会
- ●契約者貸付のお手続き
- ●その他お手続き

お問い合わせ窓口

各種お手続きお問い合わせのお客様　0120−563−506
受付時間：月〜金 9:00〜18:00　土 9:00〜17:00（日、祝日および12／31から1／3を除く）
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

当社に対する苦情、ご意見のあるお客様　0120−273−211
受付時間：月〜金 9:00〜18:00（土、日、祝日および12／31から1／3を除く）
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

自動音声による手続き書類送付受付

口座変更、保険証券再発行、控除証明書再発行、解約、住所変更のお客様　0120−088−312
受付時間：24時間 365日（控除証明書再発行は10月から3月の受付となります）
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お客様サービスプロセス改革（PT－SEED）の取り組み

お客様サービスプロセス改革

当社は、「お客様から信頼され、選ばれる保険会社」の実現に向け、「お客様目線の会社」を目指し、お客様満足度の向上に向けた継続的な取り組みを推進しています。
さまざまな環境変化やお客様のニーズの多様化が進むなか、当社が持続的に成長を遂げるためには、代理店と一体となってお客様へ提供するサービス品質を高め、お客様から選ばれる保険会社・代理店であり続ける必要があります。
そのために、2008年からお客様サービスプロセス改革プロジェクト「PT－SEED」を立ち上げ、お客様との接点である募集（入口）から契約管理、保険金支払（出口）に至るまでのプロセスを徹底的に見直し、「お客様目線」に立ったサービスプロセス改革の実現を目指しています。
代理店においても、お客様への丁寧なアドバイスや適切な保険提案など心のこもったサービスをご提供できるよう、代理店システムをより使いやすくし、適切なサポートを実践していきます。
そして、代理店とともにお客様に高品質なサービスをご提供することによって、真にお客様から選ばれる会社への変革を目指します。

《PT－SEEDの目的》
1.お客様にとってわかりやすい・迅速・適正な事務の実現
2.お客様との接点の拡大

《2009年度に実現する具体的な取り組み》
1.代理店システムのバージョンアップ
2009年7月から順次代理店システムのバージョンアップを行います。
保険設計や申込書作成機能の充実だけではなく、重要な情報を当社から代理店に連絡する「お知らせ」機能を追加し、お客様に満足いただけるサービス品質の提供を目指しています。
2.クレジットカード払の導入
本年下期にお客様からご要望いただいている「クレジットカード払」を新たに導入予定です。
ご契約手続き時におけるキャッシュレスを実現し、お客様のニーズにお応えします。

CSRについて

企業の社会的責任

企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）に対する関心が高まるなか、当社では2008年度に当社の果たすべき企業の社会的責任について見直し、あらたに「CSRの原点」と「CSR指針」を策定しました。
現在、この「CSRの原点」と「CSR指針」をベースとして、全社をあげて環境問題や社会貢献活動など、CSRに関するさまざまな課題に取り組んでいます。

【CSRの原点】
当社は、損保ジャパングループの生命保険会社として、個人のくらしと企業活動に関わるリスクに卓越した「解」を提供するとともに、お客様の期待を絶えず上回るサービスを提供することで、お客様から信頼され、選ばれる生命保険会社、さらに存在感のある生命保険会社を目指しています。
当社は、この生命保険事業の健全な運営、そして企業市民としての責任ある事業運営を通じて社会の発展に寄与することが、当社のCSRの原点であると考えています。

【CSR指針】
当社「CSRの原点」ならびに損保ジャパングループのCSRへの取り組みをふまえ、当社は「良き企業市民」として、「社会」「お客様」「従業員」といった当社のステークホルダーの満足度を高めつつ、期待される責任を地道かつ着実に果たします。
「社会」に対して
環境保全および循環型経済社会の構築を企業の社会的責任ととらえ、環境・経済効率に配慮し、全社をあげて、環境問題への取り組みを地道かつ継続的に展開してまいります。
また、社員が自らの意思で社会に貢献できる、「草の根」活動の場を提供します。
「お客様」に対して
健康・安心といった生命保険に期待される役割を常に意識し、「お客様目線」に立った商品やサービスを提供する努力を絶えず続け、お客様満足の向上を追求します。
「従業員」に対して
従業員の多様性、ワークライフ・バランスに配慮し、従業員一人ひとりが誇りをもって健康でいきいきと仕事ができる、働きやすい会社風土を醸成します。

[損保ジャパングループのCSRの取り組み]

損保ジャパングループのCSR「4つの重点課題」

損保ジャパングループが社会とともに持続的に成長する企業であるためには、各グループ企業の本業の事業活動の強みを社会的課題の解決に活かし、社員一人ひとりが自ら考え、行動してステークホルダーの期待に応えていくプロセスが欠かせません。
これまでの多様なステークホルダーとの対話や協働活動を通じて認識したさまざまな期待や課題をふまえ、「損保ジャパングループのステークホルダーにとっての関心度合い」と「損保ジャパングループにとっての重要性の度合い」の2つの観点で重要度の高い課題群から優先事項として抽出したのが、CSR「4つの重点課題」です。

4つの重点課題

1. 気候変動における「適応と緩和」
2. 安全・安心へのリスクマネジメント
3. CSR金融
4. 地域における協働の促進

エコ・ファーストの約束を宣言

2008年11月11日、損保ジャパングループは、企業が環境大臣に対して自らの環境保全に関する取り組みを約束する「エコ・ファーストの約束」を宣言しました。損保ジャパングループは「持続可能な発展のための教育(ESD)」の積極的な実践、「エコファンド」などを通じた社会的責任投資の普及促進、CO_2排出量に関して意欲的な長期目標を掲げていることなどが評価され、環境大臣からエコ・ファースト企業グループの認定を受けました。

CSRに関する社外活動・情報発信

損保ジャパングループでは、CSRに関する社外活動や情報発信に積極的に取り組んでいます。

- 損保ジャパングループの社会的責任報告である「CSRコミュニケーションレポート」を毎年発行しています。
  2008年に発行した「CSRコミュニケーションレポート2008」は、国内外の幅広いステークホルダーに損保ジャパングループのCSRの考え方をお伝えするため、とりわけ注力すべき「4つの重点課題」を明確化し、その取組状況を優先的に報告しています。
  本レポートは、それぞれの業務を担当する社員自らが各事業活動のプロセスにCSRの課題をどのように盛り込み、実践しているかを考え執筆しており、作成にかかわった社員数は100名以上にのぼります。
- 社団法人日本経済団体連合会や財団法人日本規格協会などに設置されているCSRに関する委員会や研究会のメンバーとして、国内外のCSRに関する最新情報の調査・分析を行うとともに、日本企業がCSRにどのように対応すべきかなどさまざまな課題について情報提供や提言を行っています。
- オフィシャルホームページでCSRに特化したコンテンツ、「CSR(企業の社会的責任)への取り組み」を設置し、積極的な情報発信を続けています。
  CSR(企業の社会的責任)への取り組み
  http://www.sompo-japan.co.jp/about/csr/

販売チャネルのご案内

販売チャネル

当社は保険商品の販売に際し、お客様の保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客様一人ひとりに最適な提案をする「コンサルティングセールス」を行っています。そして、保険商品・サービスを3つのチャネルでお客様にお届けしています。

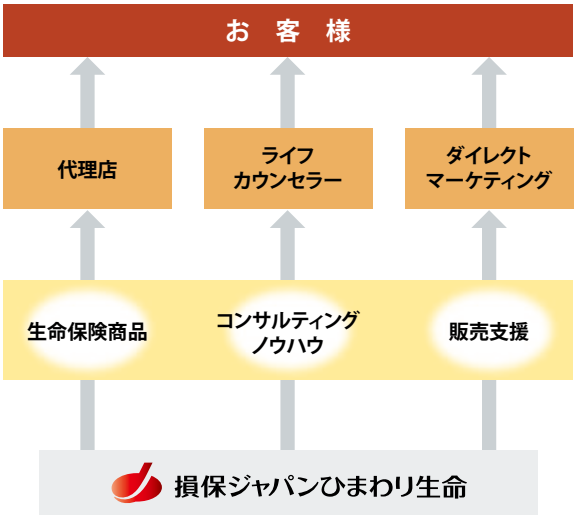

代理店

さまざまなリスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。損害保険で確実な地盤を築いている損保プロ代理店、生命保険を主体とし、きめ細やかなサービスを提供する生保プロ代理店、様々な金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社代理店としてお客様に大きな安心をお届けしています。

このように様々な分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を代理店として登録することにより、専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛など様々なリスクマネジメントが可能となっています。

また代理店に対しては、業界共通資格取得指導のほか、OJTによる実践指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス研修などを実施しており、またマーケットやチャネル、代理店ごとに研修を企画・実施し、さらなる高品質の安心をお届けできるよう日々研鑽に励んでいます。

ライフカウンセラー

生命保険の専門家であるライフカウンセラーが、お客様に相応しいプランを設計しご提供します。

ライフカウンセラーとは、生命保険を軸として、金融、経済、税務、法律などの幅広い知識をもつ精鋭の営業社員です。ライフカウンセラーの仕事は、お客様と直接お会いし、お客様をとりまく環境、お客様の年齢、家族構成、将来設計等を把握することから始まります。さまざまな観点からコンサルティングを行い、経験豊富な保険のスペシャリストとしてお客様一人ひとりに最適なオーダーメイドの保険を設計していきます。ライフカウンセラー業務は、「自らを律し、高度な専門性をもってお客様の幸せを永続的にサポートする社会貢献である」と言えます。この理念のもと、お客様の生涯にわたり的確にアドバイスすることを心がけています。

ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客様にお届けしています。これはクレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式や、インターネットなどへの広告出稿による募集代理店を介さない直販方式により、資料請求からご契約の成立までのすべてのお手続きを郵送により簡便にしたご契約手続きです。

通信販売でのご加入をご検討のお客様専用のフリーダイヤルをご用意し、各種ご照会にお答えする体制を整えています。募集代理店やコールセンターオペレーターはコンプライアンスを徹底し、お客様にご満足いただけるよう努めています。

情報開示

当社では、お客様をはじめとして数多くの皆様に当社をご理解いただくため、積極的な情報のご提供に努めています。

損保ジャパンひまわり生命の現状（ディスクロージャー誌）

当社の業績や事業内容、決算内容等を記載した冊子です。本社･支社･営業所および主要な代理店の店頭に備え付けているほか、ホームページ上でもご覧いただくことができます。

お手続きガイド

ご契約者向けに、保険金等のご請求や各種お手続きについて解説した冊子です。年1回、すべてのご契約者様にお届けしています。

オフィシャルホームページ（パソコン版、携帯電話版）

各種お手続きの方法、商品･サービスなどをホームページ上でご案内しています。
2008年度、パソコン版ホームページの「ご契約者の皆様へ」を大幅にリニューアルし、わかりやすさ、利便性のさらなる向上を図りました。
また、従来のパソコン版ホームページに加え、携帯電話版ホームページからもご契約内容の照会や保険料控除証明書の再発行のお手続きが可能となりました。

〈パソコン版〉

http://www.himawari-life.com/

〈携帯電話版〉

http://mobile.himawari-life.com/

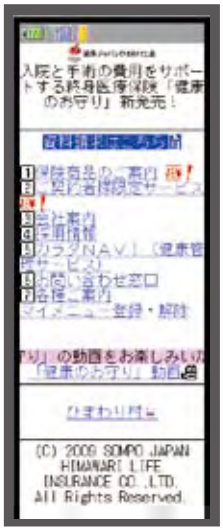

カラダNAVI（健康応援サービス）のご案内

サービス提供の趣旨

厚生労働省が医療制度改革の基本方針として国を挙げての予防医療への取り組みを進めている中、高血圧・肥満・脂質異常・高血糖などの生活習慣病が複合している状態であるといわれているメタボリックシンドロームへの関心が高まっています。その中で、当社は、生命保険という「万が一」が起きた時の保障だけではなく、お客様一人ひとりの「健康」をサポートしていくことで、「万が一」を起こりにくくさせるための事前のサービスを提供することが生命保険会社の責務と考えました。そこで、お客様の「健康で豊かな生活」を実践していただく一助となるべく、2007年10月から、当社の個人保険にご加入いただいているすべてのお客様に、インターネットや電話を活用した『健康応援サービス』を無償で提供しています。

また、2009年4月からは、より多くのお客様にサービスをご利用いただけるようにサービス利用範囲をお客様のご家族まで拡大（※）、さらに人間ドックやPET検診などが優待価格でご利用いただけるサービスを追加しました。

当社は、今後もお客様一人ひとりの健康増進に活かしていただけるようなサービスをお届けし、本サービスを通じてお客様とのコミュニケーションの機会を広げていきたいと考えています。

※本サービスは当社の保険契約にご加入のご契約者様・被保険者様およびそのご家族がご利用いただけます。（一部サービスには利用者の制限があります。）

※本サービスは当社が提携する各企業のサービスを提供するものです。

サービス概要

当社の保険商品にご加入されたお客様に対して、電話やインターネットを活用した以下の健康応援サービスを提供しています。

〈健康管理Webサービス〉

毎日の食事や運動、体重などをWeb上に記録し、日々の健康管理に活用できます。

〈コールセンター〉

フリーダイヤルにてご相談・ご案内を行います。
①健康相談　②人間ドックのご案内・ご予約
③PET検診のご案内　④郵送検査のご案内

〈情報提供〉

カラダ・心の健康や生活に役立つ情報をWebサイト上にて提供します。

商品ラインナップ

《時代とともに新しくなる医療保険・がん保険》

当社は、お客様に最適なプランをお選びいただけるよう、医療保険、がん保険の改良を重ねてきました。終身医療保険のパイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

健康のお守り（医療保険（08）終身タイプ）

当社は、1993年に日本で初めて終身保障の医療保険を発売し、その後も業界初の無事故割引特約の開発など、お客様の立場に立った商品改定を重ねてまいりました。2008年8月には最新の医療保障ニーズに対応した手厚い保障をリーズナブルな保険料で実現した「健康のお守り」（医療保険（08）終身タイプ）を発売しました。「健康のお守り」は、「日帰り入院からの保障」「手術保障」に加え、特約を付加することで「健康保険が適用されない先進医療の技術料」を一生涯保障します。さらにお客様のニーズにあわせてお選びいただけるオプションとして「七大生活習慣病への手厚い保障」「三大疾病入院時の一時金保障」「特定疾病罹患後の保険料払込免除機能」「無事故割引」などをご用意いたしました。また、被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できる「指定代理請求特約」も付加することができます。

仕組図

ご契約例
40歳男性
基本プラン
保険期間：終身
保険料払込期間：60歳払済
入院給付金日額：10,000円

疾病入院給付金	病気で1日以上の入院をしたとき	60日まで1日につき	10,000円	一生涯保障
災害入院給付金	ケガで1日以上の入院をしたとき	60日まで1日につき	10,000円	
手術給付金	病気やケガで所定の手術を受けたとき	種類により1回につき	10・20・40万円	
手術見舞金	手術給付金の支払対象外で病気やケガで1日以上の入院を伴う健康保険対象の所定の手術を受けたとき	1回につき	50,000円	
先進医療給付金（医療(08)用先進医療特約）	先進医療による療養を受けたとき 通算1,000万円まで保障		先進医療にかかわる技術料相当額	

40歳 ← 保険料払込期間 → 60歳

がん保険・終身がん保険

「がん保険」「終身がん保険」は、がんの診断から入院・手術・通院・死亡まで、幅広い保障をご提供しています。がん診断給付金やがん死亡保険金などの金額の設定にはいくつかのパターンがあり、お客様のニーズにあわせたプランが選べます。生存給付金付のタイプもご用意しています。保険期間は10年更新タイプから一生涯を保障する「終身がん保険」まで、幅広く取り揃えていますので、お客様それぞれのニーズにあったプランをお選びいただけます。

仕組図

ご契約例
40歳男性
ＡＩ型
保険期間：10年
保険料払込期間：10年
がん入院給付金日額：20,000円

〈ＡＩ型、がん入院給付金日額20,000円の場合〉

《目的にあわせて選ぶ死亡保障保険》

当社は、死亡保障のための商品も豊富に取り揃えています。終身保険や定期保険はもちろん、独自性あふれる各種商品をご提供しています。

家族のお守り（無解約返戻金型収入保障保険）

万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。「特定疾病診断保険料免除特約」と「特定疾病収入保障特約」を同時に付加すれば、特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になられた場合に、以後の保険料の払い込みは不要になります。さらに、特定疾病年金を年金支払期間（2年間）が終了するまで毎月お受け取りいただけます。また、健康体料率特約を付加すれば、被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準に適合した場合、保険料が割安になります。

仕組図

ご契約例
40歳男性
保証期間：5年
保険期間：60歳満了
保険料払込期間：60歳払済
基準年金月額：30万円

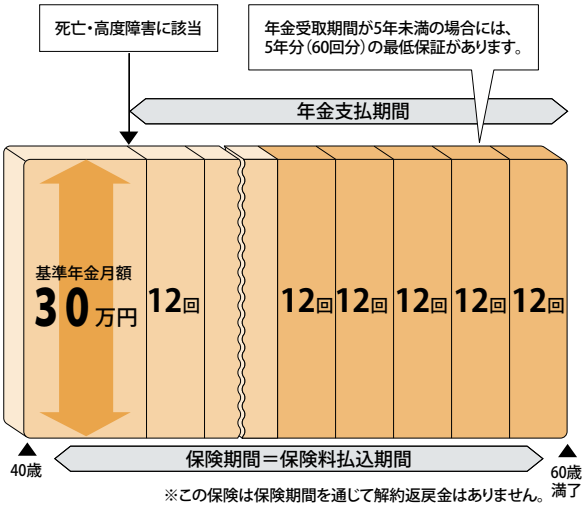

※この保険は保険期間を通じて解約返戻金はありません。

一生のお守り（低解約返戻金型終身保険）

低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金を、通常の終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にしました。また、保険料払込期間満了後の解約返戻金は通常の終身保険の解約返戻金と同水準になり、豊かなセカンドライフを充実させるためにご活用いただくことも可能です。

仕組図

ご契約例
40歳男性
保険期間：終身
保険料払込期間：60歳払済
保険金額：1,000万円

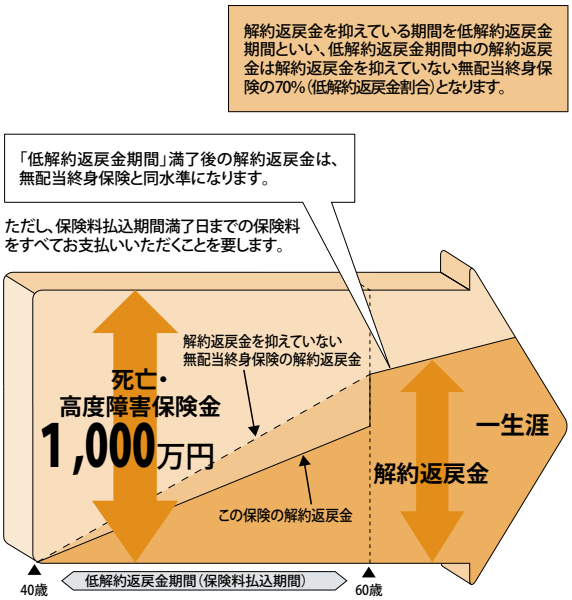

お申し込みに際するお客様への情報提供

保険商品の内容を正しくご理解いただくための取り組み

お客様の保険商品に対するさまざまなご要望にお応えするため、当社は幅広い商品をご用意しています。
ご契約のお申し込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性やメリット・デメリットを十分にご理解いただくことが大切です。
当社では、次の方法でお客様にとって重要な情報や詳細な情報をご提供するとともにご説明し、お客様に商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申し込みいただけるよう取り組んでいます。

(1)契約概要

ご契約のお申し込みをしようとする保険商品の内容を、お客様にご理解いただくために必要な情報(保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(契約概要)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(2)注意喚起情報

ご契約のお申し込みに際して、お客様に特にご注意いただきたい情報(クーリング・オフ制度、告知義務、保険金・給付金などが支払われない場合など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(3)ご契約のしおり・約款

ご契約のお申し込みに際して、ご契約に関する重要な事項をまとめた「ご契約のしおり・約款」を必ずお渡ししています。
このうち「約款」はお客様と当社のご契約内容を詳細に記載したもので、その中で特にご留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。
当社では「契約概要」と「注意喚起情報」をこの「ご契約のしおり・約款」に合本し、ご契約に際しての重要事項をご説明しています。

ご契約に際しての注意事項
(契約概要)

ご契約に際しての重要事項
(注意喚起情報)

(4)保険種類のご案内

お客様のご要望に最も適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内」、「特約のご案内」をご用意しています。

(5)パンフレット

ご契約のお申し込みをお客様がご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

※不利益情報のご提供

当社では生命保険のお申し込みをされるお客様が、保険商品の内容や保険制度について知らなかったために、不利益をこうむることのないように、保険募集を行う際に、お客様にとって不利益な情報の提供や説明を徹底しています。
お客様にとって不利益な情報については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「パンフレット」に具体的に明らかにしています。

お客様のご意向とご提案内容の一致をご確認いただくための取り組み

お客様のご要望・ご意向とご提案内容(保険種類、保険期間、保険金額、保険料など)が一致していることをご確認いただくため、以下の取り組みを行っています。
当社では、この取り組みとして、①まず、取扱者がお客様のご意向を確認させていただき、②その把握した内容に基づき「意向確認書面」を作成し、③最終的にご提案内容がお客様のご意向に一致していることを、お客様と取扱者がお互いに確認したうえで、お客様のご署名等をいただき、④その書面の写しを「お客様の控」として、お客様に必ずお渡しすることにより、事後的にもご確認いただけるようにしています。

■告知の大切さをご理解いただくための取り組み

ご契約のお申し込みに際し、お客様からいただく「告知」はご契約のお引き受けや、その後の保険金・給付金をお支払いさせていただく際の大切な情報となります。
当社では、この大切な「告知」をいただく際の取り組みとして、①お客様に不都合が生じないよう告知の大切さを正しくご理解いただくために、「告知書ご記入前にご確認いただきたい重要事項」を告知書の第一面にまとめ、正確な告知をいただけるようご案内しています。②また、お客様が告知いただいた内容を、事後的にご確認いただけるよう、ご提出いただく告知書と同一の写しを「お客様の控」として、必ずお渡ししています。

お申し込み内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取り組み

ご契約のお申し込みをされた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取り組みを行っています。

(1)意向確認書、申込書、告知書などの「お客様の控」

ご契約のお申し込みをいただきましたお客様には、ご意向やお申し込み内容などを事後的にもご確認いただけるよう、意向確認書、申込書、告知書などの申込関係書類についてその写しを「お客様の控」として、必ずお渡ししています。

(2)「保険証券」とその同封書類(ご契約内容についてのご確認のおねがい)

ご加入いただきましたお客様には、「保険証券」とともに「ご契約内容についてのご確認のおねがい」を同封させていただき、①保険証券に記載された内容に誤りがないか、②お申し込み内容と保険証券の記載内容が一致しているかについて、お客様ご自身にもご確認いただいています。

営業社員・代理店教育・研修の概略

代理店教育

代理店教育においては当社独自の研修プログラムを用意し、マーケットやチャネル、あるいは代理店ごとにそれぞれの生命保険取扱い実態に即した集合研修を提供しています。

さらに、適正な保険募集を徹底するためにコンプライアンス研修にも力を入れています。

また、集合研修以外にもe-ラーニング·システムやオリジナルDVDを活用し、生命保険はもちろんのこと、周辺知識についても研修資料の提供を行い、きめ細かい教育を実現しています。

社員教育

当社は人材育成の重点施策を「革新性と強いリーダーシップを兼ね備えたマネジメント層の育成」と「自立した若手社員の育成」としています。本社·支社が連携し、「集合研修」「自己啓発」「職場でのOJT」を連動させて社員一人ひとりの成長を支援する体制を築きたいと考えています。

・階層別研修

当社では、キャリアアップに応じてその役職に必要とされる知識や能力を身につけるために、階層別研修を実施しています。入社後間もない社員に対しては「フォローアップ研修」を実施しています。この研修では業務遂行に必要となる実務や周辺知識といった基礎知識を身につけると同時に、コミュニケーションスキルの向上を目指します。これは研修がただ受講するだけではなく、受講後も自分の成長につなげていくことが重要であると考えているからです。また、リーダー職（管理職）に対しては「マネジメント研修」や「リーダーシップ研修」などの研修を実施し、マネジメント力の養成を重点的に行います。さらに、時代の変化に対応できる人材の育成を目指して、常時カリキュラムの検証を行っています。

・営業社員研修

営業社員に対しては、ビジネスパートナーである代理店やご契約者にとって有用な情報提供ができる営業社員育成を目指した集合研修を定期的に実施し、知識の向上やスキルアップに努めています。また、社内ネットワークや、e-ラーニング·システムを活用した教育ツールの提供や、スピーディーな情報共有に取り組んでいます。

また、「コンサルティングセールス基礎教育テキスト」や「リスクマネージャー養成講座」を提供し、社員の自己研鑽の促進に努めています。

e-ラーニング

当社では、社員·代理店·ライフカウンセラーの教育にe-ラーニングを導入しています。e-ラーニングとは、インターネット環境を利用した学習（教育）システムです。e-ラーニングの導入により、インターネット環境さえあれば、いつでも、どこでも、何度でも、必要な研修を受けることが可能となり、よりきめ細かな教育を実現しています。

また、ビデオ配信機能で本社からのメッセージを発信し、社内の円滑なコミュニケーションの手段として活用されています。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率　＝　90%－{（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、3.0%です。（2009年4月現在）

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合

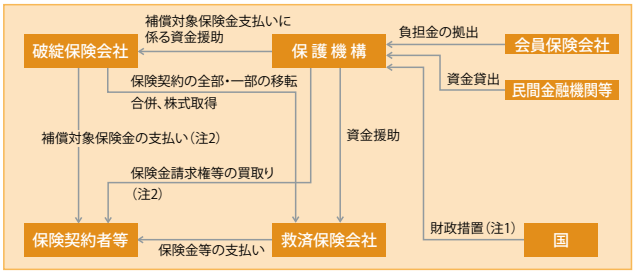

○救済保険会社が現れない場合

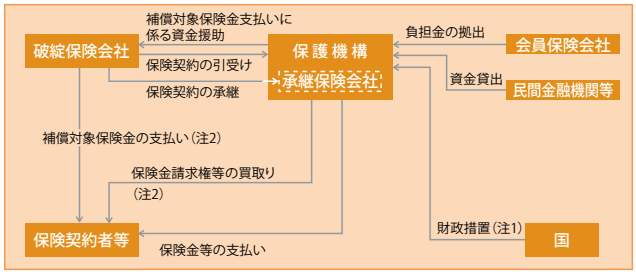

（注1）上記の「財政措置」は、2012年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL.03-3286-2820　　ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/
〈月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時〉

MEMO

データファイル

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

Ⅰ. 会社の概況及び組織

1. 沿革 …… 51
2. 経営の組織 …… 52
3. 店舗網一覧 …… 53～54
4. 資本金の推移 …… 55
5. 株式の総数 …… 55
6. 株式の状況 …… 55
7. 主要株主の状況 …… 55
8. 取締役及び監査役（役職名・氏名） …… 56
9. 従業員の在籍・採用状況 …… 56
10. 平均給与（内勤社員） …… 56
11. 平均給与（営業職員） …… 56

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容 …… 57
2. 経営方針 …… 1～2

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況 …… 10～18
2. 契約者懇談会開催の概況 …… 58
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例 …… 58
4. 契約者に対する情報提供の実態 …… 38、42～43
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 …… 38、42～43
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略 …… 44
7. 新規開発商品の状況 …… 40～41、51
8. 保険商品一覧 …… 60～62
9. 情報システムに関する状況 …… 63
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 63

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 64

Ⅴ. 財産の状況

1. 貸借対照表 …… 65～69
2. 損益計算書 …… 70～72
3. キャッシュ・フロー計算書 …… 73
4. 株主資本等変動計算書 …… 74～75
5. 債務者区分による債権の状況 …… 76
6. リスク管理債権の状況 …… 76
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 77
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 77
9. 有価証券等の時価情報（会社計） …… 78～80
10. 経常利益等の明細（基礎利益） …… 81
11. 計算書類等について会社法（保険業法）による会計監査人の監査 …… 81
12. 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明 …… 82
13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について …… 82

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等
   (1) 決算業績の概況 …… 10～16
   (2) 保有契約高及び新契約高 …… 83
   (3) 年換算保険料 …… 83
   (4) 保障機能別保有契約高 …… 84～85
   (5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 …… 85
   (6) 異動状況の推移 …… 86～87
   (7) 契約者配当の状況 …… 87
2. 保険契約に関する指標等
   (1) 保有契約増加率 …… 88
   (2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） …… 88
   (3) 新契約率（対年度始） …… 89
   (4) 解約失効率（対年度始） …… 89
   (5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約） …… 89
   (6) 死亡率（個人保険主契約） …… 89
   (7) 特約発生率（個人保険） …… 89
   (8) 事業費率（対収入保険料） …… 90
   (9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 90
   (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …… 90
   (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 90
   (12) 未だ収受していない再保険金の額 …… 91
   (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 …… 91
3. 経理に関する指標等
   (1) 支払備金明細表 …… 92
   (2) 責任準備金明細表 …… 92
   (3) 責任準備金残高の内訳 …… 93

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) ･･･ 93
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 ･･･ 93
(6) 契約者配当準備金明細表 ･･･ 94
(7) 引当金明細表 ･･･ 94
(8) 特定海外債権引当勘定の状況 ･･･ 94
(9) 資本金等明細表 ･･･ 95
(10) 保険料明細表 ･･･ 95
(11) 保険金明細表 ･･･ 95
(12) 年金明細表 ･･･ 95
(13) 給付金明細表 ･･･ 96
(14) 解約返戻金明細表 ･･･ 96
(15) 減価償却費明細表 ･･･ 96
(16) 事業費明細表 ･･･ 96
(17) 税金明細表 ･･･ 97
(18) リース取引 ･･･ 97

4. 資産運用に関する指標等
(1) 資産運用の概況 ･･･ 17〜18、98
(2) 運用利回り ･･･ 99
(3) 主要資産の平均残高 ･･･ 100
(4) 資産運用収益明細表 ･･･ 100
(5) 資産運用費用明細表 ･･･ 101
(6) 利息及び配当金等収入明細表 ･･･ 101
(7) 有価証券売却益明細表 ･･･ 101
(8) 有価証券売却損明細表 ･･･ 102
(9) 有価証券評価損明細表 ･･･ 102
(10) 商品有価証券明細表 ･･･ 102
(11) 商品有価証券売買高 ･･･ 102
(12) 有価証券明細表 ･･･ 102
(13) 有価証券残存期間別残高 ･･･ 103
(14) 保有公社債の期末残高利回り ･･･ 103
(15) 業種別株式保有明細表 ･･･ 103
(16) 貸付金明細表 ･･･ 104
(17) 貸付金残存期間別残高 ･･･ 104
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 ･･･ 104
(19) 貸付金業種別内訳 ･･･ 104
(20) 貸付金使途別内訳 ･･･ 104
(21) 貸付金地域別内訳 ･･･ 104
(22) 貸付金担保別内訳 ･･･ 104
(23) 固定資産明細表 ･･･ 105
(24) 固定資産等処分益明細表 ･･･ 105
(25) 固定資産等処分損明細表 ･･･ 105
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 ･･･ 105
(27) 海外投融資の状況 ･･･ 106
(28) 海外投融資利回り ･･･ 107
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) ･･･ 107
(30) 各種ローン金利 ･･･ 107
(31) その他の資産明細表 ･･･ 107

5. 有価証券等の時価情報(一般勘定) ･･･ 107〜109

Ⅶ. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制 ･･･ 25〜27
2. 法令遵守の体制 ･･･ 21〜23
3. 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 ･･･ 110
4. 個人データ保護 ･･･ 28〜29
5. 反社会的勢力の排除のための基本方針 ･･･ 24

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

1. 特別勘定資産残高の状況 ･･･ 112
2. 特別勘定資産の運用の経過 ･･･ 112
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況 ･･･ 113〜114

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況 ･･･ 114

用語集 ･･･ 115〜122

Ⅰ.会社の概況及び組織

❶ 沿革

		1981年（昭和56年）	7月	Life Insurance Company of North Americaの100%出資で「アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社」設立（資本金4億円）
			8月	本社を新宿センタービルに設置
			9月	増資により資本金16億円、引き続き増資により資本金35億円となる
終身保険、養老保険、定期保険、収入保障保険発売	4月	1982年（昭和57年）	4月	営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生
		1983年（昭和58年）	4月	安田火災海上保険株式会社と業務提携
がん保険、団体定期保険、団体信用生命保険発売	4月	1985年（昭和60年）		
連生終身保険発売	10月			
医療保障保険（団体型）発売	4月	1986年（昭和61年）		
		1987年（昭和62年）	3月	増資により資本金46億5千万円となる
介護保険発売	3月	1988年（昭和63年）	3月	増資により資本金52億5千万円となる
医療保険発売	5月	1989年（平成元年）		
変額保険発売	7月	1990年（平成 2年）	6月	増資により資本金72億5千万円となる
逓増定期保険特約発売	1月	1991年（平成 3年）		
終身医療保険、終身女性疾病保険発売	6月	1993年（平成 5年）	7月	安田火災が当社株式の10%を取得
リビング・ニーズ特約発売	4月	1994年（平成 6年）		
		1996年（平成 8年）	7月	本社を新宿三井ビルへ移転
			10月	安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始
5年ごと利差配当タイプ商品、個人年金保険発売	4月	1997年（平成 9年）	1月	社名を「アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社」に変更
無事故割引特約付新終身医療保険「ワハハ21」発売	10月	1999年（平成11年）	4月	安田火災が当社株式の29%を追加取得（出資割合39%）
逓増逓減設計定期保険「ダブルアップ」発売	6月	2000年（平成12年）	1月	ムーディーズより保険財務格付け「A1」を取得
特定疾病前払式終身保険「ピース!」発売	9月	2001年（平成13年）	1月	筆頭株主の交代（安田火災の株式保有割合60%に） 社名を「安田火災ひまわり生命保険株式会社」に変更
			7月	スタンダード＆プアーズより保険財務力格付け「A+」を取得
			12月	安田火災が当社株式の40%を追加取得（出資割合100%）
		2002年（平成14年）	7月	損保ジャパンの発足に伴い 社名を「損保ジャパンひまわり生命保険株式会社」に変更 ムーディーズによる保険財務格付け「Aa3」に格上げ
無解約返戻金型定期保険発売	2月	2003年（平成15年）		
低解約返戻金型終身保険「ベリーグー」発売	9月			
健康体料率特約発売	5月	2004年（平成16年）	7月	本社の事務部門及び営業部門の一部を恵比寿東急ビルに移転
長期傷害保険発売	8月			スタンダード＆プアーズによる保険財務力格付け「AA－」に格上げ
無解約返戻金型収入保障保険発売	6月	2005年（平成17年）	3月	カスタマーセンターが「ISO9001：2000年版」の認証取得
無選択型終身保険発売	12月			
		2006年（平成18年）	3月	標準責任準備金積立完了
限定告知型医療保険発売	7月	2007年（平成19年）	2月	増資により資本金272億5千万円（資本準備金100億円含む）となる
		2008年（平成20年）	4月	「ISO10002（苦情対応マネジメントシステム）」への適合宣言
新医療保険「健康のお守り」発売	8月			

❷ 経営の組織

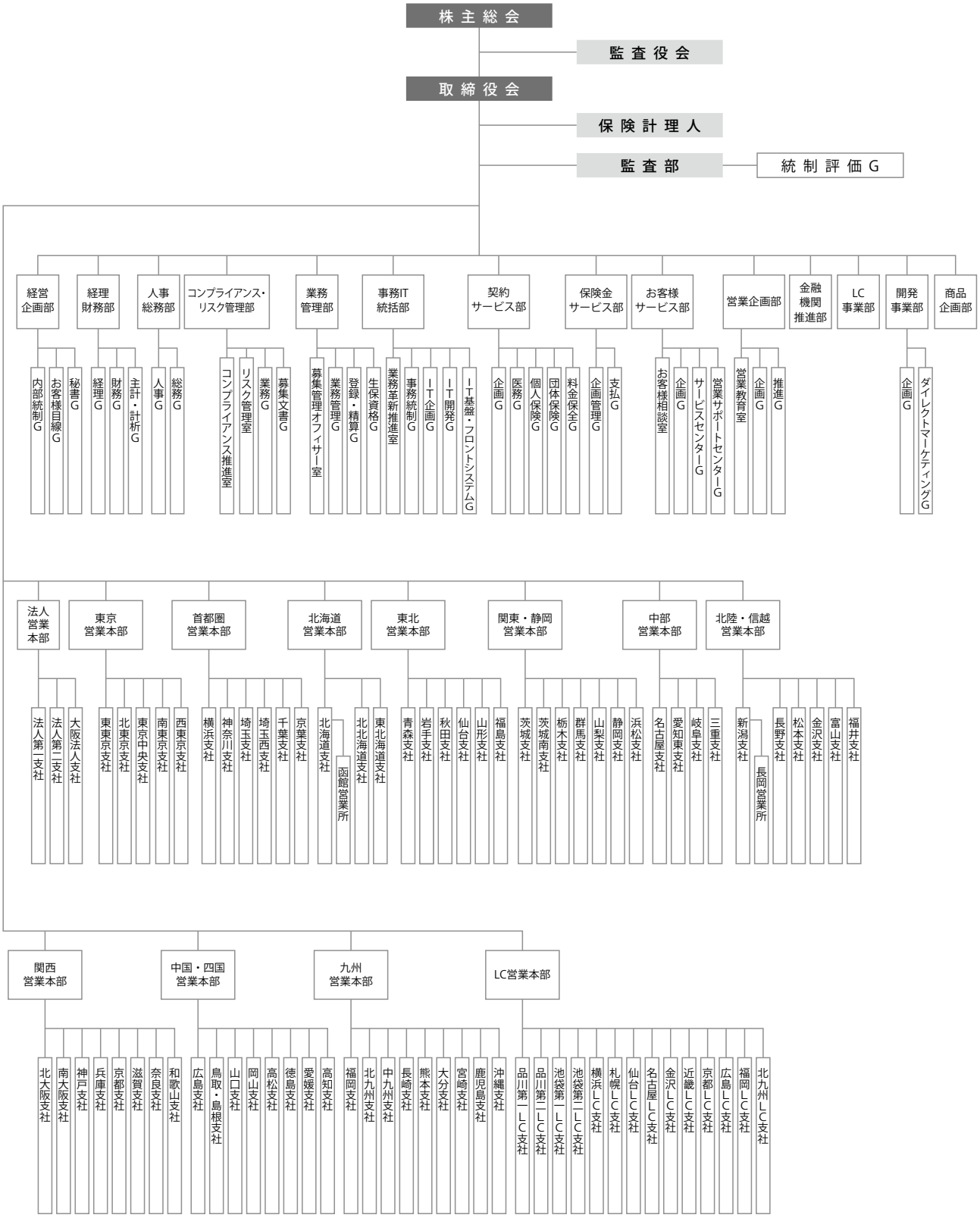

2009年7月1日現在

Ⅰ.会社の概況及び組織

❸ 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本社	163-0435	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階	03-3348-7011
恵比寿お客様サービスセンター	150-0013	東京都渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル1階	03-6422-2901
法人営業本部	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル14階	03-3349-5721
法人第一支社	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル14階	03-3349-9311
法人第二支社	160-0023	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル14階	03-3349-9314
大阪法人支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6227-4550
東京営業本部	163-0533	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル33階	03-3348-6231
東東京支社	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB損保ジャパン上野共同ビル4階	03-3835-6051
北東京支社	163-0533	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル33階	03-3344-1545
東京中央支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビルディング2階	03-3499-8611
南東京支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビルディング2階	03-3499-7210
西東京支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル8階	042-526-5211
首都圏営業本部	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル4階	03-3344-3681
横浜支社	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル2階	045-212-3851
神奈川支社	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル4階	045-681-2217
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 KSビル4階	048-645-3591
埼玉西支社	350-0043	埼玉県川越市新富町2-24-4 早川TKBビル3階	049-226-9050
千葉支社	260-0003	千葉県千葉市中央区鶴沢町20-16 ユニバース千葉ビル3階	043-221-1461
京葉支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル10階	047-435-0710
北海道営業本部	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-261-4611
北海道支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-241-6378
函館営業所	040-0015	北海道函館市梁川町16-24 損保ジャパン函館ビル1階	0138-53-2710
北北海道支社	070-0032	北海道旭川市二条通9右10 損保ジャパン旭川ビル6階	0166-24-3341
東北海道支社	085-0018	北海道釧路市黒金町10-3 損保ジャパン釧路第一ビル4階	0154-25-6531
東北営業本部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル11階	022-298-1921
青森支社	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン青森ビル4階	017-723-6431
岩手支社	020-0021	岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン盛岡ビル1階	019-624-7512
秋田支社	010-0921	秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階	018-863-3941
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル8階	022-298-2761
山形支社	990-0023	山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン山形ビル5階	023-625-3766
福島支社	963-8005	福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル8階	024-925-6701
関東・静岡営業本部	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル4階	03-3344-3270
茨城支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル3階	029-221-1251
茨城南支社	305-0032	茨城県つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビルディング16階	029-859-3060
栃木支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン宇都宮ビル7階	028-643-3621
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン前橋ビル7階	027-223-5126
山梨支社	400-0031	山梨県甲府市丸の内1-12-4 損保ジャパン甲府第一ビル6階	055-232-8072
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエアビル11階	054-252-2373
浜松支社	430-0946	静岡県浜松市中区元城町216-1 損保ジャパン浜松ビル2階	053-451-1160
中部営業本部	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6401
名古屋支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-1951
愛知東支社	440-0888	愛知県豊橋市駅前大通1-55 ココラフロント サーラタワー6階	0532-52-3136
岐阜支社	500-8842	岐阜県岐阜市金町5-20 損保ジャパン岐阜ビル8階	058-264-7060
三重支社	514-0004	三重県津市栄町3-115 損保ジャパン津ビル2階	059-223-1401

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
北陸・信越営業本部	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル4階	03-3344-2541
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階	025-241-4730
長岡営業所	940-0064	新潟県長岡市殿町2-4-1 損保ジャパン長岡ビル5階	0258-39-8371
長野支社	380-0816	長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン長野ビル5階	026-235-8015
松本支社	390-0815	長野県松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル2階	0263-36-0822
金沢支社	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6071
富山支社	930-0029	富山県富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル6階	076-444-7740
福井支社	910-0006	福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン福井ビル1階	0776-21-1482
関西営業本部	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8681
北大阪支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8021
南大阪支社	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70 パークスタワー17階	06-6634-2630
神戸支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル1階	078-321-0481
兵庫支社	670-0961	兵庫県姫路市南畝町2-1 損保ジャパン姫路ビル4階	079-284-5757
京都支社	604-8152	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671 損保ジャパン・ユニバース京都ビル7階	075-211-6713
滋賀支社	520-0806	滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン大津ビル3階	077-527-1233
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービル2階	0742-36-8751
和歌山支社	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階	073-422-6801
中国・四国営業本部	730-0032	広島県広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階	082-542-2662
広島支社	730-0031	広島県広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン東京建物広島ビル8階	082-243-6265
鳥取・島根支社	690-0007	島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン松江ビル4階	0852-27-8211
山口支社	750-0018	山口県下関市豊前田町2-8-10 損保ジャパン下関ビル4階	083-235-1100
岡山支社	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル6階	086-222-0911
高松支社	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-851-4678
徳島支社	770-0942	徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階	088-654-2510
愛媛支社	790-0003	愛媛県松山市三番町4-7-14 損保ジャパン松山ビル6階	089-931-6282
高知支社	780-0870	高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン高知ビル2階	088-825-0321
九州営業本部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-474-3788
福岡支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
北九州支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン北九州ビル7階	093-521-2622
中九州支社	830-0017	福岡県久留米市日吉町23-3 MEDIA7ビル2階	0942-39-5801
長崎支社	850-0033	長崎県長崎市万才町3-16 損保ジャパン長崎ビル2階	095-823-3481
熊本支社	860-0806	熊本県熊本市花畑町10-26 損保ジャパン熊本ビル7階	096-356-1003
大分支社	870-0027	大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン大分ビル4階	097-536-6411
宮崎支社	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン宮崎ビル4階	0985-27-4688
鹿児島支社	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町2-1 ユニバース鹿児島ビル5階	099-222-6701
沖縄支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビル中2階	098-863-3386
LC営業本部			
品川第一LC支社	141-0022	東京都品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウエスト14階	03-5421-6215
品川第二LC支社	141-0022	東京都品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウエスト14階	03-5421-6230
池袋第一LC支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル19階	03-3590-1501
池袋第二LC支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル19階	03-3590-1506
横浜LC支社	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA11階	045-682-5321
札幌LC支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザビル4階	011-222-3813
仙台LC支社	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町1-1-1 三井生命仙台本町ビル19階	022-724-2051
名古屋LC支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6361
金沢LC支社	920-0919	石川県金沢市南町4-1 金沢ニューグランドビル2階	076-235-2301
近畿LC支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル12階	06-6203-6341
京都LC支社	604-8166	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 烏丸ビル3階	075-213-2958
広島LC支社	730-0016	広島県広島市中区幟町13-4 広島マツダビル11階	082-225-0313
福岡LC支社	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
北九州LC支社	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産16号館12階	093-522-5488

2009年7月1日現在

Ⅰ.会社の概況及び組織

❹ 資本金の推移

（単位:百万円）

年　月　日	増　資　額	増資後資本金	摘　　要
昭和56年 7月 7日	―	400	会社設立
昭和56年 9月18日	1,200	1,600	
昭和56年 9月30日	1,900	3,500	
昭和62年 3月31日	1,150	4,650	
昭和63年 3月26日	600	5,250	
平成 2年 6月28日	2,000	7,250	
平成19年 2月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

❺ 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1　名

❻ 株式の状況

（1）発行済株式の種類等

	種　　類	発　行　数	内　　容
発行済株式	普通株式	27,250千株	―

（2）大株主

（単位:千株、%）

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社損害保険ジャパン	27,250	100.0	―	―

当社の株主は上記1名のみです。

❼ 主要株主の状況

名　称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	70,000百万円	損害保険業	1887年（明治20年）7月23日	100.0%

❽ 取締役及び監査役（役職名・氏名）

役　職　名	氏　　名
代表取締役社長	松﨑　敏夫
取締役専務執行役員	藤井　俊博
取締役常務執行役員	井戸　潔
取締役常務執行役員	野口　正
取締役常務執行役員	寺平　勝巳
取締役執行役員	後藤　昭夫
監査役	垣内　康孝
監査役	左近充　幸一
監査役	亀山　和則

（2009年7月1日現在）

❾ 従業員の在籍・採用状況

区　　分	在　籍　数		採　用　数		平均年齢		平均勤続年数	
	平成19年度末	平成20年度末	平成19年度	平成20年度	平成19年度末	平成20年度末	平成19年度末	平成20年度末
内勤社員	926	1,054	175	183	34.3	34.4	6.8	6.6
（男子）	523	583	82	81	37.6	37.7	8.3	8.1
（女子）	403	471	93	102	29.9	30.3	4.7	4.8
（総合職）	531	601	86	92	37.4	37.1	8.3	7.9
（一般職）	377	423	85	75	29.8	30.2	4.8	5.0
営業職員	302	339	149	129	39.3	39.2	2.7	2.9
（男子）	302	339	149	129	39.3	39.2	2.7	2.9
（女子）	0	0	0	0	―	―	―	―

（注）営業職員は、ライフカウンセラー社員、セールスマネージャー及びLC支社長の合計人数です。

❿ 平均給与（内勤社員）

（単位:千円）

区　　分	平成20年3月	平成21年3月
内勤社員	375	365

（注）平均給与月額は2009年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

⓫ 平均給与（営業職員）

（単位:千円）

区　　分	平成20年3月	平成21年3月
営業職員	513	509

（注）平均給与月額は2009年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ.保険会社の主要な業務の内容

❶ 主要な業務の内容

(1)保険の引受け

生命保険の募集及び引受業務を行っています。

(2)資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を基本とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。

(3)国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4)業務の代理・事務の代行業務

株式会社損害保険ジャパンに生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

❷ 経営方針

P.1～2をご覧ください。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❶ 直近事業年度における事業の概況

P.10～18をご覧ください。

❷ 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

❸ 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

カスタマーセンターやその他窓口から受け付けた電話等を集計したものです。

（単位:件、%）

内　　容	件　　数	構　成　比
保全（解約、名義変更など）	45,672	35.2
収納（保険料の払込など）	28,671	22.1
保険金（保険金・給付金の支払いなど）	33,603	25.9
その他（資料請求、新契約関連、ご相談等）	17,407	13.4
苦情	4,525	3.5
合計	129,878	100.0

≪平成20年度　苦情申出分類≫

※生命保険協会報告ベース

大分類	中分類	件数	占率
新契約関係	不適切な募集行為	64	1.4%
	不適切な告知取得	11	0.2%
	不適切な話法	3	0.1%
	加入意思確認不十分	17	0.4%
	説明不十分	170	3.8%
	契約内容相違	99	2.2%
	取扱不注意	806	17.8%
	契約確認	41	0.9%
	契約引受関係	145	3.2%
	告知内容相違	4	0.1%
	証券未着	106	2.3%
	その他	116	2.6%
新契約関係　合計		1,582	35.0%
収納関係	集金	5	0.1%
	口座振替・郵便振込	248	5.5%
	職域団体扱	24	0.5%
	保険料払込状況	52	1.1%
	保険料振替貸付	25	0.6%
	失効・復活	132	2.9%
	その他	23	0.5%
収納関係　合計		509	11.2%

大分類	中分類	件数	占率
保全関係	配当内容	1	0.0%
	契約者貸付	47	1.0%
	更新	108	2.4%
	契約内容変更	48	1.1%
	名義変更	236	5.2%
	特約中途付加	5	0.1%
	解約手続	324	7.2%
	解約返戻金	85	1.9%
	生保カード・ATM関係	0	0.0%
	その他	53	1.2%
保全関係　合計		907	20.0%
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	30	0.7%
	死亡等保険金支払手続	36	0.8%
	死亡等保険金不支払決定	9	0.2%
	入院等給付金支払手続	300	6.6%
	入院等給付金不支払決定	156	3.4%
	その他	59	1.3%
保険金・給付金関係　合計		590	13.0%
その他	職員の態度・マナー	193	4.3%
	税金関係	74	1.6%
	個人情報取扱関係	174	3.8%
	アフターフォロー関係	339	7.5%
	その他	157	3.5%
その他　合計		937	20.7%
平成20年度合計		4,525	100.0%

＊苦情の定義

お客様から当社に申出のあった、その事業活動全般に起因する不満足の表明をいいます。

・苦情とは当社との保険契約の有無を問わず、広く「消費者」「生活者」をいい、個人・法人の別を問いません。

・当社に直接、お客様からの申出のあったものだけでなく、社外機関、代理店、代行会社を経由して手段を問わずに当社に連絡が入ったものを含みます。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❹ 契約者に対する情報提供の実態

P.38、42～43をご覧ください。

❺ 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.38、42～43をご覧ください。

❻ 営業職員・代理店教育・研修の概略

P.44をご覧ください。

❼ 新規開発商品の状況

P.40～41、51をご覧ください。

❽ 保険商品一覧

（1）個人保険

①主契約

商　品　名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備えて確実な保障を一生涯得ることができます。保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がいらず、簡単な手続きだけでお申し込みが可能な終身保険です。
低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金を、通常の終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金は通常の終身保険の解約返戻金と同水準になります。
無配当定期保険 5年ごと利差配当付定期保険	一定期間中での万一に備えて、割安な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
無解約返戻金型定期保険	解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。
逓増定期保険	企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保障と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に保障します。お子様の教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。
5年ごと利差配当付 個人年金保険	年金支払前の死亡保障を抑えて年金の受取額を大きくした生存保障重視型の個人年金保険です。将来設計にあわせて年金の受取期間等を選択できます。確定年金は生死に関わらず一定期間確実に年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金は、保証期間中は生死に関わらず、保証期間経過後は一生涯年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金には年金の受取額が一定の定額型と、毎年増加していく逓増型があります。
特定疾病前払式終身保険	万一に備えて確実な保障を一生涯得ることができます。また特定疾病により所定の状態になったとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払い込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

商　品　名	保障内容の概要
連生終身保険（自由設計型）	ひとつの保険でお二人を一生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとかたの保障は継続し、その場合の保険料の払い込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。
変額保険（終身型・有期型）	保険料は一定で保険金額が特別勘定の資産運用実績に基づき増減する保険です。一生涯保障が継続する終身型と一定期間保障する有期型があります。保険期間中に死亡された場合、基本保険金額と変動保険金額の合計額をお支払いします。運用実績にかかわらず基本保険金額は保証されます。有期型には満期保険金がありますが、運用実績によっては基本保険金額を下回る場合があります。特別勘定は3勘定（国際型・株式型・総合型）あり、自由に選択して組みあわせることができます。
5年ごと利差配当付こども保険	お子様の教育資金を計画的に準備できる保険です。お子様の入学時や成人式及び保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。 また、ご契約者様が万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます（A型の場合）。お子様の出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	がん・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の状態になられたときに、保険金を一括してお支払いするので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。 また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険（01）	がん診断確定時や、がんによる入院・手術・通院・死亡に関して保障します。健康状態にかかわらず、90歳まで自動更新できる更新タイプや、更新のない終身タイプ等があり、またがん診断給付金やがん死亡保険金の支払額には、複数のバリエーションがあるので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
医療保険（08）	病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる更新タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
限定告知型医療保険	告知いただく項目の範囲を従来商品より限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申し込みいただける保険です。
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・感染症により死亡されたときに災害死亡保険金を支払い、不慮の事故により身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。

②保障をさらに充実させるための各種特約

特　約　名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
医療（08）用がん入院特約	がんによる入院を保障します。医療保険（08）専用特約です。
医療（08）用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。医療保険（08）専用特約です。
医療（08）用退院給付特約	1回の入院日数が20日以上の入院後の退院を保障します。医療保険（08）専用特約です。
医療（08）用三大疾病入院一時金特約	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により入院された場合に一時金をお支払いします。医療保険（08）専用特約です。
医療（08）用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払い込みが不要になります。医療保険（08）専用特約です。
医療（08）用先進医療特約	健康保険が適用されない先進医療の技術料を通算1,000万円まで保障します。医療保険（08）専用特約です。
医療（08）用無事故割引特約	5年ごとに入院給付金の支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割り引きます。医療保険（08）専用特約です。
医療（08）用配偶者医療特約	配偶者の病気やケガによる入院・手術を保障します。医療保険（08）専用特約です。
指定代理請求特約	被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。
家族がん特約（01）	ご家族のがんに対して診断確定・入院・手術・通院・死亡を保障します。がん保険（01）専用特約です。
健康体料率特約	喫煙状況及び健康状態等が当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、保険料を割り引きます。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。長期傷害保険専用特約です。
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払い込みが不要になります。

（2）団体保険

商　品　名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対して割安な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険（団体型）	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対して割安な保険料で保障します。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❾ 情報システムに関する状況

◆情報システムに関する状況
当社では、お客様のニーズに合致した「優れた商品」「高品質のサービス」を提供するため、効果的なIT投資、システム開発を行っています。

◆2008年度の主な取り組み
（1）お客様サービスの充実
コールセンターシステムの品質向上及び拡充を行っています。
（2）代理店サポートの強化
生保営業支援システムの機能拡充を行っています。
（3）社内事務処理改善の推進
社内事務処理の一層の品質向上･効率化にむけ新契約業務にイメージワークフローシステムを導入しました。
（4）情報セキュリティーレベルの強化
情報セキュリティーの技術革新、セキュリティー水準の向上に取り組み強化を図りました。

今後も引き続きカスタマーセンター、ホームページ等のシステムにより一層の利便性向上を目指してまいります。

◆今までの歩み

1989年	個人保険オンラインを全国の支社に展開
1997年	全社LANによる情報伝達の電子化を実現
1998年	大規模オンライン業務を可能とする基幹系システム「SCRUM」を開発し、事務処理の迅速化、効率化を実現
2001年	インターネットに代表されるe-business環境への対応を可能とするサーバー型システム「ミレニアム」を開発し、SCRUMと連携して稼働開始
2002年	外部専門家によるシステム監査の開始
2003年	Web型代理店支援システムの稼働開始（代理店の利便性向上を実現） Web型カスタマーセンターシステムの稼働開始（お客様への更なるサービス向上と事務効率の向上を実現）
2004年	・ホームページ上でのご契約照会を開始（お客様の利便性向上を実現） ・全パソコンの最新機種入替えを行い事務処理効率を向上 ・個人情報保護対策として情報セキュリティーレベルの一層の向上
2006年	基幹システム「SCRUM」「ミレニアム」のリニューアルを行い事務効率の向上及びセキュリティーの向上を実現
2007年	システム機能改善により支払い業務等の品質向上を実現
2008年	イメージワークフローシステム導入により新契約事務の品質向上を実現

このように当社では、常にシステムを取り巻く環境の変化に即応し、新技術によるサービスの向上と経営の効率化に取り組んでおり、今後も引き続きお客様サービスを高めるべく一層の努力をしてまいります。

❿ 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性･公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、社団法人生命保険協会及び全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金･献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位:百万円）

項目	平成16年度（末）	平成17年度（末）	平成18年度（末）	平成19年度（末）	平成20年度（末）
経常収益	239,219	270,355	281,304	270,735	260,182
経常利益	2,465	4,388	14,674	19,232	11,115
基礎利益	3,220	5,861	18,361	19,386	12,578
当期純利益	9	1,418	7,722	10,578	5,867
資本金	7,250	7,250	17,250	17,250	17,250
発行済株式の総数	7,250千株	7,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総資産	698,593	814,238	949,933	1,035,988	1,073,052
うち特別勘定資産	11,684	14,826	16,482	14,948	12,448
責任準備金残高	664,989	778,301	879,690	954,945	987,198
貸付金残高	8,119	9,639	11,449	13,564	15,869
有価証券残高	644,126	749,814	884,443	960,980	993,085
ソルベンシー・マージン比率	1,659.9%	1,618.1%	2,136.1%	2,394.8%	2,385.0%
従業員数	844名	916名	1,063名	1,228名	1,393名
保有契約高	9,025,636	9,950,408	10,463,555	11,048,008	11,527,420
うち個人保険	6,868,049	7,859,783	8,396,374	9,015,789	9,447,946
うち個人年金保険	87,420	86,438	84,574	83,224	81,435
うち団体保険	2,070,167	2,004,186	1,982,606	1,948,995	1,998,038
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

（注）1.保有契約高とは、個人保険、個人年金保険、団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2.従業員数は在籍者数を記載しています。

Ⅴ.財産の状況

❶ 貸借対照表

（単位:百万円）

科目＼年度	平成19年度末（平成20年3月31日現在） 金額	占率	平成20年度末（平成21年3月31日現在） 金額	占率
（資産の部）		%		%
現金及び預貯金	**26,510**	**2.6**	**24,455**	**2.3**
現金	3		2	
預貯金	26,507		24,453	
有価証券	**960,980**	**92.8**	**993,085**	**92.5**
国債	472,872		523,145	
地方債	76,716		70,419	
社債	303,002		297,689	
株式	4,821		3,456	
外国証券	103,566		98,374	
貸付金	**13,564**	**1.3**	**15,869**	**1.5**
保険約款貸付	13,564		15,869	
有形固定資産	**461**	**0.0**	**898**	**0.1**
建物	380		419	
リース資産	―		384	
その他の有形固定資産	80		94	
無形固定資産	**52**	**0.0**	**1,884**	**0.2**
ソフトウェア	―		1,831	
その他の無形固定資産	52		52	
代理店貸	**321**	**0.0**	**265**	**0.0**
再保険貸	**2,139**	**0.2**	**2,699**	**0.3**
その他資産	**21,747**	**2.1**	**21,808**	**2.0**
未収金	15,856		15,098	
前払費用	365		439	
未収収益	3,119		3,064	
預託金	2,044		2,383	
金融派生商品	119		686	
仮払金	198		58	
その他の資産	44		76	
繰延税金資産	**10,342**	**1.0**	**12,210**	**1.1**
貸倒引当金	**△132**	**△0.0**	**△124**	**△0.0**
資産の部合計	**1,035,988**	**100.0**	**1,073,052**	**100.0**

（単位:百万円）

科目＼年度	平成19年度末（平成20年3月31日現在） 金額	占率	平成20年度末（平成21年3月31日現在） 金額	占率
（負債の部）		%		%
保険契約準備金	**974,553**	**94.1**	**1,007,542**	**93.9**
支払備金	17,289		18,076	
責任準備金	954,945		987,198	
契約者配当準備金	2,319		2,267	
代理店借	**1,443**	**0.1**	**1,409**	**0.1**
再保険借	**1,503**	**0.1**	**1,478**	**0.1**
その他負債	**9,243**	**0.9**	**8,277**	**0.8**
未払法人税等	4,474		1,209	
未払金	91		208	
未払費用	3,810		5,545	
預り金	63		75	
リース債務	—		388	
仮受金	803		849	
退職給付引当金	**233**	**0.0**	**430**	**0.0**
役員退職慰労引当金	**14**	**0.0**	**27**	**0.0**
特別法上の準備金	**924**	**0.1**	**693**	**0.1**
価格変動準備金	924		693	
負債の部合計	**987,916**	**95.4**	**1,019,859**	**95.0**
（純資産の部）				
資本金	**17,250**	**1.7**	**17,250**	**1.6**
資本剰余金	**10,000**	**1.0**	**10,000**	**0.9**
資本準備金	10,000		10,000	
利益剰余金	**20,100**	**1.9**	**25,967**	**2.4**
その他利益剰余金	20,100		25,967	
保険業法施行規則附則第10条積立金	325		325	
繰越利益剰余金	19,775		25,642	
株主資本合計	**47,350**	**4.6**	**53,217**	**5.0**
その他有価証券評価差額金	**720**	**0.1**	**△24**	**△0.0**
評価・換算差額等合計	**720**	**0.1**	**△24**	**△0.0**
純資産の部合計	**48,071**	**4.6**	**53,193**	**5.0**
負債及び純資産の部合計	**1,035,988**	**100.0**	**1,073,052**	**100.0**

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

平成19年度 （平成20年3月31日現在）	平成20年度 （平成21年3月31日現在）
1. 会計方針に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 なお、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券につきましては、従来「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定しておりましたが、逓増定期保険の税制見直しの検討が開始されたことに伴い、平成19年4月1日より当該商品の販売を停止したことにより、当該小区分設定当初に想定していた前提に変化が生じ、責任準備金のデュレーションの変動性・不安定性が高まってきております。 このため、当該小区分を廃止するとともに、責任準備金対応債券全額をその他有価証券へ振替えております。 上記振替に伴い、従来の方法によった場合に比べて、有価証券が2,189百万円、その他有価証券評価差額金が1,396百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が792百万円減少しております。なお、上記振替による損益に与える影響はありません。 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。 (3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める定率法によっております。 これによる損益への影響は軽微であります。 （追加情報） 当年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、従来の償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年間で均等償却しております。 これによる損益への影響は軽微であります。 (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。 (5) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、当社の定める「資産査定取扱規程」に則り、個別資産毎に回収可能性又は価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額又は重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。また、上記以外については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 全ての債権は、「資産査定取扱規程」に則り、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が2次資産査定を行い、監査部が査定結果を監査しております。その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	1. 会計方針に関する事項 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。 ・リース資産以外の有形固定資産 定率法によっております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 (4) 無形固定資産の減価償却の方法 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左 (6) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、当社の定める「資産査定取扱規程」に則り、個別資産毎に回収可能性又は価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額又は重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。また、上記以外については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 全ての債権は、「資産査定取扱規程」に則り、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理室が2次資産査定を行い、監査部が査定結果を監査しております。その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

注記事項（貸借対照表関係）

平成19年度 （平成20年3月31日現在）	平成20年度 （平成21年3月31日現在）
②退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。	②退職給付引当金 同左
③役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当年度末要支給額を計上しております。	③役員退職慰労引当金 同左
(6) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 なお、従来は法定の積立基準額を積み立てておりましたが、将来の有価証券の価格変動リスクに備えるため、当年度末における積立限度額まで積み立てております。これにより、従来の方法によった場合に比べて税引前当期純利益が797百万円減少しております。	(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
(7) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 （会計方針の変更） 当社は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年3月30日改正）を当期より適用しております。 この会計基準等の適用による損益への影響は軽微であります。
(8) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。	(9) 消費税等の会計処理方法 同左
(9) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ・ 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ・ 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式	(10) 責任準備金の積立方法 同左
2. 貸付金のうち、延滞債権の額は9百万円であり、破綻先債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額はありません。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。	2. 貸付金のうち、延滞債権及び3カ月以上延滞債権の合計額は15百万円であり、その内訳は次のとおりであります。 なお、破綻先債権及び貸付条件緩和債権の額はありません。 (1) 延滞債権は10百万円であります。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。 (2) 3カ月以上延滞債権は4百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 有形固定資産の減価償却累計額は365百万円であります。	3. 有形固定資産の減価償却累計額は513百万円であります。
4. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、14,948百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	4. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、12,448百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
5. 関係会社に対する金銭債権の総額は241百万円、金銭債務の総額は850百万円であります。	5. 関係会社に対する金銭債権の総額は263百万円、金銭債務の総額は747百万円であります。

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

平成19年度（平成20年3月31日現在）

6. 繰延税金資産の総額は10,798百万円、繰延税金負債の総額は409百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は47百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金損金算入限度超過額6,756百万円、無形固定資産の損金算入限度超過額2,858百万円、収入保険料期間帰属関係151百万円、未払費用251百万円、事業税135百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額1,129百万円であります。

当年度における法定実効税率は36.21％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目0.9％、評価性引当額△0.3％、住民税均等割0.3％であります。

7. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。

8. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

前年度末現在高	2,798百万円
当年度契約者配当金支払額	2,264百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	1,785百万円
当年度末現在高	2,319百万円

9. 担保に供されている資産は、国債789百万円であります。

10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は563百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は2,348百万円であります。

11. 1株当たりの純資産額は1,764円09銭であります。

12. 外貨建資産の額は3,571百万円であります。（主な外貨額16百万米ドル、7百万ユーロ）
外貨建負債の額は0百万円であります。（主な外貨額0百万米ドル）

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は3,101百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

14. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
（1）退職給付債務及びその内訳

イ	退職給付債務	△309百万円
ロ	年金資産	42百万円
ハ	未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△267百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	29百万円
ホ	未認識過去勤務債務	3百万円
ヘ	貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	△233百万円
ト	前払年金費用	－百万円
チ	退職給付引当金	△233百万円

（2）退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ	割引率	1.5％
ハ	数理計算上の差異の処理方法 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（8年）による定額法により按分した額を発生の翌年度から費用処理	
ニ	過去勤務債務の額の処理方法 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理 なお、平成19年4月に適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行しております。	

15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成20年度（平成21年3月31日現在）

6. 繰延税金資産の総額は12,264百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は54百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金関係7,692百万円、無形固定資産の損金算入限度超過額3,271百万円、未払費用342百万円、収入保険料期間帰属関係164百万円、退職給付引当金155百万円、事業税128百万円であります。

当年度における法定実効税率は36.21％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目1.7％、住民税均等割0.5％であります。

7. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。

8. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

前年度末現在高	2,319百万円
当年度契約者配当金支払額	1,833百万円
利息による増加等	0百万円
契約者配当準備金繰入額	1,782百万円
当年度末現在高	2,267百万円

9. 担保に供されている資産は、国債468百万円であります。

10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は285百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は2,336百万円であります。

11. 1株当たりの純資産額は1,952円04銭であります。

12. 外貨建資産の額は2,227百万円であります。（主な外貨額11百万米ドル、5百万ユーロ）
外貨建負債の額は0百万円であります。（主な外貨額0百万米ドル）

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は3,067百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

14. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。
（1）退職給付債務及びその内訳

イ	退職給付債務	△576百万円
ロ	年金資産	35百万円
ハ	未積立退職給付債務（イ+ロ）	△541百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	109百万円
ホ	未認識過去勤務債務	2百万円
ヘ	貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△430百万円
ト	前払年金費用	－百万円
チ	退職給付引当金	△430百万円

（2）退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ	割引率	1.5％
ハ	数理計算上の差異の処理方法 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により按分した額を発生の翌年度から費用処理	
ニ	過去勤務債務の額の処理方法 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理	

15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❷ 損益計算書

（単位:百万円）

科目 ＼ 年度	平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで） 金額	占率	平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで） 金額	占率
経常収益	**270,735**	**100.0%**	**260,182**	**100.0%**
保険料等収入	**253,235**	**93.5**	**241,458**	**92.8**
保険料	249,359		236,671	
再保険収入	3,875		4,786	
資産運用収益	**17,415**	**6.4**	**18,655**	**7.2**
利息及び配当金等収入	16,541		17,546	
預貯金利息	—		0	
有価証券利息・配当金	16,078		16,998	
貸付金利息	441		525	
その他利息配当金	21		22	
有価証券売却益	806		736	
金融派生商品収益	67		371	
その他経常収益	**84**	**0.0**	**68**	**0.0**
年金特約取扱受入金	21		0	
保険金据置受入金	43		61	
その他の経常収益	19		7	
経常費用	**251,502**	**92.9**	**249,067**	**95.7**
保険金等支払金	**125,454**	**46.3**	**159,576**	**61.3**
保険金	20,806		21,583	
年金	691		829	
給付金	19,055		21,188	
解約返戻金	78,406		109,171	
その他返戻金	1,583		1,786	
再保険料	4,910		5,016	
責任準備金等繰入額	**77,270**	**28.5**	**33,040**	**12.7**
支払備金繰入額	2,016		786	
責任準備金繰入額	75,254		32,253	
契約者配当金積立利息繰入額	0		0	
資産運用費用	**2,269**	**0.8**	**4,624**	**1.8**
支払利息	36		16	
有価証券売却損	164		116	
有価証券評価損	—		1,296	
為替差損	0		0	
貸倒引当金繰入額	—		13	
その他運用費用	64		71	
特別勘定資産運用損	2,003		3,110	
事業費	**45,302**	**16.7**	**50,541**	**19.4**
その他経常費用	**1,204**	**0.4**	**1,284**	**0.5**
保険金据置支払金	10		12	
税金	892		879	
減価償却費	94		178	
退職給付引当金繰入額	178		208	
その他の経常費用	29		5	
経常利益	**19,232**	**7.1**	**11,115**	**4.3**

Ⅴ.財産の状況

（単位:百万円）

科目＼年度	平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）		平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）	
	金　額	占　率	金　額	占　率
特別利益	216	0.1%	230	0.1%
特別法上の準備金戻入額	―		230	
価格変動準備金	―		230	
その他特別利益	216		―	
特別損失	849	0.3	32	0.0
固定資産等処分損	15		32	
特別法上の準備金繰入額	834		―	
価格変動準備金	834		―	
契約者配当準備金繰入額	1,785	0.7	1,782	0.7
税引前当期純利益	16,813	6.2	9,530	3.7
法人税及び住民税	7,875	2.9	5,108	2.0
法人税等調整額	△1,640	△0.6	△1,444	△0.6
法人税等合計	6,235	2.3	3,663	1.4
当期純利益	10,578	3.9	5,867	2.3

注記事項（損益計算書関係）

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

1. 関係会社との取引による収益の総額は8百万円、費用の総額は3,570百万円であります。

2. 有価証券売却益は国債等債券806百万円、有価証券売却損は国債等債券164百万円であります。

3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は325百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は213百万円であります。

4. 金融派生商品収益は、全額評価益であり、その金額は67百万円であります。

5. その他特別利益の内訳は、退職年金制度の変更に伴う退職給付引当金取崩益199百万円及び貸倒引当金戻入額17百万円であります。

6. 1株当たりの当期純利益の金額は、388円21銭であります。

7. 退職給付費用の総額は、285百万円であります。
なお、その内訳は次のとおりであります。

イ	勤務費用	165百万円
ロ	利息費用	0百万円
ハ	期待運用収益	ー百万円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	12百万円
ホ	過去勤務債務の費用処理額	0百万円
ヘ	小計	178百万円
ト	確定拠出年金への掛金支払額等	106百万円
チ	退職給付費用	285百万円

上記退職給付費用以外に、退職年金制度の変更に伴う退職給付引当金取崩益を特別利益として計上しております。
また、確定拠出年金への掛金支払額については事業費として計上しております。

8. 関連当事者との取引
(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）
親会社	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	70,000	損害保険業	100.0

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
生命保険業務の代理・事務代行委託契約	生命保険業務の代理・事務代行委託契約料	3,041	未払費用	825

（注）上記金額のうち取引金額には消費税等を含んでおります。

(2) 子会社等
該当ありません。
(3) 兄弟会社等
記載すべき取引はありません。
(4) 役員及び個人主要株主等
記載すべき取引はありません。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

1. 関係会社との取引による収益の総額は9百万円、費用の総額は3,024百万円であります。

2. 有価証券売却益は国債等債券736百万円、有価証券売却損は国債等債券116百万円であります。

3. 有価証券評価損の内訳は外国証券1,279百万円、国内株式17百万円であります。

4. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は277百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は11百万円であります。

5. 金融派生商品収益は、全額評価益であり、その金額は371百万円であります。

6. 1株当たりの当期純利益の金額は、215円30銭であります。

7. 退職給付費用の総額は、327百万円であります。
なお、その内訳は次のとおりであります。

イ	勤務費用	197百万円
ロ	利息費用	2百万円
ハ	期待運用収益	ー百万円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	7百万円
ホ	過去勤務債務の費用処理額	0百万円
ヘ	小計	208百万円
ト	確定拠出年金への掛金支払額等	118百万円
チ	退職給付費用	327百万円

なお、確定拠出年金への掛金支払額については事業費として計上しております。

8. 関連当事者との取引

当社は「関連当事者の開示に関する会計基準（企業会計基準第11号平成18年10月17日企業会計基準委員会）」及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日企業会計基準委員会）を当期より適用しております。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）
親会社	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	70,000	損害保険業	100.0

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
生命保険業務の代理・事務代行委託契約	生命保険業務の代理・事務代行委託契約料	2,455	未払費用	698

（注）上記金額のうち取引金額には消費税等を含んでおります。

(2) 子会社等
該当ありません。
(3) 兄弟会社等
記載すべき取引はありません。
(4) 役員及び個人主要株主等
記載すべき取引はありません。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ.財産の状況

❸ キャッシュ・フロー計算書

（単位:百万円）

科　目	金　額	
	平成19年度	平成20年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	16,813	9,530
減価償却費	94	178
支払備金の増減額（△は減少）	2,016	786
責任準備金の増減額（△は減少）	75,254	32,253
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	1,785	1,782
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△23	△7
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△26	196
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	7	12
価格変動準備金の増減額（△は減少）	834	△230
利息及び配当金等収入	△16,541	△17,546
有価証券関係損益（△は益）	1,293	3,405
支払利息	36	16
為替差損益（△は益）	0	△0
有形固定資産関係損益（△は益）	15	32
代理店貸の増減額（△は増加）	61	55
再保険貸の増減額（△は増加）	△436	△559
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）	△872	△1,379
代理店借の増減額（△は減少）	△1,278	△33
再保険借の増減額（△は減少）	169	△24
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）	△2,168	1,806
その他	―	3,107
小　　計	77,038	33,381
利息及び配当金等の受取額	17,014	17,902
利息の支払額	△36	△16
契約者配当金の支払額	△2,264	△1,833
法人税等の支払額	△8,516	△8,372
営業活動によるキャッシュ・フロー	**83,234**	**41,060**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△233,271	△133,720
有価証券の売却・償還による収入	157,612	95,953
貸付けによる支出	△7,171	△7,015
貸付金の回収による収入	5,056	2,017
その他	△17	△91
資産運用活動計	△77,791	△42,855
（営業活動及び資産運用活動計）	（ 5,443 ）	（ △1,794 ）
有形固定資産の取得による支出	△233	△212
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△78,025**	**△43,068**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	―	△46
財務活動によるキャッシュ・フロー	**―**	**△46**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**△0**	**0**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**5,209**	**△2,054**
現金及び現金同等物期首残高	**21,301**	**26,510**
現金及び現金同等物期末残高	**26,510**	**24,455**

（注）現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しています。

❹ 株主資本等変動計算書

（単位:百万円）

科目 ＼ 年度	平成19年度 ［平成19年4月 1日から 平成20年3月31日まで］	平成20年度 ［平成20年4月 1日から 平成21年3月31日まで］
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,250	17,250
当期末残高	17,250	17,250
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	10,000	10,000
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金合計		
前期末残高	10,000	10,000
当期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
保険業法施行規則附則第10条積立金		
前期末残高	325	325
当期末残高	325	325
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,197	19,775
当期変動額		
当期純利益	10,578	5,867
当期変動額合計	10,578	5,867
当期末残高	19,775	25,642
利益剰余金合計		
前期末残高	9,522	20,100
当期変動額		
当期純利益	10,578	5,867
当期変動額合計	10,578	5,867
当期末残高	20,100	25,967
株主資本合計		
前期末残高	36,772	47,350
当期変動額		
当期純利益	10,578	5,867
当期変動額合計	10,578	5,867
当期末残高	47,350	53,217
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△1,085	720
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,805	△745
当期変動額合計	1,805	△745
当期末残高	720	△24
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,085	720
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,805	△745
当期変動額合計	1,805	△745
当期末残高	720	△24
純資産合計		
前期末残高	35,686	48,071
当期変動額		
当期純利益	10,578	5,867
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,805	△745
当期変動額合計	12,384	5,121
当期末残高	48,071	53,193

Ⅴ.財産の状況

注記事項（株主資本等変動計算書関係）

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位:千株）

	前年度末 株式数	当年度増加 株式数	当年度減少 株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	―	―	27,250
合　計	27,250	―	―	27,250
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合　計	―	―	―	―

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当金支払額

該当する事項はありません。

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位:千株）

	前年度末 株式数	当年度増加 株式数	当年度減少 株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	―	―	27,250
合　計	27,250	―	―	27,250
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合　計	―	―	―	―

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

3. 配当金支払額

該当する事項はありません。

❺ 債務者区分による債権の状況

（単位:百万円）

区　分	平成19年度末	平成20年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	11
危険債権	―	―
要管理債権	―	4
小計 （対合計比）	9 （　0.1%　）	15 （　0.1%　）
正常債権	13,738	16,075
合計	13,748	16,090

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

❻ リスク管理債権の状況

（単位:百万円）

区　分	平成19年度末	平成20年度末
破綻先債権額　①	―	―
延滞債権額　②	9	10
3カ月以上延滞債権額　③	―	4
貸付条件緩和債権額　④	―	―
合計　①＋②＋③＋④ （貸付残高に対する比率）	9 （　0.1%　）	15 （　0.1%　）

（注）1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申し立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申し立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

Ⅴ.財産の状況

❼ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

❽ 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位:百万円）

項　目	平成19年度末	平成20年度末	増減	増減要因等
ソルベンシー・マージン総額（A）	144,526	149,939	5,412	※利益の内部留保、準備金の積増等によりソルベンシー・マージン総額は5,412百万円増加しました。
資本金等	47,350	53,217	5,867	
価格変動準備金	924	693	△230	※230百万円の価格変動準備金の取り崩しを行いました。
危険準備金	12,683	13,832	1,149	※1,149百万円の危険準備金の積増しを行いました。
一般貸倒引当金	17	22	5	
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	1,016	△38	△1,055	
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	―	―	―	
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	70,220	66,562	△3,658	
持込資本金等	―	―	―	
負債性資本調達手段等	―	―	―	
控除項目	―	―	―	
その他	12,313	15,649	3,336	
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R8)^2+(R2+R3+R7)^2}+R4$ (B)	12,069	12,573	503	※リスクの合計額は平成19年度末を503百万円上回りました。
保険リスク相当額　R1	5,593	5,873	279	
第三分野保険の保険リスク相当額　R8	2,895	3,144	249	
予定利率リスク相当額　R2	3,199	3,167	△32	
資産運用リスク相当額　R3	4,628	4,789	161	
経営管理リスク相当額　R4	331	345	13	
最低保証リスク相当額　R7	278	301	22	
ソルベンシー・マージン比率 (A)／(1/2)×(B)×100	2,394.8%	2,385.0%	―	

（注）1．上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。）
2．最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いています。

（参考）実質資産負債差額

（単位:百万円）

項　目	平成19年度末	平成20年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額（1）	1,050,732	1,087,717
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額（2）	902,894	938,018
実質資産負債差額（1）－（2）	147,837	149,698

（注）上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に基づいて算出しています。
なお、実質資産負債差額から満期保有目的の債券に係る時価評価額と帳簿価額の差額を控除した額は、平成20年度末134,285百万円（平成19年度末132,319百万円）です。

❾ 有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

（単位:百万円）

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	13,251	△2,234	10,736	△2,518

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位:百万円）

区分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	761,957	777,475	15,518	17,481	1,963	832,632	848,045	15,412	20,292	4,879
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	184,621	185,751	1,129	3,268	2,138	149,751	149,712	△38	2,027	2,066
公社債	184,571	185,699	1,127	3,266	2,138	149,001	148,963	△38	2,027	2,066
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	49	51	1	1	—	749	749	△0	—	0
公社債	49	51	1	1	—	749	749	△0	—	0
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	946,578	963,226	16,647	20,750	4,102	982,384	997,758	15,373	22,320	6,946
公社債	846,567	862,354	15,786	18,529	2,742	886,193	904,409	18,215	21,628	3,412
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	100,011	100,872	861	2,220	1,359	96,191	93,349	△2,841	692	3,533
公社債	100,011	100,872	861	2,220	1,359	96,191	93,349	△2,841	692	3,533
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

Ⅴ.財産の状況

・時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位:百万円）

区　分	平成19年度末	平成20年度末
合　計	20	3

（2）金銭の信託の時価情報

該当ありません。

（3）デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

1.取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引はクレジット･デフォルト･スワップ取引のみです。

2.利用目的･取組方針

資産運用にあたり、当社が保有する債券の発行体が、倒産等により契約不履行になるデフォルトリスクをヘッジするためクレジット･デフォルト･スワップ取引を活用しています。

3.リスクの内容

クレジット･デフォルト･スワップ取引には、対象資産の信用リスク及び取引相手の信用リスクがあります。

上記のとおり、当社ではクレジット･デフォルト･スワップ取引を、保有する債券のデフォルトリスクのヘッジのためにのみ行っており、対象資産の信用リスクはありません。

また、取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

4.リスク管理体制

当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報

1.差損益の内訳（ヘッジ会計適用分･非適用分の内訳）

（単位:百万円）

区　分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	－	－	－	－	－	－
ヘッジ会計非適用分	－	－	－	－	488	488
合　計	－	－	－	－	488	488

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上されています。

2.金利関連
該当ありません。

3.通貨関連
該当ありません。

4.株式関連
該当ありません。

5.債券関連
該当ありません。

6.その他

（単位:百万円）

区分	種類	平成19年度末				平成20年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	プロテクション売	―	―	―	―	―	―	―	―
	プロテクション買	4,000	4,000	119	59	4,500	4,500	686	488
合計					59				488

Ⅴ.財産の状況

⑩ 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位:百万円）

		平成19年度	平成20年度
基礎利益	A	19,386	12,578
キャピタル収益		873	1,108
金銭の信託運用益		―	―
売買目的有価証券運用益		―	―
有価証券売却益		806	736
金融派生商品収益		67	371
為替差益		―	―
その他キャピタル収益		―	―
キャピタル費用		164	1,413
金銭の信託運用損		―	―
売買目的有価証券運用損		―	―
有価証券売却損		164	116
有価証券評価損		―	1,296
金融派生商品費用		―	―
為替差損		0	0
その他キャピタル費用		―	―
キャピタル損益	B	709	△305
キャピタル損益含み基礎利益	A ＋ B	20,095	12,272
臨時収益		―	―
再保険収入		―	―
危険準備金戻入額		―	―
その他臨時収益		―	―
臨時費用		863	1,157
再保険料		―	―
危険準備金繰入額		863	1,149
個別貸倒引当金繰入額		―	8
特定海外債権引当勘定繰入額		―	―
貸付金償却		―	―
その他臨時費用		―	―
臨時損益	C	△863	△1,157
経常利益	A＋B＋C	19,232	11,115

⑪ 計算書類等について会社法（保険業法）による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、平成21年5月14日付で適正である旨の監査報告書を受領しています。

⓬ 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

⓭ 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の代表取締役社長である松﨑敏夫は、当社のディスクロージャー誌「Report 2009 損保ジャパンひまわり生命の現状」の縦覧開始時点において、2008年4月1日から2009年3月31日（平成20年4月1日から平成21年3月31日）までの第28期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書及び附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。
私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 業務分掌及び職務権限に関する規程が整備され、所管部署が適切、有効に業務を執行する体制が構築されております。
2. すべての重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に付議・報告される体制が構築されております。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。また、主要所管部署の責任者より、すべての重要な点において、不実の記載及び記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けております。
4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取締役会等に報告されております。
   また、財務諸表の作成に関し、内部監査部門による内部監査を実施し、作成プロセスの適切性・有効性及び財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告書の提出を受けております。

※本確認書は、2005年（平成17年）10月7日金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」に基づくものであります。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❶ 主要な業務の状況を示す指標等

(1)決算業績の概況

P.10～16をご覧ください。

(2)保有契約高及び新契約高

①保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

区分	平成19年度末				平成20年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	1,486	99.3	9,015,789	107.4	1,576	106.0	9,447,946	104.8
個人年金保険	16	96.7	83,224	98.4	16	97.6	81,435	97.9
団体保険	―	―	1,948,995	98.3	―	―	1,998,038	102.5
団体年金保険	―	―	―	―	―	―	―	―

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

②新契約高

(単位:千件、百万円)

区分	平成19年度				平成20年度			
	件数	金額			件数	金額		
			新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加
個人保険	125	1,612,591	1,612,591	―	249	1,568,280	1,568,280	―
個人年金保険	0	2,289	2,289	―	0	2,165	2,165	―
団体保険	―	9,042	9,042		―	15,836	15,836	
団体年金保険	―	―	―		―	―	―	

(注)個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

(3)年換算保険料

①保有契約

(単位:百万円、%)

区分	平成19年度末		平成20年度末	
		前年度比		前年度比
個人保険	207,124	95.1	196,394	94.8
個人年金保険	3,509	96.6	3,476	99.1
合計	210,634	95.1	199,870	94.9
うち医療保障・生前給付保障等	67,704	94.4	68,658	101.4

②新契約

(単位:百万円、%)

区分	平成19年度		平成20年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	17,948	46.7	21,666	120.7
個人年金保険	96	78.1	91	94.7
合計	18,045	46.8	21,757	120.6
うち医療保障・生前給付保障等	4,614	108.1	10,039	217.6

(注)1.年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2.医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4)保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分			保有金額 平成19年度末	保有金額 平成20年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	9,015,789	9,447,946
		個人年金保険	(18,532)	(20,169)
		団体保険	1,948,873	1,997,934
		団体年金保険	—	—
		その他共計	10,964,662	11,445,881
	災害死亡	個人保険	(2,083,872)	(1,811,085)
		個人年金保険	(100)	(105)
		団体保険	(72,740)	(62,415)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(2,156,713)	(1,873,606)
	その他の条件付死亡	個人保険	(506,403)	(450,340)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(506,403)	(450,340)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(207,583)	(202,369)
		個人年金保険	78,344	75,439
		団体保険	2	0
		団体年金保険	—	—
		その他共計	78,346	75,440
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(9,865)	(9,650)
		団体保険	(18)	(17)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(9,883)	(9,668)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	4,879	5,995
		団体保険	119	103
		団体年金保険	—	—
		その他共計	4,999	6,098
入院保障	災害入院	個人保険	(4,479)	(5,225)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(101)	(93)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,585)	(5,322)
	疾病入院	個人保険	(4,394)	(5,189)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,398)	(5,193)
	その他の条件付入院	個人保険	(4,688)	(5,013)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,688)	(5,013)

(注)1.( )内数値は、主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2.生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3.生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4.生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
5.入院保障欄の金額は、入院給付金日額を表します。
6.入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

（単位:件）

区分		保有件数	
		平成19年度末	平成20年度末
障害保障	個人保険	34,199	23,058
	個人年金保険	—	—
	団体保険	65,378	61,228
	団体年金保険	—	—
	その他共計	99,577	84,286
手術保障	個人保険	1,333,261	1,546,218
	個人年金保険	92	88
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	1,333,353	1,546,306

（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位:百万円）

区分		保有金額	
		平成19年度末	平成20年度末
死亡保険	終身保険	1,342,361	1,350,755
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	5,125,000	5,834,675
	その他共計	8,784,604	9,237,284
生死混合保険	養老保険	79,625	72,822
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	231,184	210,662
生存保険		—	—
年金保険	個人年金保険	83,224	81,435
災害・疾病関係特約	災害割増特約	1,244,737	1,241,239
	傷害特約	—	—
	災害入院特約	2,553	2,345
	疾病特約	564	521
	成人病特約	866	987
	その他の条件付入院特約	—	—

（注）1.個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2.入院特約の金額は、入院給付金日額を表します。

(6)異動状況の推移

①個人保険

(単位:件、百万円、%)

区分	平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	1,497,562	8,396,374	1,486,822	9,015,789
新契約	125,957	1,612,591	249,130	1,568,280
更新	34,402	30,588	37,153	39,205
復活	4,239	20,704	6,046	30,374
保険金額の増加	2,234	51,153	2,772	66,733
その他の異動による増加		4,166		3,758
死亡	2,654	15,815	2,816	15,834
満期	46,279	43,058	49,386	54,400
保険金額の減少	36,901	125,698	56,252	151,319
解約	101,032	755,399	125,633	885,383
失効	25,324	137,224	25,084	150,469
その他の異動による減少	49	22,592	145	18,787
年末現在	1,486,822	9,015,789	1,576,087	9,447,946
(増加率)	(△0.7)	(7.4)	(6.0)	(4.8)
純増加	△10,740	619,414	89,265	432,157
(増加率)	(−)	(15.4)	(−)	(△30.2)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位:件、百万円、%)

区分	平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	17,156	84,574	16,583	83,224
新契約	452	2,289	401	2,165
復活	3	21	5	16
保険金額の増加	6	1		
その他の異動による増加	126	1,479	191	1,750
死亡	19	100	24	113
支払満了	187	100	14	11
保険金額の減少	294	351	388	459
解約	823	3,931	817	4,206
失効	37	172	26	102
その他の異動による減少	88	486	119	827
年末現在	16,583	83,224	16,180	81,435
(増加率)	(△3.3)	(△1.6)	(△2.4)	(△2.1)
純増加	△573	△1,350	△403	△1,788
(増加率)	(−)	(−)	(−)	(−)

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

③団体保険

（単位:件、百万円、%）

区　分	平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,651,874	1,982,606	8,456,039	1,948,995
新契約	13,892	9,042	74,539	15,836
更新	660,795	744,072	653,051	715,426
復活			17	96
中途加入	620,356	258,785	614,928	249,912
保険金額の増加	304,551	44,569	319,438	32,871
その他の異動による増加	138	663	66	37,589
死亡	27,410	5,054	27,084	4,767
満期	702,763	764,060	666,758	730,560
脱退	758,473	147,836	757,319	139,218
保険金額の減少	254,941	100,614	250,162	105,974
解約	2,208	6,467	3,824	5,443
失効	124	961	143	459
その他の異動による減少	38	65,750	75	16,266
年末現在	8,456,039	1,948,995	8,343,437	1,998,038
（増加率）	（△2.3）	（△1.7）	（△1.3）	（2.5）
純増加	△195,835	△33,611	△112,602	49,043
（増加率）	（－）	（－）	（－）	（－）

（注）1.金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2.件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

該当ありません。

（7）契約者配当の状況

①平成20年度の状況

団体定期保険を中心に1,833百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成21年度における契約者配当金の支払いのため、平成20年度末（平成21年3月末）に1,782百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成20年度末（平成21年3月末）における契約者配当準備金の残高は2,267百万円となっています。

・5年ごと利差配当契約における平成20年度決算に基づく契約者配当の例示

当社では、平成9年4月より5年ごと利差配当付保険商品の取り扱いを行っています。

平成20年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」及び「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

保険種類	配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	1.75%
5年ごと利差配当付個人年金保険	1.60%

〈例1〉5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了
男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成11年度	10年	0円	211,640円	10,000,000円
平成16年度	5年	2,333円	241,700円	10,002,333円

〈例2〉5年ごと利差配当付個人年金保険（10年確定年金）の契約者配当金
30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始
男性、年払、年金額100万円（定額）

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成11年度	10年	0円	255,040円	2,708,400円
平成16年度	5年	0円	272,100円	1,444,800円

（注）「死亡契約」欄は契約応当日以後死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」及び「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差額を乗じた額となっています。「経過年数」とは、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

②平成19年度の状況
団体定期保険を中心に2,264百万円の契約者配当金を支払いました。
また、平成20年度における契約者配当金の支払いのため、平成19年度末（平成20年3月末）に1,785百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成19年度末（平成20年3月末）における契約者配当準備金の残高は2,319百万円となっています。

❷ 保険契約に関する指標等

（1）保有契約増加率

（単位:%）

区　分	平成19年度	平成20年度
個人保険	7.4	4.8
個人年金保険	△1.6	△2.1
団体保険	△1.7	2.5
団体年金保険	―	―

（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位:千円）

区　分	平成19年度	平成20年度
新契約平均保険金	12,802	6,295
保有契約平均保険金	6,063	5,994

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

区　分	平成19年度	平成20年度
個人保険	19.2	17.4
個人年金保険	2.8	2.8
団体保険	0.5	0.8

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区　分	平成19年度	平成20年度
個人保険	11.3	12.1
個人年金保険	5.1	5.6
団体保険	3.2	4.0

(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

平成19年度	平成20年度
10,435	7,128

(6)死亡率(個人保険主契約)

(単位:‰)

件数率		金額率	
平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
1.83	1.87	1.83	1.69

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

区　分		平成19年度	平成20年度
災害死亡保障契約	件数	0.075	0.089
	金額	0.145	0.102
障害保障契約	件数	—	—
	金額	—	—
災害入院保障契約	件数	3.672	3.553
	金額	105.638	95.388
疾病入院保障契約	件数	40.348	40.166
	金額	980.388	939.575
成人病入院保障契約	件数	16.039	17.600
	金額	581.704	619.299
疾病・傷害手術保障契約	件数	15.260	14.727
成人病手術保障契約	件数	17.740	15.578

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

平成19年度	平成20年度
18.2	21.4

(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成19年度	平成20年度
5社	5社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

平成19年度	平成20年度
1社	1社

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

平成19年度	平成20年度
100.0	100.0

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

格付区分	平成19年度	平成20年度
AAA	2.5	―
AA以上	82.0	32.3
A以上	15.5	67.7

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:%)

格付区分	平成19年度	平成20年度
AA	100.0	100.0

(注)格付は国内の再保険会社はJCR社、外国の再保険会社はS&P社とムーディーズ社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は、低い格付を使用しています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

（12）未だ収受していない再保険金の額

（単位:百万円）

平成19年度	平成20年度
432	837

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

（単位:百万円）

平成19年度	平成20年度
―	7

（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位:%）

	平成19年度	平成20年度
第三分野発生率	19.0	19.8
医療（疾病）	21.1	20.7
がん	25.4	26.8
介護	36.9	34.3
その他	2.6	2.9

（注）1．発生率は以下の算式により算出しています。
{発生保険金額＋保険金・給付金等支払に係る事業費など}÷{（年度始保有契約年換算保険料＋年度末保有契約年換算保険料）／2}
2．（注）1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。
3．（注）1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額＋対応する支払備金繰入額（保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く）としています。
4．（注）1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。

❸ 経理に関する指標等

(1)支払備金明細表

(単位:百万円)

区分		平成19年度末	平成20年度末
保険金	死亡保険金	3,760	3,801
	災害保険金	77	53
	高度障害保険金	336	329
	満期保険金	140	97
	その他	—	—
	小計	4,314	4,282
年金		0	0
給付金		2,174	2,553
解約返戻金		10,775	11,216
保険金据置支払金		—	—
その他共計		17,289	18,076

(2)責任準備金明細表

(単位:百万円)

区分			平成19年度末	平成20年度末
責任準備金(除危険準備金)	個人保険		918,316	946,654
		(一般勘定)	905,716	935,971
		(特別勘定)	12,599	10,682
	個人年金保険		23,727	26,515
		(一般勘定)	23,727	26,515
		(特別勘定)	—	—
	団体保険		216	194
		(一般勘定)	216	194
		(特別勘定)	—	—
	団体年金保険		—	—
		(一般勘定)	—	—
		(特別勘定)	—	—
	その他		1	1
		(一般勘定)	1	1
		(特別勘定)	—	—
	小計		942,261	973,366
		(一般勘定)	929,661	962,683
		(特別勘定)	12,599	10,682
危険準備金			12,683	13,832
合計			954,945	987,198
	(一般勘定)		942,345	976,516
	(特別勘定)		12,599	10,682

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(3)責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区　分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	平成20年度末合計
残　高	913,447	59,918	13,832	987,198

(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

			平成19年度末	平成20年度末
積立方式	標準責任準備金　対象契約		純保険料式	純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	がん保険・医療保険等	純保険料式	純保険料式
		変額保険	純保険料式	純保険料式
		その他	純保険料式	純保険料式
積立率(危険準備金を除く)			100.0%	100.0%

(注)1.積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。
なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2.積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
	百万円	
～1980年度	―	―
1981年度～1985年度	10,089	6.20%
1986年度～1990年度	28,879	6.20%～6.25%
1991年度～1995年度	94,436	4.25%～6.25%
1996年度～2000年度	307,985	2.00%～3.10%
2001年度～2005年度	401,503	1.50%
2006年度	76,860	1.50%
2007年度	26,175	1.50%
2008年度	16,558	1.50%

(注)1.「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	平成19年度末	平成20年度末
責任準備金残高(一般勘定)	48	61

(注)1.保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2.「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高（一般勘定）」は平成8年大蔵省告示第48号第5項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第5項第1号二に規定する率を使用しています。

(6)契約者配当準備金明細表

（単位:百万円）

	区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
平成19年度	前年度末現在	3	2	2,788	—	—	4	2,798
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	0	0	2,259	—	—	5	2,264
	当年度繰入額	7	1	1,770	—	—	5	1,785
	当年度末現在	10	3	2,299	—	—	5	2,319
		(0)	(1)	(0)	(—)	(—)	(—)	(1)
平成20年度	前年度末現在	10	3	2,299	—	—	5	2,319
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	0	0	1,828	—	—	4	1,833
	当年度繰入額	9	1	1,767	—	—	4	1,782
	当年度末現在	18	5	2,238	—	—	4	2,267
		(1)	(1)	(0)	(—)	(—)	(—)	(2)

（注）(　)内はうち積立配当金額です。

(7)引当金明細表

（単位:百万円）

		前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	17	22	5	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。
	個別貸倒引当金	114	102	△12	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		233	430	196	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。
役員退職慰労引当金		14	27	12	役員の退職慰労金支払いに備えるため、計上しています。
価格変動準備金		924	693	△230	保険業法第115条の規定により計上しています。

(8)特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(9)資本金等明細表

(単位:百万円)

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金		17,250	―	―	17,250
うち既発行株式	普通株式	(27,250千株)	(―)	(―)	(27,250千株)
		17,250	―	―	17,250
	計	17,250	―	―	17,250
資本剰余金		10,000	―	―	10,000

(10)保険料明細表

(単位:百万円)

区分		平成19年度	平成20年度
個人保険		238,111	226,141
	一時払	1,053	1,893
	年払	104,777	90,927
	半年払	1,198	1,228
	月払	131,083	132,092
個人年金保険		3,267	3,098
	一時払	―	―
	年払	689	642
	半年払	20	21
	月払	2,557	2,434
団体保険		7,962	7,413
団体年金保険		―	―
その他共計		249,359	236,671

(11)保険金明細表

(単位:百万円)

区分	平成19年度合計	平成20年度						
		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	17,682	18,339	13,981	―	4,358	―	―	0
災害保険金	221	159	156	―	3	―	―	―
高度障害保険金	807	780	497	―	282	―	―	―
満期保険金	2,095	2,304	2,304	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
合計	20,806	21,583	16,939	―	4,644	―	―	0

(12)年金明細表

(単位:百万円)

平成19年度合計	平成20年度						
	合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険
691	829	26	783	19	―	―	―

(13)給付金明細表

(単位:百万円)

	平成19年度 合計	平成20年度						
		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	177	171	137	33	—	—	—	—
入院給付金	5,570	5,555	5,547	—	6	—	—	1
手術給付金	3,197	3,356	3,356	—	—	—	—	—
障害給付金	2	1	—	—	1	—	—	—
生存給付金	7,966	9,999	9,999	—	—	—	—	—
一時金	—	1	1	—	—	—	—	—
その他	2,140	2,103	2,103	—	—	—	—	—
合計	19,055	21,188	21,144	33	8	—	—	1

(14)解約返戻金明細表

(単位:百万円)

平成19年度 合計	平成20年度						
	合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
78,406	109,171	108,238	933	—	—	—	—

(15)減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,412	178	513	898	36.4
建物	731	81	312	419	42.7
リース資産	435	50	50	384	11.6
その他の有形固定資産	244	45	150	94	61.4
無形固定資産	1,884	—	—	1,884	—
ソフトウェア	1,831	—	—	1,831	—
その他の無形固定資産	52	—	—	52	—
その他	—	—	—	—	—
合計	3,296	178	513	2,782	15.6

(16)事業費明細表

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度
営業活動費	13,039	13,597
営業管理費	4,565	6,223
一般管理費	27,697	30,719
合計	45,302	50,541

(注)一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金を含んでいます。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(17)税金明細表

(単位:百万円)

区分		平成19年度	平成20年度
国税		73	88
	消費税	―	―
	印紙税	62	88
	登録免許税	―	―
	その他の国税	10	0
地方税		818	791
	地方消費税	―	―
	法人住民税	―	―
	法人事業税	787	749
	固定資産税	4	5
	不動産取得税	―	―
	事業所税	25	34
	その他の地方税	0	0
合計		892	879

(18)リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

区分	平成19年度末	平成20年度末
取得価額相当額	1,101	1,234
減価償却累計額相当額	730	972
期末残高相当額	371	262

(注)取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

②未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

区分	平成19年度末			平成20年度末		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	171	199	371	152	109	262

(注)未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③支払リース料及び減価償却費相当額

(単位:百万円)

区分	平成19年度	平成20年度
支払リース料	234	228
減価償却費相当額	234	228

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

❹ 資産運用に関する指標等

（1）資産運用の概況

①平成20年度の資産の運用概況

P.17～18をご覧ください。

②ポートフォリオの推移

イ.資産の構成

（単位:百万円、%）

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	25,104	2.5	23,016	2.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	947,728	92.8	982,348	92.6
公社債	847,695	83.0	886,154	83.6
株式	20	0.0	3	0.0
外国証券	100,012	9.8	96,190	9.1
公社債	100,012	9.8	96,190	9.1
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	13,564	1.3	15,869	1.5
保険約款貸付	13,564	1.3	15,869	1.5
一般貸付	—	—	—	—
不動産	380	0.0	419	0.0
繰延税金資産	10,342	1.0	12,210	1.2
その他	24,051	2.4	26,864	2.5
貸倒引当金	△132	△0.0	△124	△0.0
合計	1,021,040	100.0	1,060,604	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

ロ.資産の増減

（単位:百万円）

区分	平成19年度末	平成20年度末
現預金・コールローン	5,140	△2,088
買現先勘定	―	―
債券貸借取引支払保証金	―	―
買入金銭債権	―	―
商品有価証券	―	―
金銭の信託	―	―
有価証券	78,131	34,619
公社債	95,306	38,459
株式	19	△17
外国証券	△ 17,195	△3,822
公社債	△ 17,195	△3,822
株式等	―	―
その他の証券	―	―
貸付金	2,114	2,305
保険約款貸付	2,114	2,305
一般貸付	―	―
不動産	88	38
繰延税金資産	615	1,868
その他	1,475	2,813
貸倒引当金	23	7
合計	87,589	39,563
うち外貨建資産	―	―

(2)運用利回り

（単位:%）

区分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	0.00	0.02
買現先勘定	0.52	0.46
債券貸借取引支払保証金	―	―
買入金銭債権	―	―
商品有価証券	―	―
金銭の信託	―	―
有価証券	1.84	1.67
うち公社債	1.76	1.75
うち株式	△0.15	△90.13
うち外国証券	2.45	1.05
貸付金	3.52	3.54
うち一般貸付	―	―
不動産	―	―
一般勘定計	1.76	1.65

(注)利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益ー資産運用費用として算出した利回りです。

(3)主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	21,795	18,344
買現先勘定	4,150	4,105
債券貸借取引支払保証金	―	―
買入金銭債権	―	―
商品有価証券	―	―
金銭の信託	―	―
有価証券	909,220	975,201
うち公社債	802,834	877,064
うち株式	17	19
うち外国証券	106,368	98,117
貸付金	12,543	14,849
うち一般貸付	―	―
不動産	340	414
一般勘定計	972,721	1,039,325
うち海外投融資	106,368	98,117

(4)資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
利息及び配当金等収入	16,541	17,546
商品有価証券運用益	―	―
金銭の信託運用益	―	―
売買目的有価証券運用益	―	―
有価証券売却益	806	736
有価証券償還益	―	―
金融派生商品収益	67	371
為替差益	―	―
その他運用収益	―	―
合計	17,415	18,655

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(5)資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
支払利息	36	16
商品有価証券運用損	―	―
金銭の信託運用損	―	―
売買目的有価証券運用損	―	―
有価証券売却損	164	116
有価証券評価損	―	1,296
有価証券償還損	―	―
金融派生商品費用	―	―
為替差損	0	0
貸倒引当金繰入額	―	13
貸付金償却	―	―
賃貸用不動産等減価償却費	―	―
その他運用費用	64	71
合計	265	1,514

(6)利息及び配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
預貯金利息	―	0
有価証券利息・配当金	16,078	16,998
公社債利息	13,476	14,684
株式配当金	―	―
外国証券利息配当金	2,601	2,314
貸付金利息	441	525
不動産賃貸料	―	―
その他共計	16,541	17,546

(7)有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	806	736
株式等	―	―
外国証券	―	―
その他共計	806	736

(8)有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	164	116
株式等	―	―
外国証券	―	―
その他共計	164	116

(9)有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
国債等債券	―	―
株式等	―	17
外国証券	―	1,279
その他共計	―	1,296

(10)商品有価証券明細表

該当ありません。

(11)商品有価証券売買高

該当ありません。

(12)有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区　分	平成19年度末		平成20年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
国債	469,592	49.5	519,759	52.9
地方債	76,509	8.1	70,212	7.1
社債	301,593	31.8	296,183	30.2
うち公社・公団債	82,095	8.7	74,432	7.6
株式	20	0.0	3	0.0
外国証券	100,012	10.6	96,190	9.8
公社債	100,012	10.6	96,190	9.8
株式等	―	―	―	―
その他の証券	―	―	―	―
合計	947,728	100.0	982,348	100.0

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(13)有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	平成19年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
国債	10,004	28,540	65,938	6,162	34,427	324,518	469,592
地方債	6,363	1,195	16,634	46,374	4,941	999	76,509
社債	22,289	20,493	81,518	88,011	49,770	39,508	301,593
株式						20	20
外国証券	2,505	62,949	24,816	5,655	4,086	—	100,012
公社債	2,505	62,949	24,816	5,655	4,086	—	100,012
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	41,164	113,179	188,908	146,203	93,225	365,047	947,728

区分	平成20年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
国債	2,802	84,517	11,964	12,189	43,245	365,040	519,759
地方債	—	4,370	53,501	10,726	614	999	70,212
社債	10,408	30,103	122,052	40,144	61,646	31,827	296,183
株式						3	3
外国証券	22,397	62,064	4,999	6,729	—	—	96,190
公社債	22,397	62,064	4,999	6,729	—	—	96,190
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	35,608	181,056	192,518	69,789	105,505	397,870	982,348

(14)保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

区分	平成19年度末	平成20年度末
公社債	1.73	1.74
外国公社債	2.43	2.39

(15)業種別株式保有明細表

一般勘定における株式保有残高は少額であり、重要性がないため、記載を省略します。

(16)貸付金明細表

(単位:百万円)

区分		平成19年度末	平成20年度末
保険約款貸付		13,564	15,869
	契約者貸付	11,400	13,565
	保険料振替貸付	2,163	2,304
一般貸付		—	—
(うち非居住者貸付)		(—)	(—)
	企業貸付	—	—
	(うち国内企業向け)	(—)	(—)
	国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
	公共団体・公企業貸付	—	—
	住宅ローン	—	—
	消費者ローン	—	—
	その他	—	—
合計		13,564	15,869

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(23)固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
平成19年度	土地	―	―	―	―	―	―	―
	建物	292	166	14	62	380	250	39.6
	リース資産	―	―	―	―	―	―	―
	建設仮勘定	―	―	―	―	―	―	―
	その他の有形固定資産	46	67	1	32	80	115	59.0
	合計	338	233	15	94	461	365	44.2
平成20年度	土地	―	―	―	―	―	―	―
	建物	380	150	30	81	419	312	42.7
	リース資産	―	435	―	50	384	50	11.6
	建設仮勘定	―	―	―	―	―	―	―
	その他の有形固定資産	80	62	2	45	94	150	61.4
	合計	461	648	32	178	898	513	36.4

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区分		平成19年度末	平成20年度末
不動産残高		380	419
	営業用	380	419
	賃貸用	―	―
賃貸用ビル保有数		―	―

③無形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
平成19年度	ソフトウェア	―	―	―	―	―	―	―
	その他の無形固定資産	52	―	―	―	52	―	―
	合計	52	―	―	―	52	―	―
平成20年度	ソフトウェア	―	1,831	―	―	1,831	―	―
	その他の無形固定資産	52	―	―	―	52	―	―
	合計	52	1,831	―	―	1,884	―	―

(24)固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25)固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区分		平成19年度末	平成20年度末
有形固定資産		15	32
	土地	―	―
	建物	14	30
	リース資産	―	―
	その他の有形固定資産	1	2
無形固定資産		―	―
	ソフトウェア	―	―
	その他の無形固定資産	―	―
その他		―	―
合計		15	32

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27)海外投融資の状況

①資産別明細

イ.外貨建資産

該当ありません。

ロ.円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ.円貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	―	―	―	―
公社債(円建外債)・その他	100,012	100.0	96,190	100.0
小計	100,012	100.0	96,190	100.0

二.合計

(単位:百万円、%)

区分	平成19年度末		平成20年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	100,012	100.0	96,190	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位:百万円、%)

区分		外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
平成19年度末	北米	34,847	34.8	34,847	34.8	―	―	―	―
	ヨーロッパ	45,045	45.0	45,045	45.0	―	―	―	―
	オセアニア	2,000	2.0	2,000	2.0	―	―	―	―
	アジア	3,086	3.1	3,086	3.1	―	―	―	―
	中南米	―	―	―	―	―	―	―	―
	中東	7,500	7.5	7,500	7.5	―	―	―	―
	アフリカ	7,533	7.5	7,533	7.5	―	―	―	―
	国際機関	―	―	―	―	―	―	―	―
	合計	100,012	100.0	100,012	100.0	―	―	―	―
平成20年度末	北米	33,532	34.9	33,532	34.9	―	―	―	―
	ヨーロッパ	42,546	44.2	42,546	44.2	―	―	―	―
	オセアニア	2,000	2.1	2,000	2.1	―	―	―	―
	アジア	3,075	3.2	3,075	3.2	―	―	―	―
	中南米	―	―	―	―	―	―	―	―
	中東	7,500	7.8	7,500	7.8	―	―	―	―
	アフリカ	7,536	7.8	7,536	7.8	―	―	―	―
	国際機関	―	―	―	―	―	―	―	―
	合計	96,190	100.0	96,190	100.0	―	―	―	―

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

③外貨建資産の通貨別構成
該当ありません。

(28)海外投融資利回り

(単位:%)

平成19年度	平成20年度
2.45	1.05

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)
該当ありません。

(30)各種ローン金利
該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘　要
会員権等	37	3	―	―	40	
その他	7	79	49	―	36	
合計	44	82	49	―	76	

❺ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1)有価証券の時価情報
①売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位:百万円）

区　分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	761,957	777,475	15,518	17,481	1,963	832,632	848,045	15,412	20,292	4,879
責任準備金対応債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他有価証券	184,621	185,751	1,129	3,268	2,138	149,751	149,712	△38	2,027	2,066
公社債	184,571	185,699	1,127	3,266	2,138	149,001	148,963	△38	2,027	2,066
株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	49	51	1	1	－	749	749	△0	－	0
公社債	49	51	1	1	－	749	749	△0	－	0
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	946,578	963,226	16,647	20,750	4,102	982,384	997,758	15,373	22,320	6,946
公社債	846,567	862,354	15,786	18,529	2,742	886,193	904,409	18,215	21,628	3,412
株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	100,011	100,872	861	2,220	1,359	96,191	93,349	△2,841	692	3,533
公社債	100,011	100,872	861	2,220	1,359	96,191	93,349	△2,841	692	3,533
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

・時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位:百万円）

区　分	平成19年度末	平成20年度末
合　計	20	3

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(2)金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用･非適用分の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用･非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区　分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	―	―	―	―	―	―
ヘッジ会計非適用分	―	―	―	―	488	488
合計	―	―	―	―	488	488

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上されています。

②金利関連

該当ありません。

③通貨関連

該当ありません。

④株式関連

該当ありません。

⑤債券関連

該当ありません。

⑥その他

(単位:百万円)

区分	種　類	平成19年度末				平成20年度末			
		契約額等	うち1年超	時　価	差損益	契約額等	うち1年超	時　価	差損益
店頭	クレジット･デフォルト･スワップ								
	プロテクション売	―	―	―	―	―	―	―	―
	プロテクション買	4,000	4,000	119	59	4,500	4,500	686	488
合　計					59				488

Ⅶ. 保険会社の運営

❶ リスク管理の体制

P.25～27をご覧ください。

❷ 法令遵守の体制

P.21～23をご覧ください。

❸ 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

1.責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

お客様への保険金･給付金のお支払いを確実に履行するためには、責任準備金を適切に積立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険等と異なり、医療政策等の外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

■平準純保険料式による手厚い責任準備金の積立て

保険業法に定められた積立方式の中で最も手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積立てています。（標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積立てています。）

■第三分野保険におけるストレステストの実施･検証（平成19年度中間期決算以降）

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレステストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレステストは、保険業法の定めるところにより実施するものですが、当該ストレステストが的確に行われるために、当社リスク管理基本規程に従って取締役会等で社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレステストを実施したうえで、経理財務部とは独立したコンプライアンス･リスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

■保険計理人による確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレステストの結果を踏まえたうえで、必要と判断した場合には第三分野保険における負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

2.ストレステスト、負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

第三分野保険におけるストレステストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率（危険発生率）を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%から99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起こるかどうかといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

■過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分ごとに、危険選択の効果等の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値及び標準偏差（変動幅）を分析し、これらを活用しています。

Ⅶ. 保険会社の運営

■危険発生率の設定･検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施したうえで、当該部署とは独立したコンプライアンス･リスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制としています。

（第三分野保険におけるストレステストの結果を踏まえて保険計理人が行う負債十分性テストにおいても、この危険発生率を使用します。）

3.第三分野保険におけるストレステストの結果（平成20年度末決算期）

上記の保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分のすべてにおいて、保険料計算基礎率が危険発生率に対して十分な水準を維持できていることを確認しました。したがって、平準純保険料式による責任準備金の積立水準は十分なものであり、負債十分性テストについても実施する必要がないと判断しました。

❹ 個人データ保護

P.28～29をご覧ください。

❺ 反社会的勢力の排除のための基本方針

P.24をご覧ください。

Ⅷ.特別勘定に関する指標等

❶ 特別勘定資産残高の状況

（単位:百万円）

区　分	平成19年度末	平成20年度末
	金　額	金　額
個人変額保険	14,948	12,448
個人変額年金保険	―	―
団体年金保険	―	―
特別勘定計	14,948	12,448

❷ 特別勘定資産の運用の経過

当期の運用環境・運用状況（平成20年4月～平成21年3月）

①国際型

世界的な金融危機の影響を受けて株価が急落したことから、インデックスは41.8%の低下となりました。
金融危機の影響を受けにくく業績が堅調な資本財・サービス、ヘルスケアなどのウエイトを高めにしました。
一方、金融危機で連鎖的な破綻が懸念された金融などのウエイトを低めにしました。

②株式型

国内株式市場の下落局面が続いたことから、インデックスは32.7%の低下となりました。
資材費の高騰等を嫌気され割安感が高まった建設株は、ウエイトを高めにしました。
一方、相場下落局面で割高感が高まった電気・ガス株のウエイトは低めにしました。

③総合型

世界的な金融危機の影響を受けて株価が急落したことから、インデックスは7.1%の低下となりました。
国内株式部分は、建設株のウエイトを高めに、電気・ガス株のウエイトを低めにしました。
外国株式部分は、資本財・サービスのウエイトを高めに、金融のウエイトを低めにしました。
国内債券部分は、金利の変化にあわせて機動的に残存期間構成を変更するとともに、個別の信用力を見極めながら国債以外の債券のウエイトを高めにしました。

※各特別勘定の運用方法（運用の基本的性格）

国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分が最も大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX（東証株価指数）を上回ることを目標に運用します。
公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式及び外国の株式を組入れます。
3勘定の中で最も分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

❸ 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

(1)保有契約高

(単位:件、百万円)

区　分	平成19年度末		平成20年度末	
	件　数	金　額	件　数	金　額
変額保険(有期型)	474	1,942	469	1,967
変額保険(終身型)	15,800	129,360	15,108	116,345
合　計	16,274	131,302	15,577	118,312

(2)年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区　分	平成19年度末		平成20年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
現預金・コールローン	1,405	9.4	1,439	11.6
有価証券	13,251	88.6	10,736	86.2
公社債	4,896	32.8	5,099	41.0
株式	4,801	32.1	3,453	27.7
外国証券	3,553	23.8	2,184	17.5
公社債	915	6.1	810	6.5
株式等	2,638	17.6	1,373	11.0
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—
その他	291	1.9	272	2.2
貸倒引当金	—	—	—	—
合　計	14,948	100.0	12,448	100.0

(3)個人変額保険特別勘定の運用状況

(単位:百万円)

区　分	平成19年度	平成20年度
	金　額	金　額
利息配当金等収入	285	283
有価証券売却益	429	398
有価証券償還益	0	―
有価証券評価益	207	102
為替差益	26	22
金融派生商品収益	―	―
その他の収益	0	―
有価証券売却損	484	1,263
有価証券償還損	―	―
有価証券評価損	2,441	2,621
為替差損	27	32
金融派生商品費用	―	―
その他の費用	―	―
収支差額	△2,003	△3,110

(4)有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区　分	平成19年度末		平成20年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	13,251	△2,234	10,736	△2,518

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

・個人変額年金保険

該当ありません。

Ⅸ.保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

用語集

Ⅰ 生命保険会社のディスクロージャーについて

ディスクロージャーとは

ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。

生命保険会社は、どのような事業を行なっているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。

ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がはらわれることになります。

なお、生命保険会社は、法律（保険業法第111条）によって、事業年度（4月1日～3月31日）ごとにディスクロージャー誌（「○○生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。）を作成することが義務づけられています。

生命保険会社のディスクロージャー誌

◎ディスクロージャー誌の内容

ディスクロージャー誌に掲載する内容についても法令で定められています。

生命保険協会では、生命保険各社に前向きなディスクロージャーを促すために、法令で定められた項目の他に自主的に開示すべきと判断した項目を加えた「ディスクロージャー開示基準」や比較を容易とするための統一様式「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成しています。なお、生命保険各社が「開示基準」にない情報を開示することを妨げるものではありません。

（ディスクロージャー誌の主な内容）
- ·会社の概況…沿革、組織、店舗網、役員、従業員の状況など
- ·業務の内容…主要な業務の内容、経営方針
- ·事業の概況…営業職員·代理店教育、商品一覧、公共福祉活動など
- ·財産の状況…計算書類、不良債権の状況、ソルベンシー·マージン比率、時価情報など
- ·業務の状況…決算業績の概況、契約増加率等の指標、資産運用の概況など
- ·会社の運営…リスク管理の体制、法令遵守の体制、個人データ保護について

◎ディスクロージャー誌を見るには

法令の規定により、7月末までに、ディスクロージャー誌を本社·支社·営業所·事務所などに備え置き、広く閲覧できるようにすることが義務づけられています。また、ホームページにディスクロージャー誌の内容を掲載している生命保険会社も増えてきています。

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国53カ所の地方連絡所や全国の消費生活センターでもご覧いただくことができます。

Ⅱ 主な経営指標

1.契約業績の指標

◎契約高

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか、1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標として、保有契約高、新契約高があります。

契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

個人保険、団体保険…死亡時の支払金額等の総合計額
個人年金保険…
　年金支払開始前の契約:年金支払開始時における年金原資の額
　年金支払開始後の契約:責任準備金の額
　} の合計額
団体年金保険…責任準備金の額

ディスクロージャー誌には、「保障機能別保有契約高」を掲載しており、死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障のそれぞれについて、その生命保険会社が保障している金額がわかります（この表では、例えば入院保障の額は1日あたりの入院給付金の額の合計額を示しています。詳しくはディスクロージャー誌の該当部分の注を参照してください）。

また、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとに、新契約などによる契約高の増加と、死亡、満期、解約、失効などによる契約高の減少の状況を「異動状況」の表として掲載しています。

◎年換算保険料

個人保険·個人年金保険とその合計、さらに医療·介護分野（第三分野といわれます。）に関して、それぞれの保有契約·新契約の年換算保険料が開示されています。保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払いや契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

かつて、ほとんどの会社が死亡保障の商品を中心に販売しており、死亡保障金額の合計額（個人保険の場合）である契約高は比較のための指標としても優れたものでした。ところが、今では、販売商品もさまざまで生命保険会社ごとに商品構成が異なり、また、特に医療·がん·介護または個人年金といった、ご契約者様が生存中のリスクに対して保障する商品が多く販売されるようになっていますが、これらの商品は死亡保障金額が小さいため、契約高だけで業績を判断することは適切ではない場合があり、これを補完する指標として年換算保険料が導入されました。

比較、分析対象としている生命保険会社の業績を見る場合、保険種類ごとの特徴を分析したり、契約件数に着目したり、ディスクロージャー誌で経営戦略について書かれている個所とあわせてお読みいただくことが有効です。

2.収益性の指標

◎基礎利益

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金·事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、
- ·保険料収入や保険金·年金·給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ（戻入れ）、事業費の支払いといった保険関係の損益
- ·資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入（貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいま

す。)と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益
などを表しています。

基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており(予定利率分の責任準備金の増加は責任準備金繰入額に含まれ、実際の運用収益は上記のとおり基礎利益に含まれます。)、基礎利益が十分確保されていれば、保険本業で逆ざやを上回る利益を確保していることになります。

◎逆ざや

かつてない超低金利が続く等の経済環境の変化により、予定利率により見込んでいる運用収益が実際の運用収益でまかなえない額が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

上記「基礎利益」の説明のとおり、基礎利益が十分確保されていれば、逆ざやが他の利益で補われており、現在の「逆ざや」状態が続いたとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

なお、各社とも「逆ざや」に耐えうる十分な経営体力をつけるべく、資産構成の見直しや運用リスク管理の徹底、経営の効率化による事業費の圧縮、自己資本の一層の増強などに努めています。

多くの生命保険会社は逆ざや額を開示しています。

◎運用利回り

生命保険会社が保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかは、運用利回りを見るとわかります。ディスクロージャー誌には、資産項目別に運用利回りが開示されています。これは、経常損益中の資産運用収益−資産運用費用に保険業法第112条評価益を加味したものを、平均の運用額(帳簿価額の日々の金額を累積し平均したもの)で割り算して算出したものです。

$$\text{運用利回り(\%)} = \frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用} + \text{保険業法第112条評価益}}{\text{一般勘定資産日々平均残高}}$$

3.健全性の指標

◎ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いについて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって、予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

生命保険会社は、平成9年度決算からこの数値を公表しており、平成12年度決算では、金融商品の時価会計の導入等を踏まえてその計算基準が見直されています。また、平成13年度決算からは、ソルベンシー・マージン比率の算出根拠となっている分子・分母の内訳を開示しています。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◎実質資産負債差額(=実質純資産額)

実質資産負債差額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質純資産額ともいいます。

◎含み損益

含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持つといえ、有価証券と土地の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子(ソルベンシー・マージン総額)に算入されます。新聞報道では、有価証券全体や株式の含み損益がとりあげられています。

ディスクロージャー誌においては、「有価証券の時価情報」として保有目的及び有価証券の種類ごとの帳簿価額、時価、差損益が開示されています。また、ソルベンシー・マージン比率の状況として、分子、分母の内訳が開示されており、その他有価証券の評価差額、土地の含み損益が確認できます。

4.その他

◎一般勘定と特別勘定

特別勘定は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定です。一般勘定は、特別勘定を除いた資産を運用管理する勘定です。

生命保険会社によっては、団体年金分野(厚生年金基金保険、国民年金基金保険等)においても、一部特別勘定を設けています。

◎税効果会計

税効果会計は、会計上の資産・負債の金額と課税所得上の資産・負債の金額との間の相違を、会計理論上合理的に対応させるための会計手法です。

例えば、不良債権の償却は会計上費用と見なされますが、税務上は全額損金計上されるとは限りません。したがって、従来の会計では不良債権の償却を進めた年度や有税の準備金を積み増した年度には、減益なのに法人税等負担が増えるといったずれが生じることがありました。

税効果会計においては、法人税等負担の増加を税金の前払いと見て資産計上し、法人税等の調整を行います。具体的には、前払税金(未払税金)として資産(負債)計上される場合には繰延税金資産(負債)として貸借対照表に表示するとともに、これら繰延税金資産・負債の増減(「その他有価証券」にかかわるものは除く)を法人税等調整額として損益計算書に表示します(繰延税金資産・負債、法人税等調整額等の勘定科目は、税効果会計の適用に伴い生じます)。

生命保険会社の繰延税金資産の発生原因は、危険準備金や価格変動準備金などの有税での準備金積み立てといった生命保険会社固有のものによる比率が高くなっています。

※ P.115〜122については、社団法人生命保険協会作成の「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻」からの抜粋を含みます。

用語集

用語解説

貸借対照表

（資産の部）
1 現金及び預貯金
　現金
　預貯金
2 コールローン
3 買現先勘定
4 債券貸借取引支払保証金
5 買入金銭債権
6 商品有価証券
7 金銭の信託
8 有価証券
　国債
　地方債
　社債
　株式
　外国証券
　その他の証券
9 貸付金
　保険約款貸付
　一般貸付
10 有形固定資産
　土地
　建物
　リース資産
　建物仮勘定
　その他の有形固定資産
11 無形固定資産
　ソフトウェア
　のれん
　リース資産
　その他の無形固定資産
12 代理店貸
13 再保険貸
14 その他資産
　未収金
　前払費用
　未収収益
　預託金
　先物取引差入証拠金
　先物取引差金勘定
　保管有価証券
　金融派生商品
　仮払金
　その他の資産
15 繰延税金資産
16 再評価に係る繰延税金資産
17 支払承諾見返
18 貸倒引当金
　（控除項目として計上）
資産の部合計

（負債の部）
19 保険契約準備金
　支払備金
　責任準備金
　契約者配当準備金
20 代理店借
21 再保険借
22 短期社債
23 社債
24 新株予約権付社債
25 その他負債
　売現先勘定
　債券貸借取引受入担保金
　借入金
　未払法人税等
　未払金
　未払費用
　前受収益
　預り金
　預り保証金
　先物取引受入証拠金
　先物取引差金勘定
　借入有価証券
　売付有価証券
　金融派生商品
　リース債務
　仮受金
　その他の負債
26 退職給付引当金
27 役員退職慰労引当金
28 価格変動準備金
29 金融商品取引責任準備金
30 繰延税金負債
31 再評価に係る繰延税金負債
32 負ののれん
33 支払承諾
負債の部合計

（純資産の部）
34 資本金
35 新株式申込証拠金
36 資本剰余金
　資本準備金
　その他資本剰余金
37 利益剰余金
　利益準備金
　その他利益剰余金
　　海外投資等損失引当金
　　退職手当積立金
　　社会厚生事業増進積立金
　　不動産圧縮積立金
　　別途積立金
　　○○積立金
　　繰越利益剰余金
38 自己株式
39 自己株式申込証拠金
株主資本合計
40 その他有価証券評価差額金
41 繰延ヘッジ損益
42 土地再評価差額金
評価・換算差額等合計
43 新株予約権
純資産の部合計
負債及び純資産の部合計

損益計算書

（経常損益）
1 経常収益
2 保険料等収入
　保険料
　再保険収入
3 資産運用収益
　利息及び配当金等収入
　　預貯金利息
　　有価証券利息・配当金
　　貸付金利息
　　不動産賃貸料
　　その他利息配当金
　商品有価証券運用益
　金銭の信託運用益
　売買目的有価証券運用益
　有価証券売却益
　有価証券償還益
　金融派生商品収益
　為替差益
　その他運用収益
　特別勘定資産運用益
4 その他経常収益
　年金特約取扱受入金
　保険金据置受入金
　その他の経常収益
5 経常費用
6 保険金等支払金
　保険金
　年金
　給付金
　解約返戻金
　その他返戻金
　再保険料
7 責任準備金等繰入額
　支払備金繰入額
　責任準備金繰入額
　契約者配当金積立利息繰入額
8 資産運用費用
　支払利息
　商品有価証券運用損
　金銭の信託運用損
　売買目的有価証券運用損
　有価証券売却損
　有価証券評価損
　有価証券償還損
　金融派生商品費用
　為替差損
　貸倒引当金繰入額
　貸付金償却
　賃貸用不動産等減価償却費
　その他運用費用
　特別勘定資産運用損
9 事業費
10 その他経常費用
　保険金据置支払金
　税金
　減価償却費
　退職給付引当金繰入額
　その他の経常費用
11 経常利益（又は経常損失）

（特別損益）
12 特別利益
　固定資産等処分益
　保険業法第112条評価益
　その他特別利益
13 特別損失
　固定資産等処分損
　減損損失
　価格変動準備金繰入額
　金融商品取引責任準備金繰入額
　不動産圧縮損
　その他特別損失
14 契約者配当準備金繰入額
15 税引前当期純利益
　（又は税引前当期純損失）
16 法人税及び住民税
17 法人税等調整額
18 法人税等合計
19 当期純利益
　（又は当期純損失）

貸借対照表の用語

資産の部

1　現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金･年金･給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金（外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など）や、短期間の運用目的で預金（定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金）として保有しています。

2　コールローン

他の金融機関に対して行う短期間（1日～2週間程度）の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3　買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上します。これは、債券などを担保とした金融取引の性格も有しています。

4　債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として差し入れた額を計上します。

5　買入金銭債権

下記「8　有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマーシャル･ペーパー（CP）や住宅抵当証書、商品投資受益権証書、一般貸付債権信託受益権証書などがあります。

6　商品有価証券

投資目的ではなく、不特定多数の投資家への販売を目的として保有している有価証券です。生命保険会社は、法令により、いわゆる公共債ディーリング業務が認められています。

7　金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。信託銀行に委託された資金の運用は、生命保険会社などの指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

8　有価証券　（国債･地方債･社債･株式･外国証券･その他の証券）

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国･企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する外国株式等、海外の国･企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

9　貸付金　（保険約款貸付･一般貸付）

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。

「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国･政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

10　有形固定資産　（土地･建物･リース資産･建設仮勘定･その他の有形固定資産）

有形固定資産には、土地･建物･リース資産･建設仮勘定･その他の有形固定資産が含まれます。土地とは投資用建物･営業用店舗･社宅などの土地、建物とは投資用建物･営業用店舗･社宅など、リース資産とはリース物件･リース投資資産、建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地･建物などの本来の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。その他の有形固定資産とは有形固定資産のうち、土地、建物、リース資産、建設仮勘定に計上されないもので、自動車･コンピュータ･備品などが含まれます。

11　無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。具体的には、のれんや知的財産権、電話加入権、ソフトウェア、リース資産などが含まれます。

12　代理店貸

生命保険会社は、保険の募集･集金業務を行うために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金（着金）されていない場合などに発生します。

13　再保険貸

再保険契約にもとづいて授受される再保険料･保険金などに関する再保険会社に対する債権（未収金額）の総額です。

14　その他資産　（未収金･未収収益･預託金、金融派生商品など）

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地･建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金や次の金融派生商品などです。

＊金融派生商品（資産の部）

金融派生商品（デリバティブ）取引に係る期末の評価額を計上します。原則として、資産･負債にそれぞれ表示します。

15　繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

16　再評価に係る繰延税金資産

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を下回る場合の、税効果相当額を計上します。

17　支払承諾見返

（「33　支払承諾」の解説をご参照ください）

18　貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額をあらかじめ準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定にもとづき、貸倒実績率等合理的な方法により算出した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

＊個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を当期の費用として計上します。

＊特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部

19　保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払備金、責任準備金、社員（契約者）配当準備金があります。

＊支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由がすでに発生したと考えられる金額についても、支払備金に積み立てることとしています。

＊責任準備金

責任準備金は、将来の保険金･年金･給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金です。責任準

用語集

備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。
*社員(契約者)配当準備金
社員(契約者)配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

20　代理店借
代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します。

21　再保険借
再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する債務の総額です。

22　短期社債
自社の発行した短期社債の額を計上します。

23　社債
自社の発行した社債の額を計上します。

24　新株予約権付社債
株式会社において使用される勘定科目で、自社の発行した新株予約権付社債の額を計上します。

25　その他負債　(債券貸借取引受入担保金・借入金・未払金・未払費用・金融派生商品・リース債務など)
他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金、リース物件に係る債務や次の金融派生商品、債券貸借取引受入担保金などです。
*金融派生商品(負債の部)
(「金融派生商品(資産の部)」の解説をご参照ください)
*債券貸借取引受入担保金
現金担保付債券貸借取引(レポ取引)により担保として受け入れた額を計上します(「債券貸借取引支払保証金」の解説をご参照ください)。

26　退職給付引当金
退職給付債務の額(退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額)に未認識過去勤務債務と数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を差し引いた額を計上します。過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂などによって発生した退職給付債務の増加または減少部分をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識過去勤務債務といいます。また、数理計算上の差異とは、年金資産の期待収益率と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更などにより発生した差異をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識数理計算上の差異といいます。

27　役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、会社の役員(取締役・監査役・執行役など)に対する退職慰労金の支払いに備え、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上します。

28　価格変動準備金
株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

29　金融商品取引責任準備金
金融商品取引法第48条の3第1項の規定にもとづき、金融商品取引取次業務などの認可を受けた生命保険会社が、金融商品取引等の受託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

30　繰延税金負債
税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において支払が見込まれる税金の額を計上します。

31　再評価に係る繰延税金負債
「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合の、税効果相当額を計上します(「土地評価差額金」の解説をご参照ください)。

32　負ののれん
のれんは、企業を買収した際に、取得原価が、資産と引き受けた負債の純額を上回る際に資産の部に無形固定資産として計上されます。
逆に、取得原価が、資産と引き受けた負債の純額を下回る際には、「負ののれん」として負債の部に計上されます。

33　支払承諾
生命保険会社には、保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼にもとづき顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社が実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権(代わって弁済したお金を返してもらう権利)を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

純資産の部

34　資本金
保険業法第6条の規定により、保険会社については、株式会社では資本金の額が10億円以上とされています。

35　新株式申込証拠金
決算期末時点で資本金に振替えられていない新株式の申込証拠金を、資本金とは別区分で計上します。

36　資本剰余金
資本剰余金とは、株主などからの出資額(または負担額)のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。資本準備金及びその他資本剰余金などがあります。

37　利益剰余金
利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・繰延利益剰余金などがあります。
*利益準備金
会社法によって定められている準備金で、剰余金の配分を行う場合、資本準備金と利益準備金の合計が一定の額に達するまでは、その配当により減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または利益準備金として積み立てなければなりません。
*任意積立金
剰余金処分として積み立てる積立金のうち、会社法などで強制されないものです。株式会社においては、株主資本等変動計算書の中で繰り入れられます。
*繰越利益剰余金
利益剰余金のうち、利益準備金及び任意積立金に計上されていないものです。株式会社は、契約者配当準備金を損益計算書上で繰り入れることが可能であるため、繰延利益剰余金については、相互会社の当期未処分剰余金と異なり、契約者配当準備金の繰り入れ後の額が記載されます。

38　自己株式
株式会社で使用される科目で、保険会社が所有する自社の株式が計上されます。なお、連結貸借対照表では、親会社及び連結子会社が所有する親会社株式が計上されます。

39　自己株式申込証拠金
自己株式の処分のために払込んだ額を、自己株式の処分を認識するまでの期間計上します。

40　その他有価証券評価差額金
生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価

し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

41　繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益または評価差額から税効果相当分を控除した額を計上します。

42　土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」に基づく土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価にかかる繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。土地の再評価は、事業用の土地を時価で評価するとともに、税効果反映後の評価差額を純資産に計上する制度で、平成10年度から平成13年度までの決算で、一度だけ実施することが認められました。

43　新株予約権

株式会社に対して行使することにより、その会社の株式の交付を受けられる権利です。発行価額を記載し、その権利が行使され、対価が払込まれた際に資本金または資本準備金に振替えます。

損益計算書の用語

経常損益

1　経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

2　保険料等収入　（保険料･再保険収入）

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

3　資産運用収益　（利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益など）

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

＊利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息･配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

＊商品有価証券運用益

商品有価証券に係る売却損益、評価損益などを計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合には「商品有価証券運用益」、損が出た場合には「商品有価証券運用損」を計上します。

＊金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」（次頁）に計上します。

＊売買目的有価証券運用益

商品有価証券、金銭の信託、特別勘定以外の売買目的有価証券から生ずるすべての損益（売却損益･償還損益･利息配当金等収入･評価損益等）を一括して計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「売買目的有価証券運用益」に、損が出た場合は「売買目的有価証券運用損」に計上します。

＊有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益は、あわせて有価証券の種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券売却益:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する売却益を計上。
・株式等売却益:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する売却益を計上。
・外国証券売却益:外国証券から発生する売却益を計上。

＊有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額（金利調整差額を除く）を計上します。

＊金融派生商品収益

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益及び期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

＊為替差益

外貨建の取引では、取引時と決済時、あるいは外貨建債権等を決算時のレートで換算したときに円と外国通貨の為替レートが異なることにより益や損が発生します。為替差益は、この為替レートによる損益を計上します。期中の収益合計と損失合計を相殺して、益がでた場合は「為替差益」に、損がでた場合は「為替差損」に計上します。なお、外国証券の売買及び期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目（「外国証券売却益」「外国証券売却損」「外国証券評価損」）に含まれています。

＊その他運用収益

上記の収益に含まれない資産運用収益を計上します。具体的には公社債の引き受けに係る手数料などがあります。

＊特別勘定資産運用益

特別勘定から生ずるすべての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。

4　その他経常収益　（保険金据置受入金等）

主なものは、保険金据置受入金、責任準備金戻入額、支払備金戻入額です。

＊保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、お客様によっては一度にその全額を必要としないケースもあります。そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します。（「保険金据置支払金」の解説もご参照ください）。

＊責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します（「責任準備金等繰入額」の解説をご参照ください）。

＊支払備金戻入額

支払備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します（「責任準備金等繰入額」の解説をご参照ください）。

5　経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。

6　保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。

7　責任準備金等繰入額

（支払備金繰入額、責任準備金繰入額、社員（契約者）配当金積立利息繰入額）

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末（3月末）に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法（洗い替え方式）により積み立てられます。損益計算書の表示は、（繰入額−戻入額）の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額･支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額･支払備金戻入額として表示されます。

＊契約者配当金積立利息繰入額

契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による契約者配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

用語集

8　資産運用費用　（支払利息、商品有価証券運用損、有価証券売却損など）
資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。
*支払利息
生命保険会社の支払利息に計上されるものには、借入金利息、預り金利息、保険金･給付金等の支払遅延利息などがあります。
*商品有価証券運用損
（「商品有価証券運用益」の解説をご参照ください）
*金銭の信託運用損
信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。
*売買目的有価証券運用損
（「売買目的有価証券運用益」の解説をご参照ください）
*有価証券売却損
有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券売却損」「株式等売却損」「外国証券売却損」に分類して表示します（「有価証券売却益」の解説をご参照ください）。
*有価証券評価損
減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。有価証券評価損は、種類別に次のように分類して表示します。
･国債等債券評価損:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する評価損を計上。
･株式等評価損:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する評価損を計上。
･外国証券評価損:外国証券から発生する評価損を計上。
*有価証券償還損
公社債の償還金のうち、帳簿価額に達しない場合の差額（金利調整差額を除く）を計上します。
*金融派生商品費用
（「金融派生商品収益」の解説をご参照ください）
*為替差損
（「為替差益」の解説をご参照ください）
*貸倒引当金繰入額
資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸付金については、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。貸倒引当金繰入額には、当期の計上金額（繰入金額）から前期に計上した金額（戻入金額）を差し引いた金額を計上します。また、個別貸倒引当金や特定海外債権引当勘定の繰り入れについても同科目で計上しますが、当期に追加で繰り入れる金額から、回収等により引当不要となった金額の戻し入れを差し引いた額としています。逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」として特別利益に計上します。
*貸付金償却
貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額（個別貸倒引当金）を相殺した後の金額を計上します。
*賃貸用不動産等減価償却費
減価償却費（固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き）のうち、投資用不動産･動産などに係わるものを計上します。
*その他運用費用
上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、（1）投資に係る税金（消費税、固定資産税など）、（2）投資用不動産に係る費用のうち、a）賃借料等、b）登記手数料、c）維持･管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。
*特別勘定資産運用損
（「特別勘定資産運用益」の解説をご参照ください）

9　事業費
新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

10　その他経常費用
主に、保険金据置支払金、税金、減価償却費、退職給付引当金繰入額を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係わるものは資産運用費用に計上します。
*保険金据置支払金
保険金、給付金を生命保険会社に据置いている場合、受取人からの請求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。生命保険会社は、保険金、給付金を据置く場合、保険金据置受入金を計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置き期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。
*税金
生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」等に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税･都市計画税などがあります。
*減価償却費
減価償却は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きで、生命保険会社が保有する「固定資産」について、当年度に減価償却した金額を計上します。なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」において計上します。
*退職給付引当金繰入額
退職給付引当金の前期末･当期末の差額を計上します。

11　経常利益（又は経常損失）
生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

特別損益

12　特別利益
臨時･突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。
*固定資産等処分益
不動産･動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行われていることから経常収益に含めており、不動産･動産などの処分益は、臨時･突発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。
*保険業法第112条評価益
保険業法第112条にもとづいて計上される株式の評価益です。保険業法では、市場価格のある株式の時価が、帳簿価額を超える場合、監督当局の認可を受けたうえで、その全部または一部分について評価益を計上し、責任準備金及び配当準備金として積み立てることが認められています。

13　特別損失
臨時･突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、固定資産等処分損、価格変動準備金繰入額、証券取引責任準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。
*固定資産等処分損
有価証券以外の不動産･動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却（取壊しなど）、災害･盗難による損失、及び累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失も計上します。
*減損損失
固定資産の減損に係る会計基準に基づき発生した損失を計上します。
*価格変動準備金繰入額
価格変動準備金への繰入額を計上します。逆に取り崩した場合は、「価格変動準備金戻入額」として特別利益に計上します（「価格変動準備

金」の解説もご参照ください)。
*金融商品取引責任準備金繰入額
金融商品取引責任準備金への繰入額を計上します。
*不動産圧縮損
法人税法、租税特別措置法の規定にもとづき、不動産の交換・換地・買換・収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行われます。不動産圧縮損相当額については剰余金(利益金)処分において圧縮積立金として処理されるものもあります。

14　契約者配当準備金繰入額

株式会社において使用される勘定科目で、保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。なお、無配当保険のみ取り扱っている会社の場合は、この項目は存在しません。

15　税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。株式会社の場合は、さらに「契約者配当準備金繰入額」を控除した金額となります(株式会社は、契約者配当準備金の繰り入れが株主総会の付議事項ではないため、決算時点で「契約者配当準備金繰入額」の控除を行っています)。

16　法人税及び住民税

当年度の所得にかかる法人税、住民税の合計金額です。

17　法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券にかかるものを除く)を期首と期末で比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス(△)で表示します。

18　法人税等合計

法人税及び住民税、法人税等調整額の合計金額です。

19　当期純利益(又は当期純損失)

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

その他の用語

1　標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いていましたが、平成7年に改正、平成8年4月より施行された保険業法において「標準責任準備金制度」が導入され、責任準備金の積立方式だけでなく計算基礎率についても、監督当局が定めることになりました。つまり、標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。具体的には、新保険業法が施行された平成8年4月以降に締結した保険契約のうち金融庁長官が定めたものについて、次のような積立方式と計算基礎率により計算しています。

積立方式:平準純保険料式
予定死亡率:(社)日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したもの
平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する保険契約…生保標準生命表1996(死亡保険用、年金開始後用)に基づく予定死亡率
平成19年4月1日以降締結する保険契約…生保標準生命表2007(死亡保険用、年金開始後用)・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率
予定利率:平成11年3月31日までに締結した保険契約…年2.75%
平成11年4月1日以降平成13年3月31日までに締結した保険契約……年2.00%
平成13年4月1日以降締結する保険契約……年1.50%

2　責任準備金の積立率

ディスクロージャー誌で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式(「標準責任準備金」の解説を参照してください)、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表しています。

3　再保険

生命保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

4　格付け

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。ただし、格付会社は複数あり、それぞれ見方が違います。このため同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。また、同じ格付会社の格付けでも「依頼格付け」と「勝手格付け」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付けの取得は法律で義務付けられているわけではありませんので、格付けを取得していない会社もあります。格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

5　三利源

「三利源」とは、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額である「費差」、予定死亡率に基づく保険金・給付金当支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額である「危険差(死差)」、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益の差額である「利差」の三つを指します。
「三利源」については、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」の内訳として開示している会社があります。

「Report 2009 損保ジャパンひまわり生命の現状」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に関するお問い合わせ　　経営企画部　　Tel 03-3344-6704

作成・発行　2009年7月　経営企画部

損保ジャパンひまわり生命保険株式会社

〒163-0435　東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階　Tel. 03-3348-7011
ホームページアドレス　http://www.himawari-life.com/

FSC
ミックス品
FSC認証林及び管理された
森林からの製品グループです
Cert no. SGS-COC-001466
www.fsc.org
© 1996 Forest Stewardship Council

本文用紙にFSC認証紙が
使用されています。

PRINTED WITH SOY INK®

Waterless Printing. Naturally.

（99KGA354-Z21）940403（09.07）